

令和 3 年

第 1 回定例会会議録

令和 3 年 3 月 1 日

）

令和 3 年 3 月 21 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第2号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日 [第1号] (3月1日 (月))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	8
○日程第 1 会議録署名議員の指名	8
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 議案第14号 令和3年度田上町一般会計予算議定について	17
○日程第 5 議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	17
○日程第 6 議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	17
○日程第 7 議案第17号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に ついて	18
○日程第 8 議案第18号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定 について	18
○日程第 9 議案第19号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて	18
○日程第10 議案第20号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定につい て	18
○日程第11 議案第21号 同年度田上町水道事業会計予算議定について	18

○日程第12	議案第1号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について ……	26
○日程第13	議案第2号	田上町介護保険条例の一部改正について ……	26
○日程第14	承認第1号	専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて）の報告について ……	27
○日程第15	承認第2号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算 （第11号））の報告について ……	28
○日程第16	承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第 12号））の報告について ……	28
○日程第17	承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第 13号））の報告について ……	28
○日程第18	議案第3号	田上町使用料条例の一部改正について ……	30
○日程第19	議案第4号	田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃 止について ……	30
○日程第20	議案第5号	同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約 について ……	30
○日程第21	議案第6号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第14号） 議定について ……	31
○日程第22	議案第7号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 4号）議定について ……	31
○日程第23	議案第8号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）議定について ……	31
○日程第24	議案第9号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 （第5号）議定について ……	31
○日程第25	議案第10号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）議定について ……	31
○日程第26	議案第11号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 （第3号）議定について ……	31
○日程第27	議案第12号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3 号）議定について ……	32
○日程第28	議案第13号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第5号） 議定について ……	32

○日程第29 議案第22号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並び に新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合にお ける公の施設の相互利用に関する協定の一部変 更について	34
○散 会	36
○議事日程第1号	37

会期第11日 [第2号] (3月11日 (木))

○招集年月日、招集場所	41
○出席議員	41
○欠席議員	41
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	41
○本会議に職務のため出席した者の氏名	41
○開 議	42
○日程第 1 一般質問	42
3番 藤 田 直 一 君	42
1番 小野澤 健 一 君	52
5番 小 嶋 謙 一 君	65
11番 池 井 豊 君	75
13番 高 橋 秀 昌 君	86
4番 渡 邊 勝 衛 君	99
○散 会	108
○議事日程第2号	109

会期第12日 [第3号] (3月12日 (金))

○招集年月日、招集場所	111
○出席議員	111
○欠席議員	111
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	111
○本会議に職務のため出席した者の氏名	111
○開 議	112
○日程第 1 諸般の報告	112

○日程第 2	一般質問	……………	1 1 2
1 2 番	関根一義君	……………	1 1 2
7 番	今井幸代君	……………	1 2 3
6 番	中野和美君	……………	1 3 7
8 番	椿一春君	……………	1 4 2
9 番	熊倉正治君	……………	1 5 3
○日程第 3	承認第 1 号	専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特 殊勤務手当に関する条例の一部改正につ いて）の報告について……………	1 6 0
○日程第 4	承認第 2 号	専決処分（令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第 1 1 号））の報告について……………	1 6 1
○日程第 5	承認第 3 号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第 1 2 号））の報告について……………	1 6 1
○日程第 6	承認第 4 号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第 1 3 号））の報告について……………	1 6 1
○日程第 7	議案第 3 号	田上町使用料条例の一部改正について……………	1 6 4
○日程第 8	議案第 4 号	田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止について……………	1 6 4
○日程第 9	議案第 5 号	同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について……………	1 6 5
○日程第 1 0	議案第 6 号	令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第 1 4 号）議定について……………	1 6 6
○日程第 1 1	議案第 7 号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）議定について……………	1 6 6
○日程第 1 2	議案第 8 号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について……………	1 6 6
○日程第 1 3	議案第 9 号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）議定について……………	1 6 6
○日程第 1 4	議案第 1 0 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について……………	1 6 6
○日程第 1 5	議案第 1 1 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について……………	1 6 6

○日程第 1 6	議案第 1 2 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定について	1 6 7
○日程第 1 7	議案第 1 3 号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第 5 号）議定について	1 6 7
○日程第 1 8	請願第 1 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求め る」意見書の採択を求める請願について	1 7 2
○日程の追加			1 7 5
○追加日程第 1	発委第 1 号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求め る意見書について	1 7 6
○日程第 1 9	発議第 1 号	県央医療圏の発展と県立加茂病院を二次救急病 院として県営で運営することを求める意見書に ついて	1 7 9
○散 会			1 8 1
○議事日程第 3 号			1 8 2

会期第 2 3 日 [第 4 号]（3 月 2 3 日（火））

○招集年月日、招集場所			1 8 5
○出席議員			1 8 5
○欠席議員			1 8 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名			1 8 5
○本会議に職務のため出席した者の氏名			1 8 5
○開 議			1 8 6
○日程第 1	議案第 1 号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	1 8 6
○日程第 2	議案第 2 号	田上町介護保険条例の一部改正について	1 8 6
○日程第 3	議案第 1 4 号	令和 3 年度田上町一般会計予算議定について	1 8 7
○日程第 4	議案第 1 5 号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	1 8 7
○日程第 5	議案第 1 6 号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	1 8 7
○日程第 6	議案第 1 7 号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に ついて	1 8 7
○日程第 7	議案第 1 8 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定	

		について	1 8 7
○日程第 8	議案第 1 9 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて	1 8 7
○日程第 9	議案第 2 0 号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定につい て	1 8 7
○日程第 1 0	議案第 2 1 号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	1 8 7
○日程第 1 1	交流会館等建設調査特別委員会調査報告について		1 9 2
○日程第 1 2	議員派遣の件について		1 9 5
○日程第 1 3	閉会中の継続調査について		1 9 5
○閉 会			1 9 7
○議事日程第 4 号			1 9 8

田上町告示第2号

令和3年 第1回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月18日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和3年3月1日
2. 場 所 田上町議会議場

令和3年 第1回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 (月)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・令和3年度予算議案上程 (町長施政方針演説・質疑・予算審査特別委員会設置及び付託) ・その他議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託又は討論・採決) ・散 会
3. 2 (火)			議案調査
3. 3 (水)			議案調査
3. 4 (木)			議案調査
3. 5 (金)			議案調査
3. 6 (土)			(休 会)
3. 7 (日)			(休 会)
3. 8 (月)			議案調査
3. 9 (火)	午前 9:00	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
3. 10 (水)	午前 9:00	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
3. 11 (木)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
	本会議終了後	委 員 会	広報常任委員会
3. 12 (金)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・散 会

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 3 (土)			(休 会)
3. 1 4 (日)			(休 会)
3. 1 5 (月)			議案調査
3. 1 6 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 7 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 8 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 9 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 2 0 (土)			(休 会)
3. 2 1 (日)			(休 会)
3. 2 2 (月)			議案調査
3. 2 3 (火)	午後 1 : 3 0	本 会 議	・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和3年第1回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
承認第1号	専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の報告について
承認第2号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について
承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について
承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について
議案第1号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第2号	田上町介護保険条例の一部改正について
議案第3号	田上町使用料条例の一部改正について
議案第4号	田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止について
議案第5号	同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について
議案第6号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について
議案第7号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について
議案第8号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第9号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）議定について
議案第10号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について

議案番号	件名
議案第11号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第12号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
議案第13号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第5号）議定について
議案第14号	令和3年度田上町一般会計予算議定について
議案第15号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
議案第16号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
議案第17号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
議案第18号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
議案第19号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
議案第20号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
議案第21号	同年度田上町水道事業会計予算議定について
議案第22号	三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

第 1 号

(3 月 1 日)

令和3年田上町議会
第1回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年3月1日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番 | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 欠席議員
- 12番 関根 一義君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 7 議事日程
- 別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
- 議事日程と同じ

午前9時00分 開 会

議長（熊倉正治君） 改めまして、おはようございます。本日、令和3年第1回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、関根議員より欠席届が提出をされておりますので、報告をいたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和3年第1回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございました。

早いもので、今日から3月でございます。今年の冬は、全町一斉除雪が11回を数えるほどの大雪となりましたが、ここに来てようやく日増しに春めいてまいりました。

さて、今定例会におきましては、補正予算の専決処分の報告が4件、条例の一部改正や廃止が4件、防災行政無線整備の変更契約であります。また、年度末に至り、各事業の確定による計数整理等のため、令和2年度の各会計補正予算が8件、後ほど施政方針で説明申し上げますが、令和3年度の一般会計及び各特別会計予算8件、そして公の施設の相互利用の協定の変更を含め、合計26議案となっております。

今定例会は、新年度予算の審議をお願いする議会であります。提出議案も多いことから長期にわたるかと思いますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。よろしくようお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時03分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

1番 小野澤 健 一 議員

2番 品 田 政 敏 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日3月1日から3月23日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月1日から3月23日までの23日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の11月分、12月分、1月分並びに同法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が提出をされております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

本定例会には議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) おはようございます。総務産経常任委員長の小嶋です。去る2月8日、総務産経常任委員会は、所管事務調査を総務課、産業振興課、地域整備課を対象に行いましたので、報告します。

調査項目は、総務課については、同報系防災行政無線について、産業振興課では、令和3年度水稻作付面積について、本田上工業団地企業誘致の状況について、地域整備課については、令和2年度工事等の予算執行状況について、町道舗装補修の修繕計画について、田上終末処理場改築更新事業についての6項目であります。

最初に、総務課の同報系防災無線について、戸別受信機の設置状況と受信不良の対応、次に無線設備及び戸別受信機設置契約の状況、最後に総合防災訓練実施計画(案)の説明がありました。

戸別受信機の設置は、2月1日時点で希望していた世帯への設置を終了していません。設置世帯数は、当初の1,792世帯に対し1,846世帯で、54世帯増えたものの、設置率は全世帯の45%にとどまっています。電波状況が悪い山田、中店、湯川地域のように外部アンテナが必要な世帯は町全体で70世帯確認されていますが、アンテナ取付工事は2月中に完了する見込みであるとの説明がありました。戸別受信機は、設置を希望する事業所に71台、公民館に21台、その他公共施設に28台の設置を計画しており、総台数は1,966台の設置を予定しています。

質疑で、普及率の現状が45%で設置した意味はあるのかについて、普及にはホームページや広報「きずな」のほか、区長からも普及に努めてもらったという経緯があったこと、また普及率が低いことについて、若い世帯はエリアメールなど電子機器で情報を知り得、あえて必要としないことも要因としています。また、戸別受信機を設置した市町村の現状に対する質疑もありました。

次に、無線設備及び受信機設置契約の状況について、出来形として当初契約より数量の減少がありました。その中身は、屋外拡声子局1基、これは戸別受信機主体の整備で、信越総合通信局との協議の中で不要と判断されたものです。戸別受信機2,000台、これは町民希望調査による減であります。外部アンテナ2,500本、これは戸別受信機の減少並びに机上シミュレーションでは3,000本となっておりましたが、電波不良箇所の判明に伴う減であります。このため、契約額が約1億円減額となっております。

質疑では、事業費の減額分は国へ戻すのかということに対して、事業費は起債で対応しており、国へ戻す必要はありませんという答弁でありました。

続いて、令和3年度田上町総合防災訓練実施計画（案）の説明がありました。日時は10月末の日曜日、午前8時から12時まで、豪雨を想定した訓練を狙いとして行われます。ここでは、情報伝達、感染症対策を踏まえた避難行動、安否確認、災害対策本部の移動、自主防災組織単位での防災体制把握、防災士の役割の明確化、訓練を通じた課題の抽出を挙げています。会場は感染症対策に配慮し、田上、羽生田の両小学校、町民体育館や地域学習センターを予定しています。

質疑応答から、地域説明会の日程について質疑がありましたが、これについては今年度内に決めたいとしております。

次に、産業振興課から、令和3年度水稻作付面積について説明がありました。令和3年産米をめぐる情勢と取り組み方針では、新潟県は国から前年比で1割以上の減産が課せられており、田上町は県から提示された2,861トン、面積にして507ヘクタール、これは前年より8.7%減少の生産目標に基づいた主食用米の作付と多様な米作りのほか、園芸振興の推進に努めるとしています。去る2月5日の田上町農業再生協議会は、この生産数量を承認しています。園芸振興では、タマネギと大豆作付に県の産地交付金を活用するなど、今後も後押しをしていきます。

次に、本田上工業団地企業誘致の状況について、新しいパンフレットを基に説明がありました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による企業の業績悪化から広告の掲載やアプローチが困難であった中で、新潟県企業立地ガイドや日本立地センターの産業用地ガイドに情報を提供してきており、数社から問合せがあり、現在交渉中の企業もあります。

地域整備課から、令和2年度工事等の予算執行状況について、工事概要及び発注状況の説明を受けました。予算上の工事は100%発注済みです。

質疑から、県道新潟五泉間瀬線の拡幅工事に伴う下水道の確認があり、防火水槽を含め、工事は全て完成しています。

次に、町道舗装補修の修繕計画では、路面の診断によって舗装補修の対象が77路線あり、このうち補修が完成しているのは4路線で、工事を継続している路線は3路線あります。

質疑応答から、舗装補修は国土強靱化施策との絡みはなく、社会資本整備交付金の充当はできなく、今は有利な起債を使って例年の規模で発注しているのが実情です。

最後に、田上終末処理場の改築更新工事の説明を受けました。田上終末処理場改築更新工事は、平成21年度に始まり、令和2年度に完了を迎え、総工費は10億9,700万

円です。次年度は、長寿命化に向け、ストックマネジメントによる維持修繕計画を作成していきます。

説明の後、処理場施設の視察を行い、水処理コントロールセンターの全ての管理がモニターで可能になった状況や、各種設備の更新工事が終わった状況を確認しました。

以上で調査報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、社会文教常任委員会所管事務調査についてご報告をいたします。

2月8日、協議題は学校の現状についてとなっております。羽生田小学校にて、まずはコロナ禍での学校教育活動の様子を見学してまいりました。整備中である給食棟の空調、また通信環境などの進捗状況も確認することができ、いずれも順調に進んでおりました。

協議題であります学校の現状についてですが、①、コロナ禍での教育活動の現状とその課題について、2点目、ICT教育について、3点目、いじめ、不登校の現状と課題についての3点となっております。

1点目のコロナ禍での現状と課題でございますが、3校それぞれが感染症対策を徹底できるよう、基本的な感染予防に加え、体育や音楽での留意事項、例えば対面での歌唱は控える、身体接触のある活動は避ける等取りまとめられており、実践がなされていきました。また、出席停止等の生徒へのフォローなどは、担任だけには任せない組織体制がつけられていました。課題といたしましては、新学習指導要領の実現が難しくなっていること、また、マスク着用により表情が分かりにくいといったことから、子どもたちのコミュニケーション不足によるストレス状況の把握や対処が難しくなってきていること、また、様々な行事の延期や中止、中学校では部活動大会の中止等による子どもたちの脱力感、また奮起等が挙げられました。

2点目のICT教育についてですが、これまで各3校、校内研修としてズームによる教師力アップセミナー、田上町教育研究会協議会夏期全体研修を実施し、今後県立教育センターからICT訪問型研修を受ける予定とのことでした。課題といたしましては、Society5.0時代において、パソコン端末は鉛筆、ノートと並ぶマストアイテムであり、教師、児童、児童同士のコミュニケーションを大切にするために

行う、学習の効率化を図る等、ICT活用を自分たちの授業にどのように位置づけるか、これをしっかりと明確化させ、その実践がやはり大きな課題となっている。また、これからしっかりと取り組んでいかなければならないということが各校長から述べられました。また、導入されますロイロノートを活用することで、ノートの回収、また動画共有、意見共有、ペーパーレス等が期待できるとの見込みであるとのこと。教育委員会からは、導入されますタブレット端末の管理運用規程、個人情報保護規程の素案が示されました。

最後に、いじめ、不登校への取り組みといたしましては、未然防止、また、初期対応に重点を置き、各学校がいじめや不登校事案の点検結果を毎月教育委員会に報告しているとのこと。未然防止の具体的取り組みは、小学校であれば学年交流や縦割り班活動、これは3校、中学校もですけれども、QU検査や学校生活調査等による実態の把握、各学期の先生との懇談、またいじめ見逃しゼロスクールの集会、こういったことで、どの子も参加ができる、活躍できる授業づくりを展開しているといったことも述べておられました。課題といたしましては、いじめ対応に関しては、その組織的な対応の流れを全教員でしっかりと共通の理解を持つことなどが挙げられました。その後、庁舎会議室に戻りまして、町民課より、マイナンバー交付等に係る窓口事務補助員の募集や、高齢者と保健事業者の介護予防事業の一体的な取り組みの実施について、それらの考え方等について報告を受けました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） 改めまして、おはようございます。これから加茂市・田上町消防衛生保育組合の12月定例会の議会報告をいたします。資料が1ページから21ページにわたってございます。資料を参照しながらいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日時は、令和2年12月23日午後1時30分より、加茂市議場で行われました。本会におきましては4議案が提案され、専決処分の承認について、条例の改正について、令和2年度補正予算、令和元年度決算認定について、以上の4件が議題でありました。

資料の3ページ行ってください。第4号議案、専決処分について、これは承認であります。専決処分の内容は、火葬場の合併浄化槽の故障による更新工事の経費で、363万円の経費が繰越金で充てられます。現行の合併浄化槽は面積の規定によりかなり大きな浄化槽でしたが、今回現実的な利用人数の算定により、小さな便槽で済むということで、かなり経費を抑えられたとの説明がありました。

次、8ページをお開きください。8ページは、第5号議案 加茂市・田上町消防保育衛生組合火災予防条例の一部改正であります。この中の第48条、消防長は防火物の消防設備用品の状況が、法令、条例等の規定に違反する場合は、防火対象物の違反の内容を公表することができるという条例の訂正であります。これは、原案可決でございます。

次に、10ページをお開きください。こちらは令和2年度一般会計補正予算（第2号）でありまして、原案可決であります。781万6,000円の増額であります。

16ページをお開きください。令和2年度の人事院勧告による期末手当0.05か月の減額と、4月よりの人事異動による増減に係る人件費の経費、それから焼却場の第1号焼却炉の修理による700万円の経費であります。

次に、17ページお開きください。こちらは第7号議案、令和元年度一般会計決算認定であります。結果は認定でありました。

まず、19ページのほうで歳入ですが、不納欠損なく、収入済額10億5,038万793円の収入であります。

それから、21ページへ行きますと、歳出のほうですが、1,895万2,550円の不用額でありまして、支出合計額が10億3,590万9,450円、歳入歳出の差額で1,447万1,343円の差額が出て、決算認定となりました。

あと、議会の中で質疑があった項目を紹介いたします。これ加茂・田上病児保育園の利用率についてということで、森山議員、池井議員、森議員のほうから質問がありました。これは平均的利用人数が1日1人に満たないことの指摘があり、配置している職員の業務についての質疑でありました。利用人数が少ないとき、どのような業務に当たっているのかということと、他の保育所の勤務等で有効な業務の検討を求められておりました。

それから、高橋議員より、消防署についての人員についての質疑がありました。現在59名であり、職員の増減であります。令和3年度に退職が1名、2名の増員で、60名の体制であるという説明がありました。

それから、令和元年度の救急車の通報から収容まで平均59分というのはとても長

過ぎるので、職員は大変になるので、加茂病院の充実と基幹病院を予定どおりつくる考えについて質疑がされておりました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） それでは、私のほうから三条地域水道用水供給企業団議会の報告をさせていただきます。

第1回定例会でございます。期日は令和3年2月19日。場所は、三条地域水道用水供給企業団事務所で行われました。提案された議案は、令和3年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の1案件です。

会計予算については、詳細はお手元の予算書25ページから35ページにわたってお話をさせていただきます。収益的収入及び支出は、事業収入が12億3,425万8,000円、支出に当たる事業費用は8億9,076万6,000円で、収益が3億4,349万2,000円を上回る予定額になっております。

次に、33ページの資本的収入及び支出では、収入が11億2,610万円に対し支出は16億9,121万7,000円で、災害復旧債償還元金の531万3,000円を除いた不足額5億5,980万4,000円については、当年度分損益勘定留保資金や減債積立金で補充いたしますとの説明でした。

なお、議員協議会でのお話を少しさせていただきます。令和3年から令和4年度の新設事業についての説明では、浄水処理施設築造工事と工事監理業務委託費を合わせた7億6,620万円及び三条第一調整池建設事業の取付道路工事費に1億6,080万円を予算計上していることや、更新等大規模工事では、沈殿池スラッジの掻き寄機の更新工事に920万円、第7号水管橋耐震補強工事1億1,800万円を予算計上しているとの説明がありました。審議の結果、令和3年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業予算は原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会のご報告を申し上げます。

去る令和3年2月25日に第1回定例会が開催されました。提出議案は、令和3年度三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合会計予算でありました。予算額は2億1,014万3,000円で、前年度比21万3,000円の増加で、増加率は0.1%であります。内容的には、ほぼ前年度並みの内容となっております。質疑等なく、可決をされました。

なお、来年度、令和4年度に予定されている空調設備の入替えの改修工事として、今のところ概算で4,934万6,000円に關しまして、その設計委託料として270万円が令和3年度予算に計上をされております。また、令和5年度にはボイラーの入替えの改修工事が予定されており、今のところ概算ベースでは3,012万9,000円を予定をしております。これらの田上町の工事分担金、令和5年度から令和16年度の12か年になりますけれども、その総額として557万7,000円、分担割合で6.9%が今のところ予定をされております。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小野澤議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。新潟県中越福祉事務組合議員の渡邊です。ただいまから議会の報告をさせていただきます。

令和3年第1回新潟県中越福祉事務組合議会定例会が2月26日に招集され、見附市まごころ寮にて開催されました。

議長が任期満了で不在のため、副議長の私が議長の職務を行い、令和3年第1回新潟県中越福祉事務組合議会定例会が開催されました。諸般の報告として、議員の異動により新たに就任されました議員は、三条市の滝沢亮議員、見附市の五十嵐勝議員、見附市の重信元子議員が紹介されました。その後、議長の選挙に入り、選挙については地方自治法第118条第2項の規定により指名選挙を行い、議長に見附市の重信元子議員が当選されました。

議会定例会提出議案の第1号議案は、令和2年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,055万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,219万6,000円としております。

第2号議案は、令和3年度新潟県中越福祉事務組合予算については、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億9,276万6,000円と定め、地方自治法第235条の3第

2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めております。

歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とします。

議案は、審議の結果、原案どおり可決されました。現在、田上町からは4名の方が施設を利用されております。

詳細については、皆様に配付されております一部事務組合議会報告の43ページから54ページを見ていただきたいと思います。

以上で新潟県中越福祉事務組合議会報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。渡邊議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会についてご報告いたします。

2月9日13時より、自治会館にて行われました。主な議案は、今年度予算の補正と来年度の一般会計、特別会計の予算案でした。

今年度の一般会計は、10億8,164万3,000円から3万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億8,167万8,000円とし、特別会計は2,720億8,054万1,000円から2,471万1,000円を追加し、2,721億525万2,000円とするものです。一般会計、特別会計いずれも、前年度繰越金の確定に伴う共通負担金の精算、前年度国庫補助金の精算によるものとなっております。

来年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ10億4,453万8,000円、特別会計予算2,696億3,058万6,000円となっており、質疑なく、全会一致で全議案可決されました。

以上です。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

以上で各一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第14号 令和3年度田上町一般会計予算議定について

日程第 5 議案第15号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について

日程第 6 議案第16号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について

- 日程第 7 議案第 17号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第 8 議案第 18号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第 9 議案第 19号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第 10 議案第 20号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第 11 議案第 21号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（熊倉正治君） 日程第4、議案第14号から日程第11、議案第21号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま、一括上程になりました「令和3年度の各会計予算案」のご審議をお願いするに当たり、私の新年度の町政運営に臨む考え方の一端を申し述べさせていただくとともに、令和3年度当初予算案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、令和3年度一般会計当初予算案の特徴と今後の財政見通しについて、ご説明いたします。

令和3年度一般会計の予算総額は、43億5,600万円となり、令和2年度と比較して4億4,400万円、率にして9.3%の大幅減額となりました。

減額の要因といたしましては、「まちづくり拠点整備」及び「防災行政無線整備」などの大型事業の完了によるものでありまして、これらの事業開始前の平成28年度以前の平常時の予算ベースに戻ったものと言えます。

令和3年度当初予算と平成28年度予算とを比較いたしますと、起債の発行抑制により公債費は1億4,000万円減額となっている一方、清掃センター修繕等による加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金の増、交流会館、道の駅、地域学習センターの整備による経常経費の増により、衛生費で3,200万円、商工費で6,800円、教育費で3,600万円増額となっております。

今後の財政見通しといたしましては、「まちづくり拠点整備」「防災行政無線整備」に係る起債の償還が、令和4年度から毎年5,000万円程度必要になると想定されるほか、新たな行政需要に対応した財政運営が課題であると認識しております。

さて、令和2年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、その対応に追われた1年でありました。

町では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、これまで議員の皆様と

議論させていただきながら、国の臨時交付金 2 億 7,000 万円に、町の一般財源 6,000 万円を合わせた総額 3 億 3,000 万円の予算を編成し、国や県の支援の行き届かないところを重点的に、より困っている町民の皆様への支援を基本として、事業継続等緊急支援金、湯田上温泉宿泊補助、プレミアム付き商品券・飲食券、農業者経営継続支援金、給与収入者減収対策緊急支援金、PCR 検査助成など、大小様々な事業の実施により町民の生活を守るため全力で取り組んでまいりました。

令和 3 年度当初予算におきましては、町施設等の感染対策に係る経費のみ計上させていただきましたが、これは予算編成段階におきまして、国の動向を注視していたところであり、国の第 3 次補正の状況が 2 月に入り明確になりましたので、令和 3 年度早々に、議会の意向もお聞きする中において、有効な対策を実施してまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種につきまして、令和 2 年度補正予算として、2,400 万円を計上させていただいたところですが、国からワクチンが届き次第迅速に接種できるよう接種体制の整備に万全を尽くしてまいります。

一方、令和 2 年は、「田上町が大きく変わり、羽ばたく年」と位置づけた 1 年でもありました。

新しいまちづくりの拠点として、令和元年度の田上町交流会館に続き、10月28日に「道の駅たがみ」がオープンいたしました。

当初は、感染症の影響により、十分な PR・誘客ができず、竣工式も縮小せざるを得ない状況の中で心配もされましたが、関係各位のご尽力・ご協力により施設のオープン以降、大勢の方からおいでいただくことができました。

「近きものよろこびて、遠きもの来る」のコンセプトのとおり、町民の皆様が喜び、幸せを感じられるような施設となり、町外から多くの方が訪れていただく、にぎわいの拠点として、大きな手応えを感じているところであります。

3月8日には、「地域学習センター」がオープンいたします。この施設は、図書館機能と地域活動資源を活用した活動を支援する設備を併せ持つ施設であります。

「図書コーナー」・「情報交換コーナー」での学習、「研修ルーム」・「調理実習室」でのまちづくり活動など、多くの皆様からご利用いただき、喜ばれ愛される施設になるよう努めてまいります。

これらの施設のにぎわいを町内の商店や湯田上温泉、町の施設等へ誘導を図り、町全体を活性化させていく工夫、仕組みづくりが今後の課題であります。

道の駅を通じた町全体の PR、情報発信コーナーの活用、交流会館等との連携を

推し進めることにより、令和3年度は、田上町が「さらに羽ばたく年」となるよう、まちづくりを加速させてまいります。

また、まちづくりの基礎となる「第5次総合計画」の計画期間が終了することから、新たに10年後の町の姿を見据えた「第6次総合計画」を策定いたします。

自治体を取り巻く環境として「人口減少」「少子高齢化」のほか、新型コロナウイルス感染症拡大など様々な社会情勢の変化への対応が喫緊の課題となっております。

私は、町長に就任した際、この町を誰もが住んでみたいと思える町に、お年寄りの人たちが生きがいを感じられる町に、そして若い人たちが夢と希望を持てる魅力ある町にしたいと申し上げました。

第6次総合計画の策定に当たっては、社会情勢の変化や時代の潮流を的確に判断し将来展望を明確にするとともに、これらを実現するため、私の基本政策である「オール田上でまちづくり」「みんなと決める、みんなと進めるまちづくり」という方針を基本に、「誰もが住んでみたい、10年後も誰もが住み続けたい」と思ってもらえるような町にしていきたいと考えております。

「公共交通の導入」につきましては、平成31年4月に公共交通会議を立ち上げ、町民アンケートの実施、他市町村の視察などを行うとともに、議会の皆様とも議論させていただきながら実施方法を検討してまいりました。当初は巡回バスという形を考えておりましたが、町民の皆様の要望が多かったデマンド型乗合タクシーを4月から運行させることにいたしました。

利用者の自宅から町が設定する停留所までを運行いたしますが、町民の皆様から提案いただき愛称を「ゴマンド号」と決めさせていただきました。多くの方からご利用いただき、愛されるものとなるよう、しっかり運営してまいります。

「清掃センター」につきましては、加茂市・田上町消防衛生保育組合におきまして、「ごみ処理施設整備構想」「一般廃棄物処理基本計画」の策定により施設の延命策と新しい施設の構想について、協議を進めておりますが、令和3年度では、新たに「循環型社会形成推進地域計画」を策定してまいります。

「防災関連」につきましては、令和3年は、各地で甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から10年を迎えます。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている方々に対し、改めてお見舞いを申し上げます。

また、2月13日には、福島県・宮城県を中心に、震度6強の地震が発生し、改めて災害はいつ起こるか分からないと認識したところであります。町では全地域で自

主防災組織が設立され、各組織を中心として訓練が行われてまいりました。令和3年度においては、町を挙げての総合防災訓練を実施し、令和2年度に整備いたしました防災行政無線を活用した情報伝達や、感染症対策を踏まえた避難行動などの検証を行います。

さて、令和3年度の地方財政対策は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされました。

この方針に基づいて編成された令和3年度の地方財政規模は89兆8,400億円と対前年度1.0%の減額となる一方、地方交付税は17兆4,385億円と対前年度5.1%の増額となりました。

田上町の財政状況は、近年、財政健全化策の継続や公債費の償還額の減少などの要因により比較的健全性を維持してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策のほか、公共交通の整備、ごみ焼却場の建設等の新規の需要が控えているほか、施設整備による経常経費の増加により歳出規模の大幅な拡大が想定される一方、歳入面では新型コロナウイルス感染症による景気の落ち込みなどの影響により町税等の減収も見込まれるなど、当町財政は厳しい状況になることが想定されます。

令和3年度の予算編成に当たっては、長期的視点に立った的確な行財政運営を基本にしながら、「町民の幸福を追求するまちづくり」を実現するため、「新しい田上町をつくる3本柱」及び「第5次総合計画」に重点施策として位置づけている事業について、優先的、積極的に実施できるよう、必要な予算措置を講じたところであります。

それでは、令和3年度当初予算案の概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算につきましては、予算総額を43億5,600万円とし、令和2年度当初予算額に比較して4億4,400万円、率にして9.3%の減額といたしました。

歳入では、予算総額の23.8%を占める町税を10億3,544万9,000円と見込み、令和2年度当初予算と比較して、6,038万9,000円、率にして5.5%の減額といたしました。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きも見られます。先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことに期待が寄せられているところであります。しかしながら、感染症拡大に

伴う社会経済活動への影響が内外経済活動を下振れさせるリスクがあることから十分注意が必要な状況です。

そのような状況の中、先を見通すことはなかなか困難ではありますが、町民税の個人及び法人では、新型コロナウイルス感染症による影響で、総所得金額の減少などにより、固定資産税では、評価替及び新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等が所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置により、たばこ税、入湯税につきましては、税率改正による売上げ本数の減少と入り込み客数の減少により、それぞれ減額といたしました。軽自動車税は、環境性能割の軽減税率適用期間の延長はあるものの微増と見込んでおります。

地方交付税については、地方財政計画等を踏まえ、17億5,500万円、令和2年と比較して5,000万円の増額を見込んでおります。

実質的な地方交付税の一部とされる臨時財政対策債は1億2,700万円、令和2年度と比較して300万円の増額を見込んでおります。

これらの収入見通しと歳出所要額の差額については、財源不足を補う調整として財政調整基金繰入金を1億5,200万円計上いたしております。

次に、令和3年度に実施する「重点的に取り組む施策」につきまして第5次総合計画の項目に沿って、ご説明いたします。

まず、「自然と調和した安全で快適な暮らしの創造」であります。

防災関連事業では、令和2年に配布した戸別受信機により、災害に係る緊急情報のほか、行政情報を放送しております。設置いただいた町民の皆様からは好評をいただいているところでありますが、町全体の配置率は45%と伸び悩んでいる状況であります。まずは、配置率50%に近づけるよう啓発に努めてまいります。

除雪対策事業では、除雪作業に従事するオペレーターの確保が課題となっております。令和3年度では、除雪車の更新を行うとともに、除雪業者との打合せや作業に関する研修会を開催し、除雪能力の向上を図り、安心して安全な交通路の確保に努めてまいります。

また、地域のボランティアが、高齢者等の生活支援を行う「地域たすけあい事業」について、引き続き推進してまいります。

土木関連事業では、町民の皆様要望の強い生活関連道路の整備、中小河川の浚渫改良等を中心に緊急度や効果等を踏まえ実施してまいります。

公園の整備事業では、YOU・遊ランドと梅林公園の遊具について、改修を行ってまいります。

次に、「健康でやすらかな暮らしの創造」であります。

少子化対策事業では、現在、実施しております特定不妊治療費助成に加えて、令和3年度から妊娠後、流産・死産を繰り返してしまう不育症に悩む方に対し、不育症治療費助成を実施いたします。

子育て支援事業では、「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、妊娠初期から子育て期にわたる相談支援を行うとともに、多子世帯への学校給食費助成、乳幼児育児用品購入費助成、子育て応援カード事業などを引き続き実施し、子育て環境の整備を行ってまいります。

次に、「豊かさ生きがいに満ちた暮らしの創造」であります。

教育関連事業では、令和2年において、GIGAスクール構想により生徒1人に端末1台を整備させていただきましたが、これを活用したICT教育を行ってまいります。

また、特別支援学校に通学する生徒について、令和3年度より通学支援を実施いたします。

生涯学習関連事業では、交流会館及び地域学習センターについて、施設の感染症対策を徹底するとともに、町民の皆様が利用しやすい施設となるよう適正に運営してまいります。

次に、「にぎわいと活力にあふれる暮らしの創造」であります。

商工関連事業では、産業活性化ブランド戦略協議会を立ち上げ、道の駅たがみを最大限活用した町全体のブランド力向上を目指し、町の魅力を引き出し、磨いていくために必要な検討を行ってまいります。

農業関連事業では、主食用米が過剰基調にある中、米価を安定させるため、「生産調整推進助成」を引き続き実施するとともに、上横場地区と才歩川以北の新津郷田上地区で計画されている県営圃場整備事業の支援を行ってまいります。

次に、「創意ときずなが支える魅力ある暮らしの創造」であります。

人権啓発事業では、人権啓発講演会を開催し、人権意識の普及・啓発を進めてまいります。

行政運営関連事業では、2022年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとした国の目標を踏まえ、夜間・休日における臨時窓口を引き続き開設するとともに、令和3年度から事務補助員を採用し、さらなる所得促進を図ってまいります。

続きまして、各特別会計予算案の概要について、ご説明申し上げます。

最初に、下水道事業特別会計につきましては、予算総額を3億3,000万円とし、令和2年度当初予算額と比較して5億4,000万円、率にして62.1%の減額といたしました。

主な事業といたしましては、長寿命化計画に沿った田上終末処理場の電気設備・機械設備の改築更新事業が令和2年度で完了したことから、今後はそれ処理場躯体及び管路等の老朽化対策を実施するため、ストックマネジメント計画を令和3年度・令和4年度の2年間かけて策定し、同時に施設等の維持管理についても適正に実施するとともに、地域環境の改善や河川の水質保全を図ってまいります。

また、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、現在の特別会計から公益企業会計に移行するための準備を行ってまいります。

次に、集落排水事業特別会計につきましては、予算総額を8,150万円とし、令和2年当初予算額と比較して600万円、別にして6.9%の減額といたしました。

集落排水事業につきましては、整備も終わり維持管理が主要な事業であります。処理場の適切な維持管理を行い、農家世帯の多い地域での排水路の水質保全と、生活環境の改善に努めてまいります。

また、下水道事業特別会計同様、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、現在の特別会計から公営企業会計に移行するための準備を行ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、予算総額13億400万円とし、令和2年当初予算と比較して2,600万円、率にして2.0%の減額といたしました。

医療保険制度改革後3年が経過しようとしているところでありますが、国民健康保険における財政運営も安定しているところであります。そのようなことから、近年は医療費の抑制に重点を置いた対策を講じているところであり、令和3年度では、被保険者の節目年齢に応じた無料の歯科健診事業を新規に実施してまいります。

また、町では引き続き、資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を担い、特定健診、特定保健指導、人間ドック・脳ドック助成事業などに取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額を1億4,300万円とし、令和2年当初予算と比較して200万円、率にして1.4%の増額といたしました。

この増額の要因は、被保険者の増加に伴う保険料の増額によるものであります。

後期高齢者医療制度は、新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行い、町におきましては、保険料の徴収、申請・届出の受付や人間ドック助成事業などに取り組んでおり、引き続き広域連合と連携を図りながら、制度の適正な運営に努め

てまいります。

次に、訪問看護事業特別会計につきましては、予算総額を3,900万円とし、令和2年当初予算と比較して200万円、率にして4.9%の減額といたしました。

訪問看護事業につきましては、町の在宅医療・介護連携の要として重要な役割を担っており、引き続き終末医療を含め在宅療養者に喜ばれる質の高いサービスの提供に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算総額を14億500万円とし、令和2年当初当初予算と比較して3,100万円、率にして2.2%の減額といたしました。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画のスタートの年であり、介護保険料の改定年度となりますが、今後の介護サービス量等を勘案した結果、介護保険料は据置きといたしました。

適正な介護給付と併せて、総合事業の実施及び要介護状態とならないよう介護予防や認知症予防教室の充実に取り組んでまいります。

さらに、成年後見制度や在宅医療と介護との連携を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤づくりを進めるため、生活支援体制の整備に向けた検討を引き続き行ってまいります。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出の水道事業費用の予定額を2億5,860万円、資本的支出の予定額を8,250万6,000円といたしました。

水道事業につきましては、将来の水需要を見据えた中での水源の確保、水道施設の計画的な整備及び管路網の整備を進め、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、令和3年度の町政運営に臨む考え方と各会計の当初予算案につきまして、その概要を申し上げます。

よろしくご審議の上、各会計予算案についてご賛同・ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8案件につきましては、令和3年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。よって、十分な精査が必要と思われまますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する予算

審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をこれに付託することに決定しました。

日程第12 議案第1号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第13 議案第2号 田上町介護保険条例の一部改正について

議長(熊倉正治君) 日程第12、議案第1号及び日程第13、議案第2号までの2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、国及び新潟県の道路占用料の改定に準拠して、当町の道路占用料について改正をお願いするものであります。

次に、議案第2号 田上町介護保険条例の一部改正につきましては、3年ごとに見直すこととされております介護保険料について、令和3年度から令和5年度までの3年間現行のまま据え置くこととし、条例中の年度に関する規定を定めるものであります。

以上、2議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、令和3年度当初予算と関連がありますので、先ほど設置をいたしました予算審査特別委員会に会議規則第39条第1項の規定によって審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2
案件につきましては、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

この際、しばらく休憩をいたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時40分 再 開

議長(熊倉正治君) それでは、再開をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われま
した。その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に池井豊議員、副委員長に渡邊勝衛議員が互選された
旨報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第14 承認第1号 専決処分(田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊
勤務手当に関する条例の一部改正について)の報告につい
て

議長(熊倉正治君) 日程第14、承認第1号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました承認第1号 専決処分(田上町国民健
康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)の報
告につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律
の施行により、新型コロナウイルス感染症を定義している法令が改正されたため、
これを引用している田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関す
る条例の規定を改正するものであります。

なお、改正法が令和3年2月13日に施行されることから、やむなく令和3年2月
12日に専決処分をいたしましたものであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますよ
うよろしくお願い申し上げます。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託をいたします。

日程第15 承認第2号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について

日程第16 承認第3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について

日程第17 承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第15、承認第2号から日程第17、承認第4号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

これらの内容につきましては、1月、2月に開催された議会全員協議会においてご説明させていただきましたが、はじめに承認第2号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ7,000万円を追加いたしましたものであります。

その内容は、この冬の降雪に伴い、町道路線の除雪関係経費につきまして、既決予算に不足が生じたため、新たにおおむね8回分の一斉除雪出動経費等を増額とさせていただいたものであります。

なお、この経費につきましては早急に実施する必要があったため、1月8日付けでやむなく専決処分といたしました。

次に、承認第3号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,121万6,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う町独自の支援策といたしまして、事業継続等緊急支援金、ひとり親家庭等応援支援給付金の増額、新たに町内に在住の方及び町内の事業所等に兼務されている方、令和2年度成人式に参加を予定されている県外在住者の方に対するPCR検査費用の助成のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関連する経費の追加をお願いするものであります。

それとともに、1月8日付けで除雪関係経費を専決処分させていただきましたが、その後もたび重なる寒波の襲来があり、今後も降雪や寒波が予想されたことから、さらにおおむね4回分の一斉除雪出動経費とともに、除排雪作業等の経費を増額させていただいたものであります。

また、第2表、繰越明許費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種について年度内での完了が見込めないことから、その予算の繰越をお願いするものであります。

なお、これらの経費につきましても早急に実施する必要があったため、2月4日付けでやむなく専決処分といたしたものであります。

最後に、承認第4号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ287万1,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、上野地内の民地において、一部擁壁の崩落が発生したため、その崩壊防止工事を行うに当たり、田上町災害被災者救済援護条例に基づき、工事費の一部を補助するものであります。

また、第2表、繰越明許費につきましては、崩壊防止工事について、年度内での完了が見込めないことから、その予算の繰越をお願いするものであります。

なお、この経費につきましても早急な対応が必要なことから、2月17日付けでやむなく専決処分といたしたものであります。

以上、3議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管

の常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議案第3号 田上町使用料条例の一部改正について

日程第19 議案第4号 田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止について

議長（熊倉正治君） 日程第18、議案第3号及び日程第19、議案第4号までの2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第3号 田上町使用料条例の一部改正につきましては、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定を締結している相互利用施設に田上町地域学習センターを追加することにより、町民と同額で同施設を利用できるように改正するものであります。

次に、議案第4号 田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止につきましては、地域学習センターの竣工に伴い、本条例の目的が終了したため、廃止するものであります。

以上、2議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第20、議案第5号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約につきましては、令和元年6月議会で議決をいただきましたが、事業の進捗に伴い、屋外拡声子局及び戸別受信機配布希望世帯の確定により、戸別受信機・外部アンテナ等が減となることから、契約額の変更を行うものであり、議会の議決が必要となりますので、ご提案を申し上げます。

当初契約額2億5,300万円から1億244万800円を減額し、1億5,055万9,200円で、現在藤島無線工業株式会社と変更の仮契約を結んでおります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、それぞれの主な変更概要、変更仮契約書の写し等をお手元に配付いたしております。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第21 | 議案第6号 | 令和2年度田上町一般会計補正予算(第14号)議定について |
| 日程第22 | 議案第7号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について |
| 日程第23 | 議案第8号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について |
| 日程第24 | 議案第9号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)議定について |
| 日程第25 | 議案第10号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について |
| 日程第26 | 議案第11号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)議定について |

日程第 27 議案第 12 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）議定
について

日程第 28 議案第 13 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 5 号）議定につ
いて

議長（熊倉正治君） 日程第21、議案第 6 号から日程第28、議案第13号までの 8 案件を
一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました 8 議案につきまして、その概要を
ご説明申し上げます。

はじめに、議案第 6 号 令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第14号）の議定に
つきましては、歳入歳出それぞれ 2 億9,224万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ65億2,947万8,000円といたすものであります。ほとんどが年
度末に至り事業がほぼ確定したこと及び新型コロナウイルス感染症に伴い実施でき
なかつた事業等について、収入支出それぞれの増減整理をお願いするものでありま
す。

主な内容といたしましては、まず歳入では、町税において新型コロナウイルス感
染症拡大等の影響により、法人町民税、町たばこ税、入湯税を減額。交付決定等
により、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税
交付金は減額。地方特例交付金、地方交付税は増額。国庫支出金におきましては、
交付決定に伴う増減整理のほか、まちづくり拠点整備事業補助率引上げに伴う都市
構造再編集中支援事業補助金の増額、国の補正予算による小中学校における感染症
対策に関する学校保健特別対策事業費補助金の追加。県支出金におきましては、国
庫支出金同様増減整理のほか、道の駅誘導看板設置に対する地域活性化推進事業補
助金の追加。財産収入におきましては、県道新潟五泉間瀬線拡幅工事に係る町有地
売却収入等を追加。寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金の増額。繰入金に
おきましては、財源措置として不用額が見込まれることによる財政調整基金繰入れ
の減額。生涯学習センター建設基金廃止に伴う繰入金の増額。諸収入におきまし
ては、県道新潟五泉間瀬線拡幅工事に係る防火水槽移設の補償料の追加。町債にお
きましては、事業確定に伴う減額のほか、緊急浚渫推進事業債及び新型コロナウイルス
感染症による町税等の減収に対する減収補填債の追加をいたしますが、それらの

借入限度額の関係から、第4表、地方債補正も併せてお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては、生涯学習センター建設基金廃止に伴い、その残額を財政調整基金へ積立てを行う経費の追加、まちづくり拠点整備事業において事業費確定見込みに伴う減額。民生費におきましては、竹の友幼稚園の保育教諭補助員報酬の減額、地域型給付費負担金の減額。衛生費におきましては、新型コロナウイルス対策費の事業見込みによる減額、小中学校における感染症対策に係る学校対策事業費の追加。農林水産業費におきましては、集落排水事業特別会計への繰出金の減額。商工費におきましては、道の駅たがみ整備事業の事業確定に伴う減額。土木費におきましては、下水道事業特別会計への繰出金と民間賃貸住宅建設補助の減額。消防費におきましては、同報系防災行政無線整備事業の減額。教育費におきましては、小中学校の情報機器端末購入費の減額。公債費におきましては、過去に借り入れした町債の利率見直し及び令和元年度借入れに伴う利子の減額をお願いするものであります。

なお、第2表、継続費補正につきましては、総合計画策定業務に係る企画事業及びまちづくり拠点整備事業において、事業確定により令和2年度の年割額の変更をお願いするものであります。

また、第3表、繰越明許費につきましては、総務費においては、まちづくり拠点整備事業における事業効果分析調査等に係る経費、社会保障・税番号システム整備事業及び戸籍基本台帳費における戸籍システムの改修に係る経費。衛生費においては、小中学校における感染症対策事業に係る経費について、それぞれ年度内での完成、執行が見込めないことから、その予算の繰越をお願いするものであります。

次に、議案第7号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ3,054万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,944万9,000円といたすものであります。

次に、議案第8号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ582万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,167万2,000円といたすものであります。

次に、議案第9号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,083万円といたすものであります。

次に、議案第10号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ1億4,146万6,000円といたすものであります。

次に、議案第11号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ364万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,473万7,000円といたすものであります。

次に、議案第12号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ5,244万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億957万2,000円といたすものであります。

最後に、議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第5号）議定につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額から17万6,000円を減額し、2億6,857万2,000円といたすものであります。

なお、議案第7号から議案第13号のそれぞれの各会計の補正予算の主な内容といたしましては、いずれも年度末に至り事業がほぼ確定あるいは確定見込みにより、歳入歳出それぞれの増減整理をお願いするものであります。

以上、8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の議定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第22号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

議長（熊倉正治君） 日程第29、議案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定

しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました議案第22号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更につきましては、令和元年12月の定例会で議決いただきました三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定について、令和3年4月より、対象施設に田上町地域学習センターを追加するとともに、施設の閉鎖により、加茂市市民プール及び加茂市七谷庭球場を削除するため、協定の一部を変更するものであります。

以上、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(熊倉正治君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番(池井 豊君) ただいまの町長の提案説明を聞いていたら、私の聞き違いだったら申し訳ないのですけれども、加茂市の削るはいいのですけれども、「田上町交流会館を追加する」とさらりと言われたようなのですけれども、この議案書によれば「交流会館」を「交流会館」と「地域学習センター」に改めるではないのですか。今、町長の説明って、この交流会館を追加すると言いませんでした。この議案書と町長の説明がちょっと違っていたように思うのですけれども、確認させてください。

町長(佐野恒雄君) 「対象施設に田上町地域学習センターを追加するとともに」ということで申し上げたつもりですが、よろしいですか。

11番(池井 豊君) でも、ここに書いてあるように、交流会館を2つに改めるということでしたか。

(何事か声あり)

副町長(吉澤深雪君) 今回の議案の協定書については、「交流会館」と今記載があるものを「交流会館」、「田上町地域学習センター」に改めるというようなことでありまして、町長が今ご提案申し上げたものは、この協定について田上町地域学習センターを追加するということでご提案申し上げましたので、お願いしたいと思います。

11番(池井 豊君) はい、いいです。

議長（熊倉正治君） そのほかありませんか。

なければ、これより議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

この際、議長からお願いを申し上げます。各常任委員会に付託をいたしました案件につきましては12日の本会議に、また予算審査特別委員会に付託をいたしました案件につきましては、最終日の本会議にそれぞれ報告できますようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時10分 散会

別紙

令和3年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和3年3月1日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	1番 2番
第2		会期の決定	23日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議案第14号	令和3年度田上町一般会計予算議定について	付託
第5	議案第15号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	付託
第6	議案第16号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	付託
第7	議案第17号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	付託
第8	議案第18号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	付託
第9	議案第19号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	付託
第10	議案第20号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	付託
第11	議案第21号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第1号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	付託
第13	議案第2号	田上町介護保険条例の一部改正について	付託
第14	承認第1号	専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の報告について	付託
第15	承認第2号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について	付託
第16	承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について	付託
第17	承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について	付託
第18	議案第3号	田上町使用料条例の一部改正について	付託
第19	議案第4号	田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止について	付託
第20	議案第5号	同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について	付託
第21	議案第6号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について	付託
第22	議案第7号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について	付託
第23	議案第8号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第24	議案第9号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）議定について	付託
第25	議案第10号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第26	議案第11号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第27	議案第12号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	付託
第28	議案第13号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定について	付託
第29	議案第22号	三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について	原案可決
		散会	

第 2 号

(3 月 11 日)

令和3年田上町議会
第1回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年3月11日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） おはようございます。3番、藤田です。これより一般質問をさせていただきます。

令和元年に中国にて発生したコロナ感染症は、今や全世界に広がり、世界の感染者数は、2月23日現在、1億1,177人となり、死者数も280万人以上になってしまいました。そして、今も拡大を続けています。この感染により世界経済は悪化し、経済危機が深刻になっています。人から人への感染は、外出制限や渡航制限が実施され、国と国の交流だけでなく、国内においても人や物の流れが制限され、国内景気も急速に悪化をしています。現在、国に入るお金は税収が約6割、あとの4割は借金である公債金が占めております。そのような中で、2020年度の国の税収は大幅に落ち込むことが予想されております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、地方財政にも急激な悪化をもたらしております。当町でも、医療、介護、子育て、地域防災、雇用確保、各種コロナ支援等で基金からの財政出動をもなされ、長期化しそうなコロナ感染症対策に対しては、佐野町長はできる限りの支援をしてまいりました。引き続き、地方自治体においては、財政不足を生じ、厳しい状況が続くと予想されますが、今は非常事態であり、でき

る限りの支援、対策を引き続きお願いするものであります。

令和3年度施政方針、一般会計予算については、新型コロナウイルス感染症で税収が減少する中でのまちづくり拠点整備、防災行政無線整備に係る起債の償還に令和4年度から毎年5,000万円程度が必要で、行政需要に対応した財政運営が課題であると言っております。厳しい中での財政運営は困難が予想されると思っておりますが、町民の皆さんと町と議会が一体で取り組んでいかなければならないと思っております。

町長の施政方針と一般会計予算の中で、4項目について伺いをしてまいりたいと思っております。1つ目が、令和2年度は、「田上町が大きく変わり、羽ばたく町」と位置づけた年であり、令和3年度は「さらに羽ばたく年」へと加速をしていきたいとも言っておりますが、さらに羽ばたくことで町長が目指す田上町が今後どのように変わり、町民の暮らしができるようになっていくのか、第6次総合計画を含めた中で、具体的に分かりやすく策定をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2つ目に、公共交通の導入は4月からの運行開始となりますが、デマンド運行に対する町民の理解度がまだ不足だと私は感じていますが、どのように思いますか。早急に町民に対しての説明を何かしらの方法で実施するべきではないでしょうか。

3点目、清掃センターの今後については、既存施設の延命を図りながら新しい施設建設の方向でいくと私は理解をいたしました。何年後の完成を目指すのか、ある程度のスケジュールは示すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

4点目、一般会計予算の歳入においては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で町税の減収が見込まれ、厳しい運営をしていかなければならない中で、もっと力を入れて実施してもよいのではないかと考えるのが寄附金です。隣接する市町村では、ふるさと納税の拡大に向けて、いろいろなPRや、そのまちの特色品等に工夫をして増収を図る戦略が見えていますが、当町においては寄附政策はあまり関心がないように見えてなりません。もっと増収に向けての政策を進めるべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、コロナワクチン接種体制について伺いたいと思っております。2019年12月に中国武漢市で発生したコロナ感染は、今や世界で1億人に達しました。感染拡大は収まる心配がなかなか見えてこない状況ではありますが、一方、世界各国でワクチン開発が急がれ、早いところでは人口の3分の1の人々に接種が行われている国もあります。そのような環境の中で、日本もこの2月14日にアメリカから輸入ワクチンの第1便が到着し、接種が始まりました。ファイザー社のワクチン情報によると、発生予防効果95%とは、95人の人には有効で5%の人には効かない。または接種した人

の95%はコロナを発病しないが、5%は発病するという意味ではなく、ワクチンを接種しなかった人の発病率よりも接種した人の発病率のほうが95%少なかったという意味であり、別の解釈では、発病リスクが20分の1になるとのことです。

接種後13日から14日間経過後の発病リスクが51.4%減少したとのデータもあり、効果は認められているとのことで、そして、十分な効果を得るためには3週間、21日間の間隔を空けて2回接種しなければならないとのことでもあります。

日本が決めた国内における接種順位は、まずは医療従事者への先行接種から始まります。2月中旬には医療従事者へ、3月下旬頃から65歳以上に、4月以降には基礎疾患のある人への接種、それ以外の一般国民への接種は5月頃になる予定とのことです。国がワクチンの確保と流通委託、接種順位等を決定し、県はワクチンの卸売業者の調整、市町村事務に係る調整、優先実施する医療従事者調整や専門的な相談に当たる。そして、接種の実施主体となる市町村は、医療機関との委託契約、住民への接種勧奨、接種手続などの相談や健康被害対策、集団接種の会場確保などに当たることとなりますと報道では言われております。

慌ただしい状況の中、先般1月13日の全員協議会で町における接種体制確保に係る準備スケジュール、イメージについての説明をいただきました。また、1月27日の全員協議会で、さらに実施に向けた接種体制等業務内容についての説明がありましたが、まだ具体的な内容ではありませんでした。市町村によっては規模も違い、いろいろな考え方があると思います。時間がない中での実施計画は大変であると思いますが、実施予定の2月中旬はもうすぐそこです。実はこれを書いているときはちょうど2月の中旬だったものですから。今は3月に入りました。町として、今後、医療従事者から始まるワクチン接種から一般町民への接種となるまでのスケジュールと、どのような施設で、どのような体制で、1日何人の接種を目標に検討しているのか、町長に伺います。

次に、道路認定についてであります。令和元年9月定例会にて、下吉田地内、自動車学校廻り線からの分岐した私道についての町道認定の請願は、9月定例会の9月24日にて、田上町道路認定基準に基づき、町議会の採択をいたしました。地元の皆さんから相談をいただき書類作成に着手し、請願書として提出するまでに約10か月の時間がかかってしまいました。どの作業が一番時間がかかったかと申し上げれば、道路が私道のために道路敷地所有者及び関係人からの同意の印鑑をもらわなければならない、田上町内外在住の皆さん及び県外在住の地権者の取りまとめが大変苦労したと地域の皆さんは言うておりました。ともかく議会の採択をいただいたのだ

から、町道認定がされたと、地元の皆さんも私もそのように理解をしておりました。

認定されたからといってすぐに道路整備をやってくれるとは思っておりませんし、また、早急な整備が無理なことは地元の皆さんも理解をしております。時間の経過とともに少しずつ整備計画に着手をしていくのだろうと思っております。1年が経過する中で、今後の計画はどのようになっていくのか確認をしたところ、町道認定はまだされていないとのことでありました。なぜ、町道認定はされないのか今もって私には理解ができません。地元の皆さんが苦勞しながら、やっとの思いで地権者の方々から同意の印鑑をいただきました。同意した地権者には高齢者の方もおり、自分の代は了解したと言う人もおります。また、地権者が県外に在住のために、ご理解をいただくのに難儀をしたとも言っております。もし、認定がされないまま同意者が亡くなり、遺産相続者が先代は同意したかもしれないが、私は駄目だとなった場合はどのようになるのか心配になっております。

請願は総務産経常任委員会に付託され、現地確認や現地調査を行い、審査し、委員会採択の後、本会議の採択の手順を踏んできました。これらの経過には長い時間がかかりました。この議会の採択された案件に対して、1年6か月経過しているが、執行側は町道認定をなぜしないのか。議会の採択は重い決議だと思いますが、執行側はどのような受け止め方をしているのか、町長に伺います。

以上で1回目の質問は終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、令和3年度施政方針、一般会計予算についてお答えいたします。1点目は、令和3年度の施政方針の「さらに羽ばたく」ということについての質問であります。令和2年3月の国道403号バイパス小須戸田上線の全線開通に続いて、令和2年度は道の駅たがみがオープンすることで、新しいまちづくりの拠点であり、にぎわい創出の核となる施設が完成いたしました。町内、町外の方々に田上町を広くPRすることができ、町の活性化につながったという意味で田上町が「羽ばたく年」でありました。令和3年度は、新しいまちづくりの中核として、道の駅とともに交流会館や地域学習センターをさらなるにぎわいの創出に向けて活用します。そして、10年後の田上町のあるべき姿に向けたまちづくりを進めるため、オール田上でみんなと決める、みんなと進めるということを基本姿勢に第6次総合計画を策定いたします。

その策定に当たりましては、ワークショップや町民懇談会などを通して町民の方

々から広く意見をお聞きし、町の魅力を引き出し、しっかり磨き上げることで田上町が、「さらに羽ばたく年」となるようにしていきたいというふうを考えております。できるだけ分かりやすく、町民がこれからも住み続けたいと思えるような、町外から移住していただけるような、町を目指して第6次総合計画の策定に努めてまいります。

2点目は、公共交通の導入に関してであります。ご指摘のとおり町民の理解は不十分であると感じております。当初は、1月から2月にかけて各地区で町民説明会を開催する予定でございました。しかし、当町が位置する県央地域を中心に新型コロナウイルスの急激な感染症拡大を受け、やむなく中止することといたしました。その後も県の警戒レベルが変わらないため、説明会の開催を控えてきました。そうであっても、町民に新しい公共交通導入について周知、案内する必要があります。

公共交通の愛称、マスコットキャラクターを公募するとともに、その決定と発表を受け、2月26日に町内全ての家庭に愛称、ゴマンド号等と新しい公共交通の内容を記載したチラシを配布いたしました。引き続き、3月12日に乗り方などの詳しい内容を記載したカラー刷りのパンフレットと、利用方法等についてのQ&A方式の紹介文書を改めて全家庭に配布いたします。また、配布するパンフレットは町内の各乗降場所などにも配慮し、町民の目にできる限り触れるようPRしていきたいと考えております。今後もプレスリリースなどを行い、町の広報紙や町ホームページを活用し、新しい田上町の公共交通、デマンド型乗合タクシー、ゴマンド号の運行内容や利用方法の周知に努めてまいります。

3点目の清掃センターについて、施設新設の場合のスケジュールであります。現在、加茂市・田上町消防衛生保育組合において、随時、管理者等説明会を開催しており、藤田加茂市長とは事業の進捗状況の確認や意見交換などを行っております。

また、組合議会では、ごみ処理施設建設特別委員会を設置し、ごみ処理施設についてご議論いただいております。令和2年度からは、特に現施設の延命化に伴う修繕費の増加や、各種の計画策定業務に係る委託料の増加もあり、組合負担金が増額しております。これらのこともあり、現時点での構想段階ではありますが、組合議会特別委員会に提出されたごみ処理施設整備工程の予定とともに、清掃センターに係るこれまでの経過について、町議会予算審査特別委員会の中で、その概要について説明するよう担当課に指示いたしております。詳しくはその場で説明いたしますので、よろしく願いいたします。なお、これから施設整備等の計画段階に進んでいく予定ですので、町民の皆様には、その内容について適宜お示ししたいと考えて

おります。

4点目のふるさと納税の取り組みについてであります。ふるさと納税は町の自主財源確保のための大切な手段であり、町としてできることは十分取り組んでおります。田上町も平成20年度からふるさと納税に取り組んでおり、平成28年度からは、さらに多くの寄附を募るため、ポータルサイトの活用を開始しました。この頃は、返礼品に対して特に厳しい国の規制はありませんでした。しかし、一部の市町村が返礼品の高額化やギフトカードなど地場とは全く関係のない返礼品を取り扱うなど、本来のふるさと納税の目的である地域貢献からかけ離れた状態となり、大きな社会問題となりました。このことから、総務省は令和元年6月より、返礼品は寄附額の3割以内、その地域で作っているものに限るという厳しい規制を設けました。当町としては、この規制を遵守して、ルールにのっとった形での返礼品となるよう、返礼品の見直しをいたしました。また、農家や商店などに改めて呼びかけ、特に人気の高いお米などの返礼品を増やしてきました。しかし、町内から出品できるものには限りがあり、返礼品の品ぞろえを増やすことがなかなかできない現実もあります。

今後は、国の規制を遵守することはもちろんのこと、そのルールの範囲内で、これまでにない視点から返礼品について多角的に研究、検討していきたいと思っております。また、返礼品の充実だけでなく、寄附者にとっては寄附の窓口となるポータルサイトについても、令和3年度から2つ増やし、6つのポータルサイトを活用する予定です。町と寄附者の接点を広げ、町の増収に寄与できるよう努めてまいります。

次に、コロナワクチン接種体制についてお答えいたします。医療従事者へのワクチン接種については、新潟県が実施主体となって既に開始しております。市町村が実施主体となるワクチン接種については全住民が対象であり、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、そして一般住民と、接種の優先順位が示されております。しかし、ワクチンの供給量が少ないために、国では数量を限定して実施することになると聞いております。ワクチンの確保と供給量が不透明であることから、ワクチン接種の実施主体である市町村は、ワクチン接種の日程を設定することが簡単ではない状況であります。当町も同様であり、日々変わる国の情勢に振り回されております。

現時点の新潟県の説明によれば、県へのワクチン配分は、4月5日の週に390バイアル、バイアルは薬剤を入れる容器のことであり、1瓶が5回分あります。接種の回数としては1,950回分。4月12日の週に1,950バイアル、9,750回分、4月19日の週に1,950バイアル、9,750回分を県内各市町村に配分したいとのことあります。各

市町村にヒアリング等を行い、4月第1週の間までには配分先と配分量を決定したいとのことであります。

町でのワクチン接種につきましては、集団接種を中心に行いたいと考えております。接種会場は、町交流会館と総合保健福祉センターで実施する予定であります。加茂市医師会と健診機関の協力を得ることで、医師及び看護師など1日15人体制で週2日から3日程度、接種人数としては1日200人程度を予定しております。可能であれば医療機関での個別接種も視野に入れており、現在、加茂市医師会と協議をしております。

接種のスケジュールにつきましては、ワクチンの供給量が限定的になることから、現在の国の情報によれば、65歳以上の高齢者の方は4月下旬から、一般の方については4月頃から接種を開始できるのではないかと予想しております。なお、あくまでも現時点での情報からの想定であり、今後大いに変わる可能性がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後に、町道認定についてお答えします。町道の認定基準は、道路幅員が4メートル以上であること、道路の起終点が既存の公道に接続するものであることなど、幾つかの基準があります。今回請願のあった当該地につきましては、行き止まり道路となっており、自動車の転回用地も含め地権者の方々からの協力がどうしても必要であるため、請願書には地権者からの寄附の同意ということでそれぞれ押印されておりました。しかし、町道認定に向けて話を進める中で、土地の寄附はできないと申し出された方がおりました。そこで、認定基準を満たす法線を再度検討いたしました。転回用地の位置の変更等により認定が可能になると考えております。時間がかかってしまいましたが、地権者や沿線にお住まいの方、また地元区長にも相談しながら、令和3年度のなるべく早い時期に町道認定できるよう手続を進めたいと考えております。

以上でございます。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。

2回目の質問であります。コロナワクチン体制についてちょっとお聞きをしたいと思っております。今ほど町長は、1日200人を目標として接種をしていきたいというお話がありました。この自治体主体で行うワクチン接種体制づくりは、恐らく経験したことがない取り組みであり、問題はたくさんあると思っております。今ほどスケジュールについてもお聞きをいたしました。政府の報道や県の報道を聞く限りでは、日々変化をし、また、町長の答弁でもこのような答弁がなされました。本当にワクチン

の確保やスケジュールは見通せない状況であると思います。明確になり次第、町民の皆さんには随時情報の公開をお願いをしたいと思います。

しかし、なかなか見通せない中の状況であっても、やっぱりスケジュールは組まなければならないと思います。今、町の人口は1月末現在で1万1,383人です。ワクチンを接種しない0歳から16歳未満の人が約1,102人、16歳から65歳未満の人は約6,030人、65歳以上の人が4,240人で、この人数は大体こういうふうになっていますが、医療従事者及び基礎疾患のある人の人数については把握されていないとのことでした。仮に該当する全町民がワクチン接種を希望した場合は1万281人ほどになります。先般の全員協議会で1日の接種量、今も町長言いましたように200人を予定をしたいと思いますとお考えがりましたが、仮に順調にワクチンの配給ができて本格的な接種が始まれば、順調にいけば51日間で終わるわけであります。今回の接種は強制ではなく希望者だけとなりますが、前段階で申し上げましたが、ワクチンを接種しなかった人の発病率よりも接種した人の発症率のほうが95%少なかったとの製薬会社の臨床データを基に、日本を含めて多くの国で認可をしています。政府や医療関係の情報では、ワクチン接種をすることでウイルスや細菌に対する免疫をつくり出し、病気になりにくくする。副作用もあるようですが、実際に感染症にかかるよりも病状が軽いことや、周りの人にうつすことがないという利点もあると言われております。多くの方が予防接種を受けることで、集団の中に感染者が出ても流行を阻止することができる努力が発揮されることになると私は思っております。ですから、今後、実施されるワクチン接種に対して、町はどのような趣旨の下で、どのような方法で町民への理解、PRを進めていくのか。なるべくなら高い接種率、100%に近い接種ができるようなPRを、また、できるようにどのように進めていくのかを町長にお伺いをしたいと思います。

次に、町道認定、2回目の質問でございますが、私は1回目の質問で町道認定をなぜしないのかと質問をいたしました。この回答の中では、いろいろと今回のこの案件について、同意書の中で寄附はできないと申された方もいたということであるから、できなかったというふうに私は解釈をいたしました。前回の1回目の質問で言いましたが、同意者が亡くなって、新しい相続人が同意はしません、例えば不備がなくてですよ。不備がなくて、この町道認定がずっとされないで来て、前任の同意はいただいたけれども、認定をされない中で前任の相続人が亡くなり、相続者が替わりましたとなった場合、では初回の同意書は有効なのかという疑問が出てまいります。前任者の同意は何が起ころうとも有効であれば、心配なく執行側の認定

を待てばいいわけではありますが、有効でないとなった場合どのような問題が発生するのか、また発生した問題に対してどのような対応をするのか、町長にお伺いをしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 1回目のワクチンの接種の件についてです。このワクチンの接種、今ほど藤田議員も言われるように、今までかつてない規模で、経験したことのない形で今回ワクチン接種が進められるということで、いろいろと国、県からの情報が少ない中で、非常に担当課として苦慮しているというのが今現状であります。そういう中ではありますが、いよいよ接種も始まる中で、そうした接種体制について準備を着々と今進めている状況であります。このワクチン接種、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ意味において、非常に大きな意味があるわけです。いろいろと副作用等、そうした懸念も報道関係で言われてはおりますけれども、やはり拡大を防ぐ意味において、集団免疫をつくるというのでしょうか、そういうことにおいては、とにかくこのワクチン接種を本当に大勢の方からしていただく、このことが最も重要なのだろうと、こう思っております。そういう意味において、やはり国のアンケートですか、70%から80%とかというふうな、接種を受けられる方はですね、そういうようなことも言われておりますし、参考にというふうなことで、弥彦村では90%というふうなアンケート結果も出ておるようです。とにかく100%のそれぞれ接種率を目指して、やはり町民の方々に理解を得られるよう、何らかの機会を通じて、いろんな機会を通じて、理解を求めていく必要があるというふうに考えております。

それから、町道認定の件であります。今議員がおっしゃられるように、なかなか判子をもらう、本当に地元の方々からご協力をいただいて、同意をいただいた。ただ、そうした中で、例えばの話で今お話もありましたけれども、例えば亡くなられたとか、判子はもらっていたのに、ではそれは有効になるのかというふうなお話がありますが、そうした法的な知見は私ちょっと持ち合わせてはいませんが、やはりそうならない、またそうなったときには、当然また新たにその同意をいただく形になるのだろうと思います。今回は転回場所がどうしても要するというふうなことで話は進んでおったのですけれども、寄附はできないと、こういうふうな新たな展開になったがために、再度、別の転回場所を求めた関係で認定手続が遅れているというふうな状況であります。そうしたことで、令和3年度の早いうちに認定ができるように今進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番（藤田直一君） それでは、3回目の質問になります。

ワクチンについては、また、ありがとうございました。私は、まずワクチンについては、PRはしっかりとさせていただいて、接種率は上げていただく。それはどういうふうな方法を取るかはお任せするとして、上げるため、上がりました、でもそのためには、私ら運転をできる人はいいです。でも、運転をできない高齢者もいるわけです。場所が2つの限定ということになれば、ではここまで、受けたいけれども、足がない。では、デマンドを使って来なさい、600円、400円かかりますよでは、それは、これだけの一大事の接種事業に対して負担で来なさいよというのも私はちょっと酷ではないかというふうに個人的には考えています。ですから、その辺の輸送方法といいますか、高齢者に来ていただくための方法も、しっかりとPRと一緒に含めた中で、ぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

次に、今ほど町道認定の件でございますが、要は町長が言われるように、前任者が同意された人が亡くなった場合は、結局また一からのやり直しということになるわけですよね。いや、それではあまりにも、時間をかけていろいろな資料を作って、議会で採択もいただいたというのが無駄になるわけです。もしそういうことが起こったとすれば。たまたま今回の案件についてはそういう事情があったから延びたというのは分かります。でも、案件がこれだけであればいいですけども、これだけの町の中でまだやっぱりそういう案件が、私は調べていませんが、あるのではないかと思うのです。あるかないか分かりません。でも、もしあるならば、それはやっぱり私はゆゆしきことだと思えます。だって、皆さんは町民のための政策を執行するのが町当局であり、そういうものがもし上がっていたのに、いろんな事情で認定ができなかったならば、認定をできないのはこういう理由で認定をできないのですよというのを、やっぱり私はしっかりと返してやらなければ、それは仕事に対するやりっ放しという解釈も成り立つわけであります。ぜひ、こういう放置された案件、私は今こういう表現をしますけれども、放置された案件を責任を持ってしっかりと対応を町当局としてしていただけるように、私は今後の案件についてはぜひお願いをしてまいりたいと思えますが、その辺いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） 藤田議員の言われることは大変よく分かります。そうやって今回のことだけではなくてほかのことでも、もしそういうようなことがあるとすれば、これは大変ゆゆしき問題だと思えます。実際にそうした地元の方々の努力をされた、それが無駄にならないような形で、こうした案件についてはやっぱり的確に作業を進めるべきだと思いますし、そうした手続をしっかりと踏んで、そうした事態が起きないような形でしっかりと進めてまいりたいと思えます。

それから、今ほどワクチンの接種のときにバスというふうなお話がございました。当然車を運転される方ばかりではありません。運転されない方、大勢おられるかと思しますので、バスを回すことについては今町のほうで検討して、やることにしております。

議長（熊倉正治君） 藤田議員の一般質問を終わります。

次に、1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 議席番号1番、小野澤でございます。

まずは、東日本大震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対しましては、一日でも早い復興を願っております。また、改めて認識させられた絆を大切にしたい社会の実現に向け、努力してまいりたいと思います。

一般質問に入る前に、論旨をあらかじめ明確にしておきたいと思います。今回の一般質問で取り上げましたのは、地区要望についてと令和3年度施政方針についての2つであります。地区要望については、地区要望の中で事業化になっていない塩漬け状況を明らかにするとともに、その数を問題視し、なぜそのようになったのかを考察いたします。そして、それに基づき必要性、緊急性、効果等を評価し、優先度の判定を行う優先順位に関する基準の策定と運用を提起し、事業化決定プロセスの透明化を図り、町民の皆さんの理解を得るべきとの論旨でございます。令和3年度施政方針については、令和3年度の当初予算が長期的視点に立って編成されたものであることに対して、あえて短期的視点に立って、コロナ禍で疲弊し切った町民の皆さんの暮らしの基盤である、地元の社会経済への積極的な対策を優先させるべきと論じます。その中で、予算規模の妥当性についても疑問を呈してまいります。いずれもが危機管理体制確立の必要性と町政の主役である町民の皆さんに対して、行政としての説明責任と結果責任についてたゞす内容でございます。

では、一般質問をさせていただきます。令和3年、2021年が始まってはや2か月が経過をいたしました。私が信頼している銀行系シンクタンクの試算によれば、今年、2021年の世界経済の成長率は前年比プラス4.8%と、昨年、2020年の大幅なマイナス成長、マイナス4%から回復見通しであります。コロナ前の経済水準への回復ペースは各国でばらつきが見られ、中国は既にコロナ前の水準まで戻しているほか、アメリカでは、今日のニュースでもありました、200兆円に及ぶ追加景気対策などから、今年、2021年末にはコロナ前の水準に回復すると言われております。一方、日本やヨーロッパは、相対的に消費や投資に慎重であり、コロナ前の水準に戻すのは、

来年、2022年半ば頃と予測をされています。

先日、内閣府から発表された昨年、2020年の国内総生産、いわゆるGDPの速報値はマイナスの4.8%と、リーマンショック以来11年ぶりのマイナス成長となりました。今年、2021年も回復ペースは緩慢なものになる見込みであります。しばらくは日本経済の低迷が続き、地元経済は引き続き予断を許さない状況が続くものと思います。

町においては、今まで以上にきめの細かい経済施策が必要となります。これまでの町独自の施策であった大胆な地元消費刺激策、下支え施策の反動が出てくるのがこれからであり、しっかりとしたりバウンド対策、追加対策を講じないと一気に業績が悪化する懸念が十分にあり、予算措置の必要性があります。

一方で、令和3年度の予算は、交流会館をはじめとした大型箱物御三家、こう私は呼びますが、借金返済をはじめとした、見返りの不透明な経済合理性を欠いた経費の増加が始まる前の、名づけて嵐の前の静けさ予算であります。来るべき恒常的な経費増加の負担増に耐えられるように、予算においては、従来にも増して何を重点的に実施をするのか、いわゆる予算の性格をはっきりさせ、効率性、実効性の向上を図らなければなりません。限られた行政資源を集中させる必要があります。これまで曖昧としてきた町の説明責任、結果責任をしっかりと果たさなければならない時期になっています。

さて、今回の一般質問は、1番、地区要望について、2番、令和3年度施政方針についての2つであります。

では、1番の地区要望についての一般質問を行ってまいります。毎年、町は地区要望を受け付けていますが、その事業化率、進捗率は芳しいとはとても言えない状況にあります。私の調査したところでは、令和3年度分の地区要望総数は312件であります。そのうち、足かけ3年にわたる継続地区要望数は161件で、総数に占める割合は何と51.6%であります。これは、地区要望の塩漬け率であります。言い換えれば行政の怠慢率と言っても過言ではないと思います。町の事業化決定プロセスが不透明であり、塩漬け率と相まって、到底町民の理解を得ることはできません。地区によって、要望内容やその質において決して均一とは言えないものの、地区要望に対して、町側は誠意を持った真摯な姿勢で臨むべきであります。

そもそも地区要望とは、各地区の日常生活における社会資本の不便さ、不備を改善し、まちづくりにおける住みよい環境を整えることであり、各地区の総意の一つであります。民意そのものと捉えるべきものでもあります。それと同時に、重要な

視点として、危機管理を遂行するための6段階のステップのうちの第1段階に当たる予防の意味合いを持っていることであります。それも日常生活者としての率直な目線に基づくものであり、その精度は高いものです。行政が見落としている危険や脅威に対して、有効な警鐘を鳴らす役割をも担うものであります。こうした町民とのコミュニケーションの重要な手段である年1回の地区要望の現状が、前にも述べたように、半分以上が塩漬け状態にあることは極めてゆゆしきものと言わざるを得ず、看過できるものではありません。

では、なぜこのような不芳の状態となってしまったのでしょうか。私が考えるに、2つの根本的な原因があると思います。1つ目は要望数の多さです。その総数を時系列的に見てみると、令和元年度分が276件、令和2年度分が285件、令和3年度分が312件と年を追うごとに増えており、町側の怠慢と相まって、処理能力を優に超えているレベルにあります。要望案件を精査すると、詳しい事情は分かりませんが、単年度で取り下げられているものも散見されます。また、残念ながら質も均一化されていません。このことは何を物語っているかといえば、要望の基準が明確になっていないということであります。統一基準がないのであります。逆に言えば、必要性、緊急性、効果等の重要要素の基準があれば、おのずと件数が絞り込まれ、地区要望の真の実態が分かるはずであります。

2つ目は、町側における優先度の評価方法、いわゆる事業化プロセスが不透明であることであります。年々厳しさを増す町の財政状況や町民ニーズの多様化等、公共工事を取り巻く環境は大きく変化をしており、事業の必要性とその効果については客観的な評価が求められており、従来にも増して、より効率的、効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスの透明化を図る必要があります。

そこで、これらの根本原因に基づき、効率性と実効性を向上させ、町民の満足度を向上させる提案、提起をいたします。それは、公共事業整備に関する優先順位基準の策定と運用であります。限られた財源で質の高い行政運営を実現することを目的にいたします。事業の必要性とその効果について、事業化を決定する前の段階で客観的な評価を行い、より効率的、効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスの透明化を図るものであります。町民の皆様への説明責任を果たすことが重要となります。骨子としては、事業ごとに必要性、緊急性、効果等を評価し、優先度の判定を行います。それを一覧表にして各地区へフィードバックをします。特に効果に関しては、経済対策をはじめとするほとんどの場合に

においてしっかりとした効果の検証がなされず、曖昧のそしりを免れません。ここが弱いと結果の検証がことごとくいいかげんなものとなり、結果責任が曖昧となり、施策等の質が高まらないのであります。

さて、具体的にどうするのか。地区要望のカテゴリーを、土木分野に準拠をし、道路、交通安全、河川等に大別をし、その大別を中別、小別まで細分化をし、それぞれに評価の基本的な考えを決めて公表をいたします。現行の地区要望書の改定をして、必要性、緊急性、効果等の欄を設けて、地区評価を付して提出してもらいます。地区には当然のことながら負担増とならないような配慮が必要であります。この作業によって、地区要望の質は必然的に高まり、結果として件数が絞り込まれます。こうして絞り込まれた質の高い地区要望に対して、町側が十分な精査を実施をいたします。統一基準での町民目線と行政目線の複眼評価が実現をし、決定プロセスの透明化と町側の説明責任が果たされ、結果として双方型のコミュニケーションが実現をされます。自治体の知恵として、新たな政策課題に直面をして新たな政策をつくり出す際に、不確実性を減らすために相互参照なるものがあると承知をしております。これを有効に使い、一般的な公共事業や、その一部である地区要望に対しての優先順位基準の策定を提案、提起いたします。

そこで、町長にお伺いをいたします。質問1、地区要望の事業化の現状（要望総数、塩漬け率、事業化プロセス等）について、ご見解をお聞かせください。

2つ目、塩漬け状態となっている地区要望の処理は、今後具体的にどのようにするおつもりですか。スケジュール、処理方法等を具体的にお聞かせいただきたい。

3番目、事業化決定プロセスの透明化と町民への説明責任を果たす観点から、優先順位基準を策定するご意思はありますかどうもお尋ねをしたいと思います。

以上で1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問であります。令和3年度施政方針についてであります。今回の予算を嵐の前の静けさ予算と私は名づけます。名前のとおり不気味な意味合いを持ちます。現在の社会経済的試練や今後の財政的試練に耐えることができるのかと危惧をしております。今回の予算では、財政の羅針盤である財政規律、財政の実態を表す基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランス、それと財政規模の妥当性等の整合性についての説明責任が特に求められるものと考えます。具体的には、まずいかなる性格、特徴を今回の予算に持たせるのかといった説明責任が必要です。また、目的は何か、どのような結果を期待するのかという結果責任の具体的明示が必要であります。予算は、町民の生活に直接的に影響を及ぼすものであると同時に、

町の意味を金額で示したものであることから、説明責任と結果責任を果たすことが主役である町民とのコミュニケーションを実践することとなります。

さて、前置きはこれぐらいにして、施政方針の本題に入りたいと思います。これまでの町の説明では、財政状況は国が定める健全化指標を根拠に健全であると言い切ってきましたが、今回の施政方針では比較的健全性を維持してきましたと、突然のトーンダウンをしております。また、今後厳しい状況になることが想定されまうと言っていますが、既に厳しい状況にあって、さらにその厳しさを増幅させる要因が内在していると言ったほうが実態を正しく反映しております。以前の私の一般質問で明らかにした隠れ負債がその代表例であります。私は、これまで幾度となく、町側が思っているほど財政状況は健全な状態ではなく、近年では財政の潮目が変わってしまっていること等を、いろいろな角度から分析を試みて警鐘を鳴らしてまいりました。今まさに現実となり、町もそれを認めざるを得なくなったということでありましょう。気がつくのがワントempo以上遅く、とうとう財政悪化への坂道を転がり始めてしまいました。それを止めることは実質的に不可能と言っても過言ではありません。町の説明責任や結果責任が厳しく問われなければならないものです。危機管理能力の低さがまたしても露呈し、極めてゆゆしき状況と言わざるを得ません。

坂道を転がり始めた財政の悪化を食い止める有効なすべ、処方箋はありませんが、唯一重症化を防ぐワクチンがあります。それは、予算の中身の質を上げることにほかなりません。具体的には、私の持論ではありますが、重点施策を絞り込むことで予算の性格を明確にし、そこに行政資源を集中させ、徹底した見返り、いわゆるリターン、波及効果を求めることであります。町の財政が厳しい状態にあることを認識するのは当然のこととして、問題は予算の性格が曖昧であることであります。何を求めているのかが、明確かつ具体的でないということであり、美辞麗句は必要ではなく、結果が求められております。

財政の金科玉条は、入るを量りていざるを制す、いわゆる収入に見合った支出を心がけるであります。政治的判断はさらに高い次元が求められます。田上町の社会経済は疲弊し切って、依然として予断を許さない状況です。切れ目のない積極的な下支え策の予算化が必要とされております。単発の国の第三次補正頼みではなく、町の当初予算の中でしっかりと意思表示をし、予算化する必要があるはずであります。

このように考えると、今回の予算規模自体に妥当性があるのかと疑問を持ちます。

妥当性の説明が全くなされず、平常時の予算ベースに戻ったとは一体どういう意味なのでしょうか。異常事態なのに平常時の予算規模に戻って何の意味があるのでしょうか。また、平常時とした平成28年度と今では取り巻く社会経済環境は全く異なっております。ちなみに、内閣統計で名目GDPを比較すると、令和2年、去年です、2020年は529兆1,881億円という数字であります。これは、平常時として取り上げた平成28年度より12兆9,493億円、率にして2.4%減っている状況です。また、民間の最終消費支出では284兆674億円と、14兆7,172億円、率にして4.9%も減っている状況にあります。経済指標における1%は、一般的な数字とはニュアンスが違い、大体ですけれども、1%が10%ぐらいのニュアンスというふうに捉えていただくと、大きな経済の縮小が認められるというふうに思われると思います。このように、経済状況は今日のほうが格段に悪くなっています。

社会経済の疲弊は、財政における予算化でしっかりと措置しなければなりません。平常時であればまだしも、このご時世、このいわゆる非常事態の中で、町民の幸福を追求するまちづくりの実現をあえて掲げて予算編成を行うことに、大きな違和感を持ちます。今は、長期的視点に立つよりも、足元の状況をしっかりと把握し、短期的視点にあえて立ち、今日のような歴史的にも未曾有の危機的状況を全く想定していない町長ご自身の掲げる政策の実施や、町の最上位に位置づけられている第5次総合計画の仕上げよりも、田上町民の生活とその基盤となる田上町社会経済を死守する予算編成を優先し、徹底した下支えを行う時期であるはずであります。今日があって明日があり、明日があるから1年後、10年後があるのであって、明日がなければ1年後も10年後もありません。また、1,000人の敵を倒すには、まず目の前の1人の敵を倒すことから始めなければなりません。つまりは、今直面している危機や脅威に対して優先的かつ全力で対処していくのが正しく、これをないがしろにした長期展望は絵空事でしかありません。施政方針の予算編成における現状認識、政治判断が誤っていますし、平常時と緊急時の区別ができていません。危機管理ができておりません。私が不気味な予算と言ったのは、このような錯誤に基づいて編成された予算であるからであり、また、その結果が現状をさらに悪化させる懸念があるからであります。予算内容の徹底質疑は予算委員会で行うこととし、この場では予算そのものに対する基本的かつ重要な項目について町長にお伺いいたします。

質問1、今回の予算も性格が曖昧であると指摘をいたしました。昨年もお聞きいたしました。今回の予算に名称をつけるとしたら、どのような名称をおつけになりますか。

2番目、予算の実効性を高めるために、施策を絞り込み、行政資源を集中させることが重要であるが私の持論であります。一方で、従来の町長答弁では、全てが大切であり、優劣をつけるべきではないと、絞り込みを明確に否定をされるスタンスであります。そこで、あえてお聞きをいたします。予算の名称に関連して、予算に計上されている施策の中で、これはと言える重要施策は何でありますか。また、その施策の効果はどのようなものを想定をしておられますか。それは、現状の疲弊した田上町の社会経済の立て直しに対して、具体的にどのように寄与するものでありますか。

以上で、2つ目の質問を終えると同時に、1回目の質問を終えさせていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小野澤議員の質問にお答えいたします。

はじめに、地区要望についてお答えいたします。毎年、翌年度予算を編成するに当たり、各地区における要望を各担当課で区長から聞き取った上でいただいております。近年は、要望のヒアリングを9月に早めて実施しております。地区によって要望内容は様々であり、整備費がかなりの金額となる要望の地区もあれば、要望数自体がほとんどない地区もあります。それぞれ地区の状況等もあり、各地区で要望の優先順位は決めていただいているものの、要望等の制限は特に設けておりません。なお、各地区においてなるべく事業化のばらつきが生じないように、担当課において配慮しております。確かに多くの要望をいただいておりますが、土木費予算の枠内からいえば、なかなか事業化の採択率を上げることが難しい状況であります。要望のほとんどを受け付けている地域整備課における採択率で申しますと、当初予算ベースで令和元年は18.5%、令和2年度は21.1%です。要望数が増加している中であっても、少しずつではありますが、採択率を上げられるよう努めており、令和3年度予算における採択率は、過去2年の採択率を上回ることを目指しておりました。継続した要望数が多いことから、議員からは塩漬けとのお言葉をいただきましたが、年々要望数が増えていく中であっても、できるだけ事業化できるよう、地区の要望に応えられるよう、試行錯誤しながら努力しております。

継続要望の処理に当たっての今後の具体的なスケジュール、処理方法等ではありますが、限られた予算の中で効率的、効果的な道路改良等の設計を心がけるとともに、職員による現地確認により緊急度や危険度を判断した上で、より多くの継続要望箇所が事業実施できるよう対応しております。しかし、緊急や突発的に新規の要望が

出てくることにより、継続要望事業の実施が遅れる可能性もあることはご理解願いたいと存じます。

また、議員ご提案の優先順位基準については、先ほど申し上げたとおり、各地区における事業化の採択率にばらつきが生じないように配慮することや、地区内の状況をより広くお聞きすることも必要であると考えていることから、今後研究してまいりたいと思います。

次に、令和3年度施政方針についてお答えいたします。昨年度も同様の質問を受けましたが、予算の名称につきましては、私自身、正直なところ、そのような考え方を持ち合わせておりません。しかしながら、施政方針で申し上げたとおり、令和3年度は、道の駅を中心としたにぎわい施設の運営、公共交通の導入、第6次総合計画策定、ごみ処理施設整備構想策定など、今後のまちづくりを見据えた重要な施策を実施していくことから、田上町が「さらに羽ばたき」、まちづくりを加速させていく年になると考えております。

重要施策に関しては、先ほど申し上げました施策のほかにも、新しい田上町をつくる3本柱と第5次総合計画に位置づけた事業の全てが重要施策になります。町が抱える課題は様々であり、町民の皆様の要望も多種多様であります。これらの様々な課題を解決し、行政サービスに対する町民の皆様の満足度を向上していくためには、その施策も多岐にならざるを得ないと考えております。

ところで、新型コロナウイルス感染症の拡大は、今なお予断を許さない状況が続いております。町では、これまで議員の皆様と議論させていただきながら、国や県の支援の行き届かないところを重点的に、大小様々な事業を実施することで、町民の生活を守るため全力で取り組んでまいりました。令和3年度当初予算では、町施設等の感染対策に関わる経費を計上させていただくとともに、ワクチン接種に関わる経費につきましては、令和2年度補正予算で追加し、令和3年度に繰越しの手続をさせていただいたところであります。

今後、社会経済の立て直しに関する施策等につきましては、議会の意向もお聞きする中で、令和3年度早々にも補正予算を編成させていただき、引き続き有効な対策を実施してまいりたいと考えております。

感染症の影響により世界を取り巻く環境は大きく変化し、私たちはウィズコロナあるいはアフターコロナという対応が求められております。最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるものでもない。唯一生き残ることができるのは、変化に対応できる者であるという言葉もあります。あえてこのご時世だからこ

そ町民生活の下支えをしっかりと行いつつ、町民の幸福を追求し、長期的な視点で望むべき未来を描き、そこに向けた取り組みを着実に進めることが必要であると考えております。

1 番（小野澤健一君） どうも、町長、ご答弁ありがとうございました。質問にお答えをいただいている感じが残念ながらいたしております。私は、地区要望の中で一番問題視をしているのは、主役である町民に対する説明責任としての事業化決定プロセスの透明化を問題視をしているのでありまして、これについての町長のお考えが示されておられなくて残念でなりません。ぜひとも、この事業化決定プロセスの透明化をどのように町長が、今現在お考えになっているのかお聞きをさせていただきたいのが1つ。

それから、採択率を上げる、結果としてはそういうふうな努力なのかもしれませんが、私が言っているのは表面的な数字ではなくて内容の精査。本当にそのものの必要性であるとか、緊急性とか、効果、こういったものを何の基準で判断をしてやっておられるのか、そこが全く見えないということをお知らせしたわけでございます。採択率が低いよりは、それは高いほうがいいに決まっております。今年度は採択率を上げるということで進めておられるのであれば、それはそれで結構なことだと思いますが、私が問題にしているのは塩漬け率、塩漬けになったやつをどうするのか。例えば、10年かかろうが、これはちょっとできないよね、そういうものを延々と上げ続けるのかどうなのかということをお知らせしているわけでございます。それについてお考えを再度お聞かせをさせていただきたい。2つ目。

それから、試行錯誤をしながら努力しておりますと。いつまで試行錯誤されるのかと。これも問題であります。先ほど申し上げたように、もう312件という地区要望総数は、とても尋常な処理では間に合わないと思っております。したがって、今ほども申し上げたように、この部分を本当にやれるのかやれないのか、その辺の方向性をしっかりと示すべきというふうに思います。これについてのご見解もお聞かせをさせていただきたい。

それから、継続要望の処理に当たっては、職員を現地に派遣し、緊急度や危険度を判断した上でおやりになると、こういうこととなります。私が一般質問で申し上げた緊急度や、あるいは危険度、それだけではなくて、それをやるということがどういう効果を得られるのかと、こういったものも問題視してあるわけですが、この効果の検証について、おやりになる必要があるのかないのか、これについてもお聞かせをさせていただきたい。3番目の質問です、今。

そして、要は効果の部分は別にして、緊急度や危険度を判断した上で、職員が判断した上でとありますけれども、明確な何か基準があるのかないのか、これについてもお答えをいただきたいというふうに思います。

そして、各地区における事業化の採択率にばらつきが生じないように、これは非常に大切な概念だというふうに思いますけれども、そもそも各地域から上がってきた地区要望に対して、しっかりとした基準に基づき、たとえ同一地区に複数の事業化をせざるを得なくなったものがあつたとしても、基準表を作ることによって町民に対する説明責任は果たされるのではないかと私は思いますが、それについてのご見解もお聞かせをいただきたい。

続きまして、令和3年度施政方針についての部分でございます。町長言われるように、私は何か名称をつけるということは、そのいわゆるアピールと、あるいは町民に対する説明責任の中で分かりやすく言う、そういう手段として考えておるのがありますけれども、残念ながら町長のほうでは、そのようなお考えは持ち合わせておらないということであります。私も予算審査を前にして、今年度の予算書の全項目を昨年度の予算書と一つ一つ全部突き合わせをしてまいりました。その中で、町長言われるように、やはり特徴的なものがない、したがって言えないのかなと、名前がつけられないのかなというふうに理解をいたしました。

重要施策についても、私は、平常時、いわゆる平時であれば、町長が言われる町長の掲げた政策とか第5次総合計画の総仕上げ、これは当然やるべきだろうというふうに思います。やらなくていいとは言っておりません。ただ、今それを認めてくれる状況に田上町の社会経済状況はなっているのかということで、疑問を呈したわけでありまして。したがって、全て重要である、そういう回答は予想をしておりましたが、逆に言えば最重要は何ですかという問いを改めて発したいと思っております。

それから、令和3年度の当初予算に、これはという経済施策、対策が盛り込まれていない。その中で令和3年度早々にも補正予算の中でそれを組み立てると、編成をするというお答えでありました。私は、前から申し上げてきましたように、経済政策においては、こういった経済が疲弊した状況の中で、切れ目があつては絶対にいけないと。それはなぜか。リバウンド、これが大きく必ず出てくるものであるというふうに経験をしておりますし、思っております。ですから、当初予算の中で予算措置を行うべきではないのかということで、今一般質問の中で主張させていただいたわけでありまして、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。町長の危機意識と私の持っている危機意識、大きく異なっているようでござい

ますので、あえてお聞きをしますが、今、田上町の社会経済の現状認識、どのよう
にお考えになっておられるのか、これをお聞きをしたいというふうに思います。

以上。

町長（佐野恒雄君） いわゆる地区要望、これに関しては、本当に毎年多くの要望をい
ただいております。なかなか思うようにその事業要望に対してお応えできないとい
うのが現実であります。いろいろと今小野澤議員からご提案等もいただきました。
確かにそうしたいわゆる統一基準というのは必要なのかもしれません。それらにつ
いては、今後課の中で研究をしていかなければならないのかなというふうに思っ
ております。しかしながら、今実際にそうした要望に対しては、本当に地域整備課の
中で、職員がそうした要望に対して現地に出向いて、緊急度であり、危険度であり、
そうしたことの観点の中から、優先的に事業化するものを選択しながら取り組んで
いっているというのが実情です。いろいろと統一基準を決めた中で、そうしたプロ
セスが大事だということももちろん分からないわけではないのですけれども、いろ
いろと区長とのコミュニケーションを通じながら、現地赶赴いて、そうした緊急度
であるとか、危険度であるとか、そういうことをやはり優先的に進めていくとい
うことが、最も大事なことはないかなというふうに、私自身は考えておるとこ
ろです。少しでも、それこそ進捗率を令和3年度に上げていくような形で努力はし
たいと、こう思っております。

それから……

1 番（小野澤健一君） いや、塩漬け率のものをどうされるのか私質問したのですけれ
ども。

町長（佐野恒雄君） どうするか。

1 番（小野澤健一君） あれだけ塩漬け状態が残っているので、それを要は取り下げる
のか、それとも……

町長（佐野恒雄君） いや、取り下げるとか、そういうことは考えてはいません。当然、
取り下げかどうかというのは、それは地元の地区の考え方でありますので、私ど
もの行政側で勝手に取り下げるものではもちろんありません。ですから、あくまで
もそうした要望の上がってきたものに対して、できるだけひとつ要望に応じていく
ように努力していきたいなと思っております。

それから、町の予算に対してもいろいろとお話しいただきました。今、それこそ
町の現状というのは非常に厳しい状況にあるということは、小野澤議員と私の今町
に対する状況の見方というのは、決してそんなに差があるとは私は思っております。

せん。当然、今の状況というのは大変な状況にある。全体的というよりも非常に両極端といいますか、両極にある形の中で、非常に厳しい分野といいますか、特に観光関係、それから飲食関係、そこが、これまでもいろいろと町としての支援は、下支えはやってはきましたけれども、なかなかコロナの拡大が収束が見られない中で、非常に厳しい状況が続いているという認識は当然私自身持っております。当然それらは、先ほども申し上げたように、あくまでも早い時点で皆さんからいろいろとまたご提案、ご意見をいただく中で、下支え、いわゆる支援策を打ち出していかなければならない、これは当然のことというふうに考えております。社会経済活動を推し進めながらコロナ感染の拡大を止めなければならない、この2つを推し進めなければならないという、非常に難しいかじ取りに実はなっているというのが今の現状です。これは当然、田上町においても同じことが言えるわけでありまして、当然そうした今の町の現状というものをしっかりと状況を捉えた中で、町としての支援策、早々に対策を打っていききたいなど、こんなふうに思っております。

以上です。

1 番（小野澤健一君） なかなか私の質問が伝わっていないような気がして残念でならないのですが、再度私はお聞きをします。先ほど言ったように、私の試算で、令和3年度分312件の地区要望があると。そのうちの足かけ3年にわたるものが51.2%ある。約半分が足かけ3年にわたる継続案件であるわけです。以前に、ある議員が10年間ぐらい塩漬けになっているのは、どのぐらいあるという質問をたしか一般質問でなされたと思うのです。相応の数があったわけです。私が問題にしているのは、その塩漬けをいつまで、腐らないからといって10年も20年もそのまましておくのかということなのです。いわゆる方向性を示してやるというのが大事ではないのですか。例えば5年も6年もたって何もできない。けれども、10年間の間だったらやれるよと。あるいは、県との、あるいは国との交渉があるから何とも言えないのだとか、できないかもしれないとか、そういういわゆる方向性を何も示さないまま、塩漬けにして町民が納得すると思うのですか。だから、基準表を作ってやったらいかがですかと、こういう話をしている。それについて何の回答もない。いや、頑張ります。頑張るのは当たり前の話。頑張らなかつたら困るわけです。職員が一生懸命やるのは当たり前の話。町民に尽くす、いわゆる奉職として公務員があるわけですから、一生懸命やるのは当たり前の話です。その一生懸命さをどうやって正しいベクトルのほうに向けるのか。その中で、行動規範あるいは思考の規範として基準表が必要ではないのかということで、私は申し上げたわけです。それについての答

えが残念ながらやっぱりないと。答えられないということなのだろうと思います。非常に甚だ残念であります。

そして、令和3年度の予算について、私の考えは、私は今の予算規模では足りないというふうに思っております。あえて、当初予算の中で私と危機意識が同じであると町長がもしお考えであるのであれば、ぜひとも今回の予算の中でしっかりとした社会経済を回復をさせる、あるいは下支えをする、そういった施策を盛ればいいではないですか。何にも盛っていない。平成28年の、平時の予算規模に戻りました、以上終わり。これで田上町の社会経済、私はあえて社会経済と言います。経済とは言いません。社会、経済、これを本当に守り切っているのかどうか。今本当に苦しんでいる人たちがまだ大勢います。これについて、町長が例えば自ら足を運んでそういった苦境を聞いたり、あるいは商工会に出向き、全体の田上町の社会経済の状況を把握をしたり、こういった努力がされておられるのかどうなのか甚だ疑問であります。したがって、予算については政治的判断ということで、一般質問でも申し上げた。町長はそのような政治判断をされたということになるかと思いますが、私はその判断は全く現状を認識をしていない、誤りであるというふうに思っております。

2つのものについて話をしました。最後に1つだけ質問をもう一度させていただきます。地区要望の塩漬け状態になっている今のものについて、具体的に私はスケジュールと処理方法についてお聞きをしたわけですが、もう一度お聞きをいたします。塩漬けになっている地区要望について、町長は取り下げないということでは言われた。それは、裏を返せば必ずやると、こういうことで理解をされているのか。それをやるのであれば、いつ頃をめどにそれを成し遂げるのか、以上についてお答えをいただきたいと思っております。

町長（佐野恒雄君） 先ほどから塩漬け、塩漬けという非常に厳しいお言葉をいただいておりますけれども、決してほったらかしにしているわけではありません。当然、毎年上がってくるものに対して、担当課としては厳しくやっぱり精査もしておりますし、現地に出向いてどういう状況にあるのかということもしっかりと確認はしております。それをやはり、先ほど小野澤議員のほうからご提示のあった統一基準というふうなお話もありましたので、その辺は検討していかなくてはならないかもしれないなということを私申し上げました。決してそうした、当然今まで上がってきている事業に対して、こちらから取り下げる話ではもちろんありませんし、先ほど申し上げました。もし取り下げる話……

1 番（小野澤健一君）　そういう意味ではなくて、方向性を私は聞いたのですよ。方向性。

町長（佐野恒雄君）　ですから……

（何事か声あり）

議長（熊倉正治君）　答弁していますから。

町長（佐野恒雄君）　そういうことでしっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、そうしたいわゆる事業化に向けての整理すること、これも大事だと思ひています。いろんな形での、それこそ様々な要望が本当に上がっておりますし、そういうものを少しは整理していく。ただ緊急度、危険度ということだけではなくて、どういう内容というのか、そういうこともやはり整理をする必要もあろうかと思ひております。その辺はこれから十分検討してまいりたいと思ひます。

議長（熊倉正治君）　小野澤議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分　　休　憩

午前 11 時 05 分　　再　開

議長（熊倉正治君）　それでは、再開をいたします。

次に、5 番、小嶋議員の発言を許します。

（5 番　小嶋謙一君登壇）

5 番（小嶋謙一君）　議席 5 番の小嶋です。先ほど 2 名の方の質問がある程度ハードといえば、私の質問は今度ソフトの面に関して質問させていただきます。

今日、1 点目は、まず町の施策について、2 点目は教員の勤務改善について質問させていただきます。

最初に、町の将来を見据えた細かな施策もまちづくりにつながることにあります。この細かな施策もまちづくりという、その細かな施策につきまして、私の思いと伺いますか、考えをここで少し吐露させていただきたいと思ひます。町の行政は、社会保障あるいは、国の方針といった事業予算を伴う施策に邁進と伺いますか、努めております。しかし、それを反映したもの、すなわち町民に対して、要するに行政と町民の間に私はどうも乖離がある、溝があると思ひてなりません。このままでは、町民と一体となったまちづくりには程遠いと言えます。このようなことは、どこの自治体も現実はそうであろうと思ひますが、自分の中でどうしてもこのことに対する葛藤が消えません。また、コロナ感染症を、その終息を見据えた

きに、町民に溶け込んだ細かな施策は、町の活性化につながるはずだという思いを強く持っております。

そこで、質問に入ります。令和3年度一般会計予算は、コロナ感染症が災いしたこともあり、前年比4億4,400万円、率にして9.3%減額の43億5,600万円と厳しい財政運営を強いられます。このような状況に対して町長は、仕事始めの挨拶や施政方針演説で、町の拠点整備の投資効果に邁進する決意を述べています。町全体を活性化させていく工夫と仕組みづくりを課題に掲げ、これを具現化させる、私はそのように解釈しておりますが、産業活性化ブランド戦略協議会を立ち上げました。私たちは、投資効果の状況やブランド戦略協議会による成果を注視していきたいと思えます。

町の不変的な課題は、足元の新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すのは当然として、人口減少対策、産業政策といった町の将来を見据えた取り組みであり、未来への投資です。このことは、施政方針の中で、第6次総合計画の柱に町の10年後につながる計画として掲げています。しかし、一方で、財政状況に対応し、効率的で実効性のある計画は、10年後につながる計画を抑制するように思いますが、町の実情を見れば、これも現実であろうと考えます。

今回の質問は、厳しい財政運営を強いられる中、極力費用をかけずに町の将来を見据えた地道な施策も、まちづくりにつながるのではないかと考えから、一番分かりやすいと思われる観光産業について例を挙げ、町長の所見を伺います。

最初に、誘客の仕掛けについて。見込み客の動機づけになる町の紹介手段は取れないかということです。町の紹介を官製PRに見られるように、一方通行で情報を発信するのではなく、今の時代は見込み客との対話を意識したやり方が必要です。対話の内容に応じた担当課職員の配置が課題ですが、口コミによる田上へ行ってみたいという相乗効果を狙うべきです。例えばホームページに双方のコメントを残せる期間を設ける。ホームページ、ブログ、フェイスブックを連動させ、見込み客からコメントを書いてもらう。質問形式で記事を発信し、そこに見込み客のコメントを入れて再発信を行う。

2番目に、文献から地域ブランドとはということで、地域で磨かれた商品、サービスが一般に知られ、選好され、常用されることで持続的な地域経済の活性化がなされる取り組みの総称と定義しています。この要素となるものは、商品サービス、観光資源、生活の場としての地域であるとしています。田上の場合、生活の場の中に観光資源が存在していることもあり、改めて住民には観光資源活用に対する理解

と協力を求めておくことが必要であると思われます。

護摩堂山には、町内外を含め年間6万とも7万とも言える愛好者が来訪しています。護摩堂山周辺は、運動療法、地形療法、森林療法、温泉療法ができるエリアであり、これを足がかりに収益をもたらす工夫と仕組みづくりに取りかかる時です。例えば当面の策として、来訪者駐車場に道の駅、湯っ多里館のイベントや温泉施設を案内する掲示板の設置が望まれます。

また、田上の郷土料理に着手し、これだという料理を飲食店や道の駅の営業につなげる取り組みも考えられます。試作の調理場は確保済みです。食生活改善推進委員や地域のお年寄りの協力を得て、郷土料理の開発に参加していただくことは可能だと思います。

以上述べたことは、第6次総合計画策定のワークショップや産業活性化ブランド戦略協議会の場でも出てくると思います。私は、財政運営が将来も厳しいと予想される中、まちづくりは工夫と発想に呼応した仕組みづくりと、費用を極力抑えた細かな施策の積み重ねも必要であると思っています。この点、町長はどのように捉えるのか伺います。

2番目、教員の過重勤務改善へ向けた見通しについてであります。教員の勤務状況は田上町に限らず、学習指導要領が変わるときの教育課程編成に加えて、新型コロナウイルス感染予防やタブレット配付に伴う教育計画も必要になり、過重勤務の毎日を送っていることが報道されています。教育長に次の4点について尋ねます。

教員の勤務実態と過重勤務対策及び今後の見通し。

コロナ禍の中、養護教諭への支援が必要と言われていますが、田上町の実情と対策の必要があるのか。

3つ目として、学びの質や働き方に成果があるとされている教科担任制について、田上町の実情に照らした捉え方。

4点目が、コロナ禍の校内消毒など教員の負担を減らすため、PTA、同窓会などから協力は得られないのかということについてであります。

以上、大きく2項目について町長と教育長に質問し、答弁を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の町の将来を見据えた細かな施策もまちづくりにつながることにについてお答えいたします。

議員からは、費用を極力抑えた施策の積み重ねによるまちづくりも必要であるとのことで、4つの貴重なご提案をいただきました。1点目の誘客につながる見込み

客の動機づけとなる町の紹介手段ということで、田上町に興味を持っている方、議員がおっしゃる見込み客と呼ばれる方が見たい、行きたい、食べたいなどと思えるよう、町をPRすることは大変重要であると思っております。にぎわいの拠点として整備した「道の駅たがみ」は、町内外の大変多くの方からご利用いただいております。道の駅は、情報発信施設としての役割を担っており、施設を直接訪れていただくだけでなく、道の駅のホームページやSNSを使って、田上町の魅力や情報を発信しております。これらを活用して、より一層町の魅力の発信に努めていければと考えております。また、昨年から採用した地域おこし協力隊からも、その活動を通して町の魅力を発信していただこうと考えております。議員から例示していただいたご提案については研究してまいります。

2点目の観光資源活用に対する住民の理解と協力についてですが、これまで観光に限らず、農業をはじめ各産業の協力や連携とともに、学校の学びを通じて町の産業やそれに関する歴史などについて学習する場もあります。こうした中、町全体のブランド力の向上を図るべく、これまでの農商工連携地域協議会を改め、産業からのアプローチとして、産業活性化ブランド戦略会議を立ち上げていきたいと考えております。この協議会では、これまでの農商工連携地域協議会での活動を踏まえ、令和元年度、経営大学の教授から作成していただいたプランを基に、地域への交流、関係人口の拡大を狙うに当たり、課題や資源などについて改めて掘り下げていきます。また、令和2年度は、大学の授業の一環として「道の駅たがみ」を通じての調査研究事業に取り組んでいただいております。そこで新たな課題等も見えてくることと思います。こうした中、まず、地域の方々から地域資源として何があるのかを確認していただき、協力していただくことが重要であると考えております。道の駅のコネクトである「近き者喜びて」を出発点として、情報発信施設として道の駅をはじめ交流会館など、新しい施設を活用することで住民に町の魅力を伝えていきたいと思っております。

3点目の護摩堂山周辺から収益をもたらす工夫と仕組みづくりについてです。護摩堂山周辺は、年間を通じて多くの方が訪れる場所であり、運動の場、温泉による癒やしの場として親しまれております。湯田上温泉や湯っ多里館の利用者による経済効果もありますが、今後は「道の駅たがみ」との連携により、さらに多くの方が町内の各施設や商店などに訪れるきっかけにもなると考えております。現時点では議員から例示された掲示板等はありませんが、今回いただいたご提案について、今後「道の駅たがみ」や湯っ多里館の指定管理者とも協議し、町内周回の動機づけ

となることも含め検討してまいります。

4点目の田上の郷土料理ですが、これだと誰もがすぐに思い描くことができるような田上を代表する料理は、残念ながら思いつかないといったところでしょうか。郷土料理の開発については、現在、農泊推進事業を通じて料理の試作、開発に取り組んでおります。また、農泊に限らず、町の名物となる料理の開発に向けて関係者間で検討し、可能であれば道の駅や町内飲食店、各旅館などで提供することが可能かどうか研究してまいります。

小嶋議員から多くのご提案をいただきました。議員ご指摘のとおり、まちづくりには工夫と発想、そして施策の積み重ねが必要であります。いただいたご提案を参考にして、よりよいまちづくりに努めてまいります。

以上です。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 小嶋議員の質問にお答えします。

教員の過重勤務改善に向けた見通しについてのご質問ですが、ここ数年、小中学校の教員の長時間勤務が問題になっています。でも、実は教員の多忙化はこれまでずっと存在してきました。日本の学校教育の成果は、その大きな部分が教員一人ひとりの使命感に支えられた不断の努力の結晶だと思っています。しかし、価値観が多様化、複雑化していき、学校を取り巻く環境が厳しく変化していく中で、教員の長時間勤務がクローズアップされてきました。

町の教育委員会では、平成30年度から各学校に教員一人ひとりの1か月単位での勤務時間の調査、報告を依頼してきました。その実態から園・校長会で改善策を検討してきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けました令和2年4月から9月の調査結果では、月45時間以上の超過勤務をした教員は、県の平均では、小学校では35%、中学校は46%でした。同じく田上町の小学校では22%、中学校では41%で、一定の成果は出ていると考えています。しかし、教員の仕事はここまでやればいいといったものではありません。教員が児童生徒へのきめ細かな指導に努めれば努めるほど、勤務時間内で対応するのが難しくなります。今後、教育委員会としましては、市町村教育長会議等で教員定数の改善要求をしたり、町の教育委員会の改善や工夫によって、現場の教員の負担軽減につながる如果能够あれば、積極的に対応してまいります。また、田上の12か年教育を十分に発揮させ、各校のミッションを明確化し、教員一人ひとりの目標を具体化することで各校、各教員の取り組みが大きな成果につながるよう努めます。

各学校では、今以上に児童生徒に寄り添ったきめ細かな教育を目指しながらも、行事等の簡素化や会議の削減といった対策を検討していくことが考えられます。今後も各学校と教育委員会と協議しながら取り組んでまいります。

次に、コロナ禍の中での養護教諭への支援についてですが、コロナ対策は全教職員体制で取り組んでいます。それでも養護教諭の負担増が考えられます。年度初めに教員一人ひとりの仕事分担を決める際、学校ではこれを校務分掌といますが、その校務分掌を決める際に、考慮するように各校長に指示をしております。

次に、小学校高学年の算数、理科、外国語の授業を学級担任以外の教員が担当する、いわゆる小学校の教科担任制ですが、文科省は今後も推進していく予定です。推進していく中で、職員を増やしていくというふうには言っておるのですが、田上町の小学校でも学校と相談しながら対応していきます。ただ、来年度、令和3年度には、両小学校ともに、そのための人員配置は残念ながらありません。各小学校の配置職員の中で工夫をしながら、無理のない対応をしていきます。

次に、校内消毒のために保護者に協力をお願いしたらどうかということですが、現在、校内の消毒は全教職員体制で実施しています。その中でも、今年度2学期から、県の事業で、各校に消毒等の作業を中心に教員の仕事を支援していただくため、スクールサポートスタッフを配置することができました。来年度は、制度の見直しで町の事業になり、経費もかかりますが、引き続きスクールサポートスタッフの配置を予定しています。校内の消毒は、現時点ではこのスクールサポートスタッフを中心とした教職員での対応を考えています。保護者の皆様には、これからもご家庭での感染予防や児童生徒の心のケアをお願いしてまいります。

以上です。

5番（小嶋謙一君） それでは、町長の答弁に対して質問いたします。

私の一例といいますか、例を挙げた中でいろいろ答弁をいただきました。実際、こういったアイデアといいますか、発想というものは、結構町民の中で非常に多く持っている人はたくさんいます。ここでは学校の大学の教授、先生、それから学生たちからも、いろいろ課題を取り上げるということをおっしゃるけれども、実際町内の中にもいろんな考えなり、そういう発想を持っている人がいますので、ぜひともそれも掘り下げていてもらいたい。それにはどうするかといえば、要は足を運んで町内をまず歩く、顔を見せて歩くということに尽きると思います。私は、ちょっとなるほどと思って、頭の中にはひらめいたのですが、なるほどと思ったのは、情報発信、地域おこし協力隊からということで、そうなのだよな、職員

の中からこうやって配置するにはなかなか厳しいということもいろいろ聞いておりますし、なるほど、地域おこし協力隊の方からも協力してもらえば、そういう対話とかメールとかもろもろの中でいろんな、梅が八分咲きですよとか、今満開ですよとか、ふれあい広場の桜は満開ですよとか、そういったいろんな対話的な推進もできるのではないかと考えておりますので、地域おこし協力隊の活用というのも非常に考えておられるということなので、ひとつ期待したいと思っております。

それで、期待はしていますけれども、また町長の答弁の中でちょっとあれっと思いたすのが、いずれにしろ地元、地域の人たちの協力は必要なのだよと、要するに地域の方からの地域資源としての何があるか確認していただき、協力していただくことが重要ということをおっしゃっておりますけれども、実際、次の郷土料理とか、そちらのほう行きますと、事業関係者間での協議だとか、役所の中で立ち上げた協議会だとか、そういう関係者の中での協議ということで、果たして地元に対する、地域に対する考えを下ろしていくということが、本当にできるのかなというような形でちょっと疑問を抱いております。要は、ここそこの地域の各特徴ありますけれども、そういった地域に根差した取り組みを行ってくださいということなのです。ということはどういうことかということ、そうすれば町民の皆さんは町の取り組みが見えるのです。見える化といいますか、町の取り組みが見えます。その中で初めて町長が言われる、拠点整備の投資効果ということも言っておりますけれども、要するに投資効果を高めるには、やはり道の駅を拠点としての受皿になる地域の理解と協力が必要になるはずで。そのためには、どうしてもやっぱり町の取り組みというのは、ひとつ町民の皆さんに知らせる、見えるようにしてあるということが必要になるわけですね。この点、見える化について努める町長の決意はどのように捉えているか、再度伺っておきたいと思っております。要は、これからのまちづくりというのは町民が主体性を持ち、活動を起こす時代だと私は思っております。このことは、町長も言われている、新しい時代の潮流に呼応した対応ということにつながるのではないのでしょうか。まず、町内の足元を見直し、できるものから手がけるというのが、私の言っている細かな施策もまちづくりにつながるということでもあります。

最後に1点、町内に対する町の取り組みが見える化について、町長の決意を確認しておきたいと思っております。

町長（佐野恒雄君） 小嶋議員のまちづくりは、工夫と発想に呼応した仕組みづくりと費用を極力抑えた施策の積み重ねも必要であるという議員の考え方、全く実は同感であります。いわゆるまちづくりというのは、ほんのちょっとした工夫、ほんのち

よっとした発想の積み重ねなのだろうというふうに思います。

先日、ワークショップがございました。2回出席をさせていただいたのでありますが、非常に活発な議論といたしますか、いろんなご意見が出て、ああ、こんなふうに考えているのだな、こんなあれもあるのだなということを改めてこのワークショップを通じて感じさせられたところです。いかに地域の皆さんの協力をいただくことが大事であるか、小嶋議員のおっしゃるとおりでありまして、これからそういう場とか協議会とか、いろんな形を通した中で、地域の皆さん方からいろんなご意見をいただくような機会をつくっていければなと、こんなふうに思っております。

それから、先ほど地域おこし協力隊の活用というお話もございました。先日、地域おこし協力隊の森澤さんからこれまでの活動報告といたしますか、と同時に私自身のまちづくりの思いについてもお話をさせていただきました。40分ぐらいの話であったと思いますが、森澤さんのまちづくりに対する思いとか、そういうことも確認をできたところだなと思っておりますし、そうした形で新しいまちづくりに、森澤さんからもぜひ協力をいただければなというふうに思っております。

いずれにしても、そうした新しいまちづくりを進めていくに当たって、小嶋議員のおっしゃられる地域の皆さんの協力、これがぜひどうしても必要なのだということだと私自身も考えております。そういう形で、これからもそうした協議会の場であり、また、いろんな場を通じて地域の皆さんのご意見を伺っていきたいなと、こんなふうに思います。

5番（小嶋謙一君） 3回目の質問になりますが、今度は教育長にお伺いします。

いろいろ答弁書を見させていただきました。なるほど、学校の今の先生たちの対応は、本当に報道がされている以上に町も大変なのだというふうなことを実感して、よく分かりました。

そこで、4点ですか、再度ちょっとお聞きしたいと思います。まず、ここでは、教員の定数の改善ということで、教育委員会の改善や工夫によってということで、教員の負担軽減につながるものであれば、積極的に対応していきたいということで述べておられますけれども、学校経営というのは校長がもちろんやっているわけなのですけれども、そこで例えば教育委員会で改善や工夫について、ましてやそういう教員の実際の中身といたしますか、ケースに係るものに対して提言するわけですが、そういうことは実際校長との間ではうまく連携取れていくものですよ。それちょっと確認しておきたい。学校を運営している校長と教育委員会の中で、教育委員会の考えというものを校長に対して、経営者に対してある程度、例えば私が

これ経営しているのだから、私は私の考えでいくというようなことにならないとは思うのだけれども、その辺をちょっと詳しく、ちょっと中身を教えてもらいたいと思います。

2点目は、行事等の簡素化と述べております。確かに簡素化ということもこれまでも、昨年もそういうことやってきているわけですが、要するに私はやっぱり教室以外での授業というもの、要は自然に触れ合うとか、そういった授業なのですが、そういうことも大切だと思っておりますけれども、その中で今後行事等の簡素化、例えば運動会等も含めたそういうものに対して、児童に対して、生徒に対しての影響といいますか、そういうものについてちょっと心配しているのですけれども、その点についても考えを聞かせてください。

3つ目として、養護教諭、要するに保健室ですね。私ら子どものときに行っていた保健室なのですけれども、コロナの関係で、影響して、例えばストレスとかそういったことで児童生徒が保健室で待機といいますか、毎日保健室に行っているというお子さんもいるように聞いているのです。ほかの地域では。そういう児童生徒は実際田上ではいたのかどうかということ。それに対する対応というのをちょっとお聞かせください。

それと、4点目が教科担任制なのですけれども、文科省では推進していくということでしょうけれども、実際町の場合、例えば新聞等で書いてあります新潟市とか、そういう大きい小学校、マンモス小学校みたいなところだったら、ある程度は可能だとは思っただけけれども、町のような1クラス20人、30人というところのそういう学校の中で教科担任制というものに対して、実際教育長は現実的にどのように捉えているかと。今後ですね。今後、またどんどん子ども減っていくわけですが、将来的にどのように捉えているかという点をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

教育長（安中長市君） 今回、小嶋議員のほうから教職員の多忙化、長期化、長時間化の勤務についてご質問いただきまして、教育委員会としてはありがたいと思っています。先生方の非常に忙しい長時間勤務に関して、またこういうところでも発言させていただいて、皆様のご理解が広がっていただければいいかなというふうに思っています。校長とのやり取りですが、定期的なものは月に1回、園・校長会ということで、3時間近い時間の中で、いろいろな議論をさせていただいておりますし、町で佐藤指導主事という立場の方がいまして、その方が細かいところも学校の各校長先生とか教頭先生と、本当に非常にいろんなことで相談をし合っ

ています。私も学校に電話をすることが多くて、こんなに学校に直接電話をしてしまう教育長はいないなと思って少し反省しておるのですけれども、今回のことで、特にコロナのことで去年の2月の後半からどれだけ校長、教頭と話し合いをしてきたか。小さな町ですから、できることだと思えるのですけれども、本当にお互いの意見を相談をしながら、よりいい方向に行っているのではないかなと思います。先ほど校長先生と相談をすると言ったのですが、年に2回ぐらいは今の学校での現状を説明していただいて、教育委員会として、またお話をする機会があるのですが、そのとき私は必ずいつも質問します。教育委員会が単独でやっている事業とか調査の中でこれはすごく負担であるとか、それからもう少し簡素化できないのかというのがあったら聞かせてほしいと。その中で、できるものならやっていきたいというふうに思っています。県からの調査ありまして、それは教育委員会としても各学校にお願いしなければならないのですけれども、町が独自でやっているものに関しては、少しでも工夫ができればいいかなというふうに思っています。

2つ目の行事ですけれども、ご存じのように田上町は、キャリア教育に基づいてやっています。キャリア教育というのは、一言で言うと、子どもたちが社会に出るに当たって自分の持っている力が十二分に発揮できるように、小学校、中学校から自分を育てていくということです。そうすると、その結果、小学校でも中学校でも、学校の中だけではなく、いろんなところに行って学ぶ機会が必要だと思っています。校長先生方には、行事の簡略化、これも大事だけれども、もしそれをするに当たって子どもの活動が大きく変化をしてしまう、縮小してしまうことに関しては、十分検討していただきたいというお話をさせていただいております。コロナのことで残念ながら本当に今年一年いろんな行事が中止になったり、縮小したりしたのですけれども、この間の園・校長会でも、工夫をして、なるべく子どもたちがしっかり活動できるような、そういう対策をしてほしいというふうに各校長にはお話をさせていただきました。

3つ目ですけれども、コロナのことが原因で、その心配とかいろんなことがあって保健室とかにいるという子どもはいないと聞いております。ただ、やはりこの1年いろんなことがあって、もしそのことが心配で自分はちょっと学校に行きたくないということで、1日、2日休んだお子さんが何人かいられると聞いています。そのときは、町の教育委員会としては、欠席にならないように、その子が学校に来なくても出席を要しない日という言い方もできるのです。それで対応していただいて、欠席にならないようにというような対応をさせていただいております。それが長引い

て、結局学校に来られなかったとか、ずっと長くお休みをしているとか、保健室に行っているということはないと思っています。

教科担任制、中学校はみんな教科担任制でやっています。小学校なのですからけれども、ご存じのように両小学校ともそんなに大きな学校ではありませんので、簡単に言うと、校長と教頭と教務、あと1人いるかなぐらいで、あとは全部学級担任なのです。通常学級もありますし、特別支援学級もあるのですが。その中で、例えば音楽とかは、上級生になると音楽が得意な先生が分担をしてやっております。それは前からあったのですが、今回は算数と理科と英語でしたか、外国語というのですけれども、この3つもそういうふうに得意な先生がやっていったらどうかという話なのです。全国的に人数を増やしていきますよと言ったのですが、一遍でだあっと増えるわけではなく、徐々に徐々に増やしていくということで、残念ながら今回はその教科担任制に関わって両小学校が1名教員が増えたよという状態ではないわけなのです。それは残念ながら。こっちも教科担任制するなら先生1人増やしてくださいと言ったのですが、なかなか県全体の中で来ませんでした。でも、その中で、どんな先生が来るかということが今やっと情報が伝わっているような段階なのですが、各校長には無理のない中で、それでもそうやって例えば自分が理科が得意ですよという先生がいたら、その先生が6年生みんなを見て、その代わりその先生のほかの授業をほかの方が見るとか、そういう工夫をしていってくださいというふうに言っています。ただ、どれだけやれるかというのは、やっぱり先生方がそろって見ないと分からないというのが実情で、この1週間、2週間で話し合っていきたいと思っています。

以上です。長くなりました。すみません。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩をいたします。

午前11時47分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井、一般質問させていただきます。

今日は3月11日、東日本大震災から10年ということで、亡くなられた方々にお悔

やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。私もこの10年間、ボランティアで5回ほど、研修や何かでは五、六回東北を訪れています。津波をかぶった地域にアジサイを植えに行ったりとか、避難所の支援に行ったことなんか思い出されますけれども、あのような大きな災害がないことを祈っております。

さて、令和3年度施政方針を受けて質問いたします。令和2年の質問で、「質問に入る前に少し感想を述べさせていただきます。施政方針を聞いてもわくわく感や希望を見いだせません。令和2年度は未来に対して希望を持てる年にしてください」というふうに冒頭申し上げましたが、今年も施政方針を聞いてもわくわくしませんでした。それはなぜかと。そのときちょっと具体的な思いはなかったのですが、考えてみました。この施政方針、こういうふうにつづられているのですけれども、毎年毎年これを上書きされるように施政方針が作られていて、本当の意味での施政方針になっていないような気がしてなりません。我々がまちづくりの計画を編成するときに、理念を設定して、現状を把握して、未来を予測して、要旨を明確にして、方針をつくって方策をぶら下げていく。そして、それを計画書にしていくというような流れを踏みます。ですから、方針というのは大局的な方針であって、方策というのは具体策であるべきだと思います。そういう意味では、施政方針演説のこの要旨は、前段の部分は町長のこうしたいという方針、大局的な方針が示されていて、それから一般会計、特別会計の予算で具体策として、方策が示されるべきだと私は思います。そういうふうな形になっていない。特に今年の中では、前段の部分で「これが今後の課題であります」とか「喫緊の課題となっております」という、課題が2つ挙げられているのですけれども、この課題をこう解決していきますというのが方針であるべきだと思っています。例えば、後でも人口問題を質問しますけれども、移住を促進して人口を増やしていきたいという町長の方針が示されたら、それに対して各課の職員は、ポスターを作って移住者を募集しようとか、関東方面に行って移住促進のキャンペーンをやろうとか、または住む場所をこういうふうに、働く場所をこういうふうにしようという方策がどんどんぶら下がってくる、できてくると思うのです。そういう意味で町長のこうしたいという方針が表れていないので、どうもわくわくしない施政方針になっているような気がします。

さて、具体的な質問をしていきます。1番、道の駅から商店や温泉へについてです。施政方針の2ページ後半から3ページにかけて「道の駅たがみに大きな手応えを感じている」とし、「これらのにぎわいを町内の商店や湯田上温泉、町の施設への

誘導を図り、町全体を活性化させていく工夫、仕組みづくりが今後の課題であります」とあります。さっきも申したように、これを今後の課題としていたら何の意味もありません。わくわくしません。これは、課題ではなく、活性化させていく構想を築き上げていきますではないでしょうか。そうでなければ道の駅をオープンさせた意味がありません。

そこで、佐野町長に伺います。先ほどから言っている道の駅から商店や温泉へとつなげていくということ、これの町長の思い、構想、もう妄想的な段階でも結構ですので、にぎわいを町内や商店につなげていく、その活性化策の具体策をお聞かせください。

②、人口減少、少子化問題についてです。施政方針が一番わくわくしない原因の大本は、人口減少、少子化問題に明るい兆しが無いからです。昨年質問でも「マイナス思考の表現が目立ちます。人口増加策や移住人口の増加、多子化はどこに行ったのでしょうか。人口減少を食い止めるのはやめたのでしょうか」と厳しい質問をいたしました。今年もっと厳しく追及いたします。佐野町政になってから人口問題に対する成果が全く出ていません。このままでは消滅自治体になってしまいます。ちなみに、後で人口の話も聞くのですけれども、平成25年、平成26年は子どもの出生数70人いました。それから、平成27年48人、ずっと減って行って、今年は何と40人を切る状況、30台半ばの数になってしまいそうな勢いです。ですから、このままでは本当に消滅自治体になりかねないというところまで、人口減少が進んできています。施政方針の中の3ページに、「人口減少、少子化のほか新型コロナウイルスの感染拡大など様々な社会情勢の変化への対応が喫緊の課題となっております」、ここでもまた喫緊の課題なのですけれども、課題ではなく、これをどう取り組むかを施政方針に示してもらいたいと思います。7ページの少子化対策事業でも、不育症、育ちにくいという字です。不育症の治療費助成が新しい取り組みで、正直これだけかと思いました。人口増加策の上にビジョン、将来像が描けるのではないのでしょうか。消滅自治体では将来像は描けません。

実は、私ごとなのですけれども、うちの息子が大学を卒業して札幌に、運輸省の検査員やっているのですけれども、札幌に行って、東京に行って、富山に行って、やっと新潟に今年4月から帰ってくる内示が出ました。取りあえずは新潟市にある官舎に入るのですけれども、去年、実はコロナ禍で結婚式、披露宴を挙げられなかったのですが、結婚しました。そろそろ家を建てたいという話になって、では田上に絶対来いと言って、事あるごとに田上のいろんな策を説明というか、言って、田

上に家を建てろ、田上に越してこいと言って言っているのですが、どうも決め手にならないのです。田上に魅力がないというか、私が議員でありながら説得し切れないう、この現状があるというところで非常に何か歯がゆい思いがして、何とかしてみますけれども、町長が施政方針で書いているように、「若い人たちが夢と希望を持って魅力ある田上町にしたい」とか、「誰もが住んでみたい、10年後も誰もが住み続けたいと思えるような町にしていきたいと考えています」とあるのですが、これがなかなか伝わってこないというか、具体策になっていないような気がします。

そこで、ここで改めて5年間の出生数、さっきちょっと私も言いましたけれども、出生数を明らかにし、その上で、佐野町長の人口問題の取り組みをお聞かせください。

3番目の質問、土木関連事業についてです。田上町では、一連の交流会館から道の駅、地域学習センターへの事業、いわゆる箱物公共事業は終了いたしました。そんな中、土木関連では経常的な事業しか表現されていません。こんなときこそ、次に取り組むべき構想を練る年にすべきです。土木事業ではありませんけれども、町民体育館の構想を考えると、以前、道の駅の構想段階では、バイパスの向こう側に市民農園を造るなんていう夢のあるような話もありました。そういう夢のある構想を練る年にしてはいかがでしょうか。それから、建設業者は、昨日ちょっと話をする機会があったのですが、「忙しいかね」と言ったら、「この時期なぜか暇なんて」と言って、今、年度末で、本当は建設業者は年度末ぎりぎりの仕事を追い込みで忙しくしていなければならないのが、もう暇だと言って嘆いていました。そういう意味で、建設、建築業者、そういうところをフォローする上でも、土木関連事業をしっかりと構築しなければならないと思っています。佐野町長の今後の土木関連事業といわゆるハード事業の構想をお聞かせください。

4番目の質問です。ふるさと納税についてです。午前中に藤田議員からも質問がありました。施政方針から少し離れますけれども、ふるさと納税について改めて質問いたします。なぜ、この質問をしようかと思ったかということ、加茂市はふるさと納税が増えて、除雪の追加予算はそれで賄えるらしいという話を聞いたからです。前市長は、全くふるさと納税には取り組まずにいましたが、加茂市のふるさと納税は、一昨年初が1,500万円、昨年初が5,000万円、そして今年初は3億5,000万円になったそうです。要因は、東芝の炊飯器や桐小物の返礼品が受けているようですが、よくよく調べたら、市を挙げて積極的な姿勢で取り組む方針の上、ポータルサイトも1つから5つに増やすなどの取り組みをしたそうです。首長の姿勢一つで、これだけの

成果が出せるのです。ちなみに、新潟県で1位の燕市は、何と昨年度、2019年4月から2020年3月までの間ですけれども、42億3,720万円です。燕市は、「下町ロケット」の効果もあり、返礼品のバラエティーさもあると言われていています。しかし、この同じ県央地区において、これだけの差があるのもちょっとおかしな気がします。やっぱり首長の臨む姿勢が問題なのではないでしょうか。田上町も町長が号令をかけて積極的に取り組むべきです。佐野町長のふるさと納税に取り組む考え方をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、道の駅から商店や温泉へについてであります。10月28日の開業以来、大変多くの方から「道の駅たがみ」に訪れていただいております。当初心配していた冬場も相当数の方からおいでをいただいております。これから梅の季節を迎えますが、春以降、より多くの方から訪れていただくことを期待をいたしております。

「道の駅たがみ」の開業により、町にお立ち寄りいただく方が顕著に増えております。相乗効果として、商店などへの来店者も多くなったと聞いております。一方で、従来の国道403号線の交通量は減り、今後の事業経営を懸念する声もあります。また、コロナ禍の現在、事業所によっては厳しい経営状況が続いているところもあります。

こうした中、町にこれだけ多くの方から訪れていただき、道の駅という新たな情報発信拠点も備わった今、このにぎわいを一過性のものにせず、さらに「道の駅たがみ」に訪れた方を、いかに町内の各施設や商店などに誘導するかが重要であります。産業活性化ブランド戦略協議会などでも議論していきますけれども、来町者が町内を周遊する仕組みを構築する必要があります。町全体の活性化に向けた現状の課題を共有し、田上町をいかに持続させていくのか、発展させていくのか、町民、事業者の方々のご協力も得ながら、まちづくりに向けた一つの場として新しく設置する協議会の中でも議論し、活力あるまちづくりを進めていこうと考えております。

次に、人口減少、少子化についてお答えします。人口問題に対する成果が全く出てきていないと、議員から痛烈なお言葉をいただきました。直近5年間の出生数は、平成27年度は48人、平成28年度は51人、平成29年度は41人、平成30年度は43人、令和元年度も43人です。高齢者の増加もあり、死亡者数も、平成27年度は160人、平成28年度は148人、平成29年度は175人、平成30年度は159人、令和元年度は169人

となっており、人口の自然増減としては減少となっております。当町の合計特殊出生率は県内でも極めて低い状況であります。平成27年度から令和元年度までの間、新潟県が発表する推計人口から人口減少率を算出したところ、県全体ではマイナス3.57%であり、当町はマイナス6.22%でありました。転入、転出の社会増減も減少とはなっておりますが、当町の人口減少率は、県内30市町村のうち少ないほうから19番目というところに位置しております。県統計課の資料、新潟県の人口移動によると、県全体の人口転出率は3.14%、当町は2.74%であります。このことから、県全体から見れば、当町の転出者数はある程度抑えられているかと思えます。これまで町が実施してきた人口減少対策は全く無駄であったということではなく、一定の成果を上げているのではないかと感じております。

町は、これまでも子どもを育てるなら、田上町と言われるように子育てしやすい環境づくりに力を入れてきました。そうすることで、居住している町民からは住み続けていただけるよう、また、町外に向けては田上町を選択して町に移住していただけるよう、各種の施策を考えてきました。一般的と言われるように人口問題対策に即効策や特効薬はございませんが、引き続き町民からは田上町に住み続けたいと思われるよう定住施策を、また、町外から町に移住していただけるよう移住施策に力を入れていきたいと考えております。

次に、土木関連事業についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、令和2年度で、まちづくり拠点整備や防災行政無線整備等の大型事業はほぼ完了いたしました。当然のごとく、それらにかかる維持管理経費や事業を行う際の財源として起こした地方債の償還等が、これから重い負担としてのしかかってきます。今後、予定している土木関連事業やハード事業等の事業実施については、毎年議会に示しているまちづくり財政計画に掲載している事業であり、それを優先的に実施していくことを基本的な考え方としております。このような中、今は新たな箱物等、ハード事業の構想を練るような状況ではないと思っております。

最後に、ふるさと納税についてお答えします。藤田議員と同様の回答となりますが、ふるさと納税は町の自主財源確保のための大切な手段であり、町としてできることは十分取り組んでおります。当町も平成20年度からふるさと納税に取り組み始め、平成28年度からは、さらに多くの寄附を募るためポータルサイトの活用を開始しました。ポータルサイトは、寄附者にとっては寄附の窓口となります。令和3年度から2つ増やし、6つのポータルサイトを活用することで町と寄附者の接点を広げ、増収に寄与できるよう努めてまいります。

返礼品につきましては、令和元年6月以前は返礼品に対する特に厳しい規制はございませんでした。しかし、一部の市町村で本来のふるさと納税の目的である地域貢献からかけ離れた取扱いがされ、大きな社会問題となりました。このことから、総務省は令和元年6月より、返礼品は寄附額の3割以内、そしてその地域で作っているものに限ると厳しく規制するようになりました。当町は、この規制を遵守し、ルールにのっとった形での返礼品となるよう、返礼品の見直しを行いました。また、農家や商店などに改めて呼びかけ、特に人気の高いお米などの返礼品を増やしてきました。しかし、町内から出品できるものには限りがあり、返礼品の品ぞろえを増やすことがなかなかできない現実もあります。国の規制やルールは遵守しながら、これまでにない視点から新たな返礼品について多角的に研究、検討していきたいと考えております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

町長、まず最初の道の駅から商店や温泉へというところで、私は町長にこの誘導策をどういうふうにするかと、どんなのが考えられるかということを知っているわけですが、町長、今答弁で、町内を周遊する仕組みを構築する。町内を周遊する仕組みを構築するというのは、どういう仕組みを構築するのかわかして教えてください。

私は、実はこの間、道の駅、日曜日、私の友人が川口から訪れて、何か親族がつるしびな作ったというので、池井さんもちょっと来いねと、話ししに呼ばれたのです。そのとき、「あの建物何らね」と言って役場庁舎を指されて、「何か老人施設らかと思った」とかといって言っていました。道の駅というか、重点道の駅と言われる役場と一体となっているこの中でもそういうサインが、表示がちょっと足りていません。ですから、この敷地内の中にJAもあれば、土地改良区もあるわ、総合保健福祉センターもあるわというところで、誘導看板も必要だと思います。必要だと私そのとき思いました。そのときに、田上町に、町をどう行くのだという、町長言いましたよね、まさに周遊するためのマップ、これがまず第一だと思います。田上周遊マップ、どれぐらいの時間でこういうふうに回ってこれますよみたいな感じで、徒歩や車で表示するようなのが必要だと思うのですけれども、それが第一歩で、それから地域の魅力をもうちょっと掘り起こすような仕組みが必要だと私は思います。町長が考える町を周遊する仕組みというのはどういうものなのか、具体的にお聞かせください。

それから、人口減少、少子化問題、町長何言っているのでしょうかねと。「一定の

成果を上げているのではないかと感じております」。これ一定の成果が上がっていないです。これで成果が上がっているからいいというふうに考えるほうがおかしくありませんか。40人切っているのですよ。40人。子どもが。羽生田小と田上小で分けたら1学年20人ずつ。また、一緒になる田上中に来たら、男は20人、女20人としたら、サッカー一部はつくれても野球部はつくれません。スポーツ部1つ。そんな状況の子どもたちになるのですよ、これから何年か後。それなのに町長は一定の成果を上げているというふうに思われるのですか。私の調べた資料では、減少率は県の30市町村のうちワーストエイト。8番目。それから、転出超過率も悪いほうから11番目で0.76%。三条は0.33%、燕が0.11%。ここでも燕が一番いいような感じになっていますけれども、そのような状況で、決していい状況ではなくて、この人数は消滅自治体に向かう限度をもう超えている人数なのです。最低でも私は110人欲しいところなのですけれども、110人がずっと続けば1万1,000人の人口になるわけですから、消滅しないためにも、何とか7,000人の人口をキープするためにも、70人はどうしても子どもが生まれていく必要があると思いますし、生まれなければ移住者で補う必要があるわけです。もうここ数年40人が続いています。平成27年が48人、平成28年が51人、平成29年が41人、平成30年が43人、令和元年が43人、そして今年度は30人半ば、このような状況の中では、移住で各年代を補わなければ町が存続できないというようなところまで来ているのです。ですから、出生数の対策もそうですけれども、移住促進の対策もしっかり併せてやっていかないと田上町が消滅していくという、この状況の中、一定の効果を上げているというふうに表現するほうが私はおかしいと思います。重ねて、この状態でいいのか聞きます。

次に、土木関連予算です。今すぐに土木事業をやれという話ではないです。これから土木事業をこういうふうに行っていきますよというような方向性を示してほしいということです。そうでないと、過日、建設業協会からの緊急提言が町長のところにあったというふうに聞いていますけれども、建設業者がもうもちません。もたないと思います。そしたらまた除雪をやる業者がいなくなってくるとか、最悪の循環が生まれてくると思います。ですから、希望を持つためにも、これから田上町は、何年先になるか分からないけれども、こういう事業を展開していきますよというような計画をつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それから、ふるさと納税についてです。これもうちちょっと、どこなのですか。総務課なのですね。勉強してください。私も今回加茂市のを聞いて、すごく姿勢が変わったなというふうに思っています。返礼品の考え方も、ちょっとぎりぎりのと

ころもあるのですけれども、ぜひこれ町長がしっかり号令をかけて、ふるさと納税はこれでいきましょうというふうな形で、ぜひ新しい返礼品、返礼品作りだと思っております。ポータルサイト大事です。ポータルサイトを6つにするというのはもう評価します。ですから、あとは返礼品です。返礼品で、田上町も新たな返礼品、それからお米もちょっと独自のパッケージングをすとかしていきたいと思います。こう言うと大変失礼なのですけれども、ちょっとだけ言うと、燕市はお米がよく返礼品で取られるそうなのです。燕でお米なのだったら、田上のお米のほうがもっといいぞというふうに言いたくなるような思いなのですけれども、あれもイメージで、「下町ロケット」で、ああいうふうに作られたお米だから、おいしいのではないかみたいなイメージだと思うのです。ですから、田上のほうもパッケージングとか、ネーミングとか、そういうものを含めてふるさと納税の返礼品の研究が非常に必要だと思いますけれども、重ねて質問いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 道の駅ができてから、大変大勢の方々からおいでいただいているということを申し上げました。それをいかに旧403の商店、そして施設に誘導するか、その方策というふうなお話がございました。今日、午前中に小嶋議員からの提案もございました。掲示板、看板、これもやはり一つの大きな仕掛けづくりになるのだろうと、こう思います。と同時に、今池井議員のほうから周遊マップという話がございました。これも大事です。私は、食べ歩きマップというのですか、そういうのも一つやはり大事なことなのだろうと思います。道の駅に来られて、この辺においしいものというのはどこで食べられますかとかと、結構やっぱり問合せがあるというふうに聞いております。漫画的というのですか、ここに行ったらこんなおいしいものがあると、こんな変わったものが食べられるというふうな、そうしたいわゆる食べ歩きマップみたいなもの、結構ほかの自治体といいますか、県外なんか行くと結構そんなマップを作っているところがあります。そういうことも一つの仕掛けになるかなと思います。いずれにしても、協議会等とか、また道の駅の指定管理者、またそれからいろんな機会を通じて、そういう仕掛けづくりをやっていけたらなというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げた一定の成果を上げています。私は、人口減少に、全体に対して一定の成果を上げていますというふうに申し上げたつもりはないのです。あくまでも県の統計の資料を見た転出者数、いわゆる当町の転出者数を県の統計と比べたときに、先ほど数字として申し上げましたが、県の人口転出率が3.14%、当

町は2.74%。田上町から出ていく、いわゆる転出者が少なく抑えられているという、そのところの一定の成果ということでお話をさせていただきました。当然、町の、田上町の出生率、非常に低い。もう本当に県内30市町村の中で最下位のほうにいるわけでありまして。この出生率の低さというのは、どう改善していくかということは本当に大きな、それこそ池井議員が課題、課題ではないと言われるのですけれども、大きな課題というふうに捉えております。そういう意味で、先ほど私がある程度一定の成果を上げているというのは、町から出ていく、いわゆる転出者、それをある程度抑えられているのだと、そういうことを申し上げたのであります。

それから、土木事業であります。確かに今この時期、非常に建設業者は、この3月、4月というのは仕事がない時期が続くのです。財政が許せば本当にそうした土木事業も出したいところではありますけれども、なかなか今の財政状況の中で、これ以上の土木事業を増やしていくということは、飛躍的に増やしていくということは、非常に難しい状況であるというふうに捉えております。今すぐではなくて、将来の思いというか、道筋というふうなお話がありました。それは私自身も、これから何年か先の話、この田上が発展していくためにいろんな構想自体は持っております。ただ、町としてなかなかそれを主体でやるということは、非常に難しいものがある。だから、これをいかに民間活用の力を利用するか、その辺にかかってくるのだらうかと私は思っております。そういうことでこうしたことについては、今後とも将来を見据えた中で検討していきたいなど、こう思っております。

それから、返礼品であります。返礼品、いわゆるふるさと納税、これは非常に難しい。当初といいますか、先ほども申し上げましたが、この返礼品に制限がかけられなかったときは、町も当町にある企業の製品を返礼品として扱ってございました。なかなかそれが今回の厳しい規制がかかって、地域の地元で作られるものでないと駄目だというふうな、そういう厳しい規制が入ったために、その企業から今までの出されていたものは、ちょっと今除外というふうになっている。いかに返礼品作りをするかということが非常に難しい状況であります。どちらかというと田上の事業所、いわゆる下請であるとか、孫請であるとか、そういう事業所が多いのです。部品作りの事業者が多いわけでありまして。その辺は、三条とか燕市とはちょっとやっぱり違うところだろうと思います。そういうことで、なかなか返礼品作り、どちらかというとやはり農産物のほうにどうしても行かざるを得ないのですが、その農産物をどう返礼品作りにご協力をいただいているかということは、やっぱり農家の方とか、また商店の方々、そういうところのいろいろとご相談をさせていただき

ながら、何としてでも少しずつ増やせるような努力をしていきたいなど、こう思っております。

以上です。

11番（池井 豊君） 最初に、道の駅からという話ですけれども、町長、いいではないですか、その食べ歩きマップというの。マップって幾つあってもいいのですよね。何種類も。町歩きマップとか、食べものマップやラーメンマップとか、いろいろあっていいと思うので、ぜひそれやっていきたいと思えますし、本当今がチャンスです。今それをやって田上町の魅力があるというふうにしておかないと、道の駅に訪れる人がどんどん減っていってしまうし、活気が失われていってしまうので、今が本当にチャンスだと思っています。この間の日曜日も、私も最初呼ばれて来たときはすぐ車止められたのだけれども、午後2時ぐらいかな、帰ろうと思ったら、道の駅エリアのところには車止められませんでした。それくらい、天気がよくて春めいてきたこの時期にお客さん来ていますので、ぜひ今がチャンスだと思って、つなげる策を練って行ってください。

それから、人口問題です。町長1回目の答弁のときに、町に移住していただけるよう移住施策に力を入れるというふうな答弁ありましたけれども、移住施策、先ほど言っているように、これまた重要だと思うのですけれども、移住施策というのを、ではどのように捉えているか。どのような世代の人からどういうふうに移住してもらいたいかというのを、ちょっと説明してもらえればと思います。よろしくお願ひします。

それから、ふるさと納税についてなのですけれども、これ、ですからもっとやっぱり職員に研究させてください。例えば、今道の駅ができて、道の駅にいろんな町の業者の特産品みたいなのを置き始めましたよね。あと、道の駅の箱できましたよね。あの箱、評判いい。野菜とか何か詰めてするのに。あれに道の駅で売っているのの詰め合わせセットでも、これすごく人気出ると思います。ですから、そういうふうな工夫して考える。担当に、またはワーキングチームか何かつくって検討させてもらえれば、あるものでももうちょっと面白くできるのではないかと考えていますので、そういうところを担当課に指示してくれるようお願いを申し上げて、3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） いわゆる移住政策、町としてもいろいろと、特に若い世代に対する支援策、いろいろと設けております。前回というか、以前も池井議員からは、町はそこそこそうした施策はしているよねというふうなご評価もいただいたこともあ

りますけれども、そうした町に若い世代の方々から移り住んでもらえる、そういう施策というのは、そこそこ打ち出してはいると思うのですけれども、いずれにしてもまだまだやっぱり足りないといえますか、いろんな施策、それこそ今日小嶋議員からいろいろご提案いただきました。本当に小さな施策のやはり積み重ねなのだろうと思います。そういうことで今後とも努力をしていきたいと思っておりますし、返礼品作りにつきましても同じことが言えるわけですが、本当に農家の方々、また商店の方々ともいろいろと相談をさせていただきながら、返礼品作り、努力していきたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

次に、13番、高橋議員発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌です。

10年前、2011年3月11日の今日、14時46分、東北地方太平洋地震が発生した日があります。この地震による災害と、これに伴う原発事故による災害を東日本大震災と呼ぶこととなりました。今日3月9日時点で、死者数は12都道府県で1万5,900人、行方不明者は6県で2,525人にも上っており、東日本大震災は、過去の出来事ではなく今も被害が進行していると見るべきだと私は思います。とりわけ国と東京電力は、被災者の方々への個別支援を最後の1人まで実施することを強く要望し、亡くなられた方への哀悼の意を表するとともに、被災された方々へのお見舞いを申し上げます。

本議会の質問の1つ目は、町下水道特別会計を公営企業会計に転換する方針に対する問題と提案であります。2つ目に、柏崎刈羽原発の再稼働への花角県知事の選挙公約を守ることへの佐野町長の政治姿勢を伺うことであります。3つ目に、県央医療圏域の医療体制を解体しようとする花角県知事への地元自治体の町長としての政治姿勢を伺うことであります。以上3項目について伺います。

その第1の下水道特別会計の公営企業法への転換方針について伺います。町長は、本議会施政方針演説で、町の下水道特別会計を公営企業法に基づく公営企業会計に変える方針を示しました。この方針は、才歩川以北の公共下水道に加入している住民にとって極めて重大な問題とならざるを得ません。なぜなら、公営企業法の性格は、民間企業と同じように、その経営内で採算を取ることが原則となっているからです。公営企業法第3章、財務、経費の負担の原則というところでは、第17条の2、「次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計

又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする」としておきながら、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」、2つ目に「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつても、なおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」、2に「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」、法律用語でありますので、何かすごく難しい言葉を並べましたが、つまり公営企業会計においては、原則として利用者の利用料金によって運営するというものが公営企業法の本質であります。

田上町が公営企業法に基づいて実施しているのは、現在は水道事業特別会計であります。令和元年度決算では、水道事業収入のうち給水収入、すなわち利用者の負担額は収入全体の95.8%を占めています。一方、下水道特別会計では、歳入合計8億5,484万5,375円のうち使用料金は7,612万9,782円で、利用料の占める割合は僅か8.9%でしかありません。集落排水事業会計では、歳入に占める利用料金収入の割合は20.3%であります。2つの特別会計を1つにしても、収入に占める割合は僅か9.8%でしかありません。特定環境下水道地域の住民からは、これまで高い加入負担金を取られ、さらに利用料金も高過ぎるという声があるのに、公営企業会計を適用したら、利用料金の引下げは永久にできなくなることはもちろんであります。公営企業会計なのだからと引上げの動機をつくることになるのではないのでしょうか。お答えを願いたいと思います。

国は、公営企業法の適用となる自治体の会計は、この法律の適用を受けることとなります。第2条は、「この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用する」とし、その対象は、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業としております。すなわち、ここでは下水道事業は入っていないのです。ところが、公営企業法第2条の3では、「前2項に定める場合のほか、地方公共団体」、つまり田上町が「制令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる」となっています。つまりできる条項です。やりなさいという法律ではないのです。ところが、国はこの条項を理由に公営企業会計の適用を求めてきています。しかも、公営企業法の適用をしなければ公共下水道における現在の50%の補助対象を外すとまで言ってきていると伺います。これが事実なら、国

が自治体に強要していると言っても仕方がないのではないのでしょうか。この認識で相違ないですか。町長にお答え願います。

国土交通省は、公共下水道事業の推進について、地方自治体の判断に委ねる方針を数年前に行っていましたが、近年は受益者負担を強化するよう求める方向となっています。こうした経過を考慮すると、自治体が行う公共下水道事業への国の支援策の強化ではなく、利用者負担、すなわち住民負担を強化することで、下水道事業への国の財政出動の体制を変えようとしていることが分かります。

資料によれば、平成29年の春の財政等審議会では、原則として使用料で賄うことを目指すべきと言い、同年の秋の財政等審議会では、受益者負担の原則に見直していく必要があると主張し、平成30年の春の財政等審議会では、雨水、つまり雨水の処理は公費で、汚水、すなわちトイレ、台所、風呂などの汚水は私費で賄うのが原則と、こんなことまで言っています。そして、使用料の適正化を主張しています。明らかに使用料の値上げを求めているではありませんか。

そして、人口3万人未満の自治体は、公営企業会計を平成33年度以降に交付金交付の要件化を明文化しています。つまり、令和3年度の交付要件として、公営企業法の財務を賄わなければ、これからは50%の補助を出しませんよということを明記しているのであります。これでは、田上町の公共下水道における今後想定される暗渠更新等への50%を受けるには、下水道特別会計を公営企業会計に転換しなければならないことになってしまいます。公営企業会計に変えること自体には、住民負担の強化となる限り、私は賛成することはできません。一方、町にとって、全てが自治体負担となる公共下水道になってしまえば、本来の住民の命と福祉、暮らしを守ることに、財政出動することができなくなる危険性があります。

そこで、私は提案したいと思います。その第1は、国の方針の撤回を求めても現時点では遅過ぎることは明らかです。しかし、町が今後5年以内に国の2分の1の補助を求める事業計画がないなら、公営企業化しない方法があります。つまり国の補助2分の1の事業化をする段階で、公営企業会計にやむを得ず移行するという方法です。

提案の第2は、下水道事業は条例の制定なしでは公営企業会計にすることはできません。つまり条例は田上町固有の独自の法律と言えるものであります。国といえども、国の法律の定めのないものについて、条例の内容について尊重しなければなりません。この条例の内容に、1つは、町長は下水道会計に他会計、ほかの会計から、つまり一般会計から予算を繰り出すことができるということを明文化すること。

2つ目に、町長は利用料金の減免をすることができるということを明確に書くこと。この2つを明記する条例をつくることだと私は考えます。

その第3は、国土交通省所管の下水道事業は公共下水道及び特定環境下水道でありますから、集落排水は農林水産省所管であり、どうしても条例を制定する場合は、集落排水事業は公営企業会計の適用をすべきではないと考えるものであります。町長の所見を伺います。

2つ目に伺います。柏崎刈羽原発の再稼働への花角知事の選挙公約を守ることへの佐野町長の政治姿勢を伺います。2018年6月の県知事選挙で花角現知事が誕生いたしました。花角氏は、福島原発の事故原因、健康、生活への影響、避難計画の3つの検証結果が出るまでは再稼働の議論はしませんと公約し、投票日の10日付け地元紙にも「脱原発の社会を目指します」と全面広告を出しました。ところが、最近の花角知事の動きは、この公約に反するのではないかと思われる状況が少なからず見受けられます。その1つは、柏崎刈羽原発の安全性を議論する技術委員の14名のうち、半数の7名を再任しなかったことであります。花角知事の言い分は、高齢の委員を交代させることに関して、最近の研究は若い人たちが積み上げている。それを議論に積み上げるべきだというものであります。まるで70歳以上の者は知見に乏しいと言わんばかりではありませんか。再任されなかった委員の一人の方は、71歳だった前々回、それから73歳だった前回も、県の内規の話は全く出されず再任されたといいます。福島原発の事故原因、健康、生活への影響、避難計画の3つの検証は、検証する委員の方々が、国や企業から独立して科学に基づく検証を行うことがどうしても必要ではないでしょうか。これまでの検証の積み上げを放棄し、半数もの委員を交代させること自体が、花角知事は原発再稼働を早く進めるためではないかという疑念を起こさせています。

一方、東京電力の状況はどうでしょうか。東電職員がほかの職員のIDカードを使って原発の中央制御室に不正に立ち入ったり、さらに一旦終わったと発表していた7号機の再稼働に向けた安全対策工事の一部が、実際は完了していなかったといいます。また、今年の豪雪時に原発事故が発生した場合の避難の検証結果では、幹線道路の立ち往生、大規模な停電などのときの避難の難しさが明らかになりました。

2月3日の県内30市町村による原発問題を考える研究会のこうした課題への質問に国は、答えを持ち合わせていないと答えています。このように、東京電力の姿勢そのものへの不信感や、重大事故時の避難の困難さの指摘などからして、柏崎刈羽

原発の再稼働には、極めて難しい課題が山積していると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

原発再稼働を考えると、東京電力の経営問題や国の財政支出の増大などお金を優先した政策ではなく、住民の暮らしの安全を第一に考えることが最優先すべきことではないのでしょうか。町長の所見を伺います。

新潟県政を担う、住民の命と健康を守る責任を持つ花角県知事が原発問題で重視すべきことは、自らの公約をしっかりと守ることだと思います。一たび柏崎刈羽原発の重大事故が起これば、半径200キロまでも放射性物質が飛来することは、福島原発の事故のときの新潟県の調査資料で明らかです。佐野町長は花角知事に、知事選挙公約である福島原発の事故原因や、健康、生活への影響、避難計画の3つの検証結果が出るまでは再稼働の議論はしませんという、検証結果を受けた自身の再稼働に関する持論については、県行政のリーダーとして県民に信を問うという形がよいと指摘。「検証結果がまとまり、結論を示せる状態になるならば、辞職をして意見を確認することもある」と述べました。再稼働の判断について、改めて知事選で県民の信を問う可能性に言をしたのです。これは、2018年6月23日であります。この公約を守ることを佐野町長は、県知事に強く要請することが必要だと考えますが、佐野町長の政治姿勢を伺います。

3つ目の質問に移ります。県央医療圏域の医療体制を解体しようとする花角知事への地元自治体の町長としての政治姿勢を伺います。花角知事は、県央医療圏域の医療を充実させる方針を掲げた泉田元知事、それを引き継いだ米山前知事の方針と全く異なる方針を県央医療圏の住民に押しつけようとしております。県央基幹病院の建設計画の段階で、3度にわたる県の説明会が行われました。そこでは様々な疑問にも県は答えて、450床の必要性を力説し、合意の下で進めてきました。加茂病院の建設計画では、田上町で1回、加茂市で1回、合計2回の地域住民への説明会を県が開き、地域の合意の下で、二次救急病院として、県央基幹病院との関連も明らかにして、建設計画を決定したのであります。ところが、花角知事は3年前に当選するや否や、病院の赤字を問題視し、赤字を問題視したことを問われると、医療情勢の変化だと言いつつ、新潟県全体の県立病院の解体をもくろんでいます。しかも、大幅な医療体制の変更でありながら住民説明会を一度もやっていません。花角知事以前の県政は、医療圏域の医療体制の充実を図る目的の病院建設では、合計で5回も地域住民の説明会を行い、様々な疑問や意見に答えて地域合意をつくり上げる努力をした県が、花角知事になって一度も地域住民に説明会を行っていないというこ

とは、許し難い姿勢ではないでしょうか。町長の所見を伺います。

とりわけ私たちの住む県央医療圏での加茂、田上地域は、せっかく新設をした県立加茂病院なのに、県当局がふさわしい医師の派遣を行わず、専ら医師不足を理由にしております。医師不足解消のために何をしているのか、全く県の動きは見えず、県央基幹病院建設で働きたくなる病院を目指してきたのに、全ての救急患者を県央基幹病院に運ぶなど、極めて乱暴で、働きたい医師を遠ざけるような計画をしています。

そこで伺います。県央地域医療構想調整会議が令和3年1月13日水曜日19時から20時30分まで開かれました。そこでは、新潟県における地域医療構想推進の現状、医療再編後の県央医療圏の医療供給体制について議題としています。ここには田上町も出席していますが、どのような協議、議論があり、田上町がどのような発言を行ったのか明らかにしてください。

2つ目に、一昨年12月、佐野町長と熊倉議長及び加茂市長と加茂市議会議長とで県立加茂病院と県央基幹病院を元の計画どおり戻すよう実行するよう求めたといえます。この中身について、改めて明らかにしていただきたいのであります。それは、今では加茂市長と副市長は、これまで田上と足並みをそろえて県に計画どおりやるよう求めてきたものを180度転換し、県の方針どおりに認める姿勢を金谷前県議が会長の加茂・田上地域の医療を発展させる会に対し回答し、加茂市民に背を向ける態度を表明しました。田上町長は、住民の立場に引き続き立ち、県の方針を認めず、元計画に従った県央医療圏の実施、とりわけ加茂病院の県営による二次救急医療の実施を求めるべきであります。改めて町長の姿勢を伺います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、下水道特別会計の公営企業法への転換方針についてお答えいたします。議員からは、水道事業会計と下水道事業特別会計におけるそれぞれの使用料が収入全体に占める割合が示されました。2つの会計は、複式簿記と単式簿記による違いがあるため、単純な比較はできません。水道事業における水道使用料が収入に占める割合は、議員おっしゃるとおり95.8%であります。下水道事業特別会計を比較するのであれば、仮に公営企業会計に移行した場合の数字が必要となります。これから移行に伴う細かい費用等を算出する必要がありますが、令和元年度の決算ベースで、今分かる範囲で仮に試算してみました。下水道事業で単純な試算としては、歳入総額から国県支出金、繰入金の一部、繰越金及び町債を差し引いた収入額に対

して使用料が占める割合となり、その率としては約80%になると思われま

さて、公営企業会計に移行することにより使用料の引上げの動機をつくることになると危惧されておりますが、そうはならないと思っております。現在、一般会計から特別会計に繰入れを行っておりますが、移行後もこれまでの繰入れに見合う金額を地方公営企業法の規定により、一般会計から受け入れることはできます。しかしながら、受益者負担の原則や使用料の適正化などの観点とともに、今後の町の財政状況や経済動向、汚水処理人口の動きなどの面から、いずれ下水道の今後の在り方自体について、検討する時期が来ることはご理解願いたいと思

公営企業会計に移行しなければ、国の50%補助の対象から外れるということについては、議員おっしゃるとおりであります。既に社会資本整備総合交付金交付要綱が令和2年3月に改正され、交付金の該当要件として公営企業会計への移行が示されております。

続いて、議員より公共下水道事業等について、3つのご提案をいただいております。1点目の国庫補助の該当事業化をする段階での公営企業会計への移行につきましては、会計を移行するには、資産の調査、整理などの準備期間には3年を要します。現段階では、早くて令和6年度よりストックマネジメントによる老朽化対策事業を検討していることから、補助事業に向けた移行期間のリミットとしては、令和3年度と考えております。

2点目は、条例の制定に当たり、条例の内容に2項目を明記してはとのご提案であります。条例制定につきましては、令和5年度を予定しており、今後その内容についても十分研究してまいります。

3点目の集落排水事業についてであります。令和5年度までに移行を行う場合、公営企業会計適用債の借入れが可能となります。この借入れには有利な財源措置があり、起債の元利償還金のうち約2分の1が交付税措置されることとなります。農林水産省のハード整備に関する補助要件としては、公営企業会計への移行を検討していることとなっております。今のところ、町では国庫補助を活用する整備事業の予定はございません。しかし、下水道と同様に近い将来、老朽化対策事業等が必要になると考えられます。このことから、速やかに対応できるよう、集落排水事業についても公営企業会計に移行していきたいと考えております。

次に、花角知事は柏崎刈羽原発への選挙時の公約を守れの声をとのことで、まず柏崎刈羽原発の再稼働についてお尋ねであります。この原発再稼働を考えると、住民の暮らしと安全を第一に考えることを最優先すべきことは、議員が言われるま

さにそのとおりであると思いますし、論をまたないところであります。くしくも今日は3月11日、あの東日本大震災からちょうど10年が経過いたしました。2011年3月11日14時46分、次から次へと目を疑いたくなるようなテレビの画像に愕然とした記憶が生々しく思い出されます。亡くなられた方々は約1万6,000人、行方が分からない人は2,500人を上回ると言われ、4万2,000人の人々が今なお避難生活を余儀なくされているといいます。改めて、亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げます。津波で子どもを失ったお母さんが「復興、復興という声を聞くのがつらい。復興できないものをなくしたから」と、その言葉を聞くと、10年たってもかける言葉が見つかりません。

東京電力福島第一原発事故から10年。東電の中で教訓が風化しつつあるのではないかとと思われるような不祥事が続いています。柏崎刈羽原発の所員が他人のIDを使って、原発中央制御室に不正に入るといった考えられないような問題がありました。厳重な管理が求められるはずの中央制御室の入室で、あまりにもずさんで危機意識を欠いた実態が浮かび上がりました。さらに、安全対策工事が完了したと発表した後に次々と未完了工事が見つかるという事態に、果たして東電が原発を動かすことの適格性があるのか、正直疑問を持たざるを得ません。町民の暮らしと安全を預かる立場である者として、町民が抱える原発への不安を代弁することは、私に課された責務であります。原子力規制委員会は改めて何らかの形で再評価、再審査をすべきではないかと考えます。

春を迎えて、あの事故で今も避難を余儀なくされている人たちに思いを致すときに、あの事故さえなかったら、いつものように庭先に咲く梅や桜の満開の花を家族みんなで愛でることもできるのに。そんな当たり前の日常が奪われた現実を、東電をはじめ原子力に関わる人たちには、改めてその現実に思いを致してほしいものです。

花角県知事は、就任時から、県が独自に進めている福島第一原子力発電所の事故原因や住民の避難計画などに関する検証作業を終えるまでは、再稼働を認めるかどうかの議論は始められないと述べておられます。また、期限を決めずに議論を深め、結果を踏まえてリーダーとして判断を出し、県民の受け止めを確認する。その手段としては、信を問うことが一番重い適切なやり方だと、現段階では考えているとも述べておられます。信を問う方法については、これは知事として判断されることであり、県議会での議論も踏まえて、適切な時期に適切な方法を判断されるものと思っております。

最後に、県央医療圏域の医療体制を解体しようとする花角県知事への地元首長としての政治姿勢をとのご質問であります。加茂病院の大幅な医療体制の変更でありながら、地域住民説明会を一度も行っていないことについてであります。現在、県央地域医療構想調整会議の中で、地域の医療機関をはじめとする関係者と連携を図りながら、地域医療構想について議論を重ねていると聞いております。県議会12月定例会で「地域の医療体制の整備に当たっては、地域住民の理解と協力が重要であることから、こうした議論の内容につきましては、適宜適切に地域住民に対して情報発信するとともに、分かりやすく説明する機会も設けたい」と県福祉保健部長は答弁しました。このことから、時期は未定であります。今後、住民説明会は開催されるものと考えております。

1点目の1月13日開催の県央地域医療構想調整会議の協議内容であります。この会議には県央地域の各病院長、医師会長、行政の保健担当課長が出席しております。当日の内容につきましては、県央基幹病院を圏域内の救急医療、専門医療の中心的役割として、済生会三条病院、県立吉田病院、県立加茂病院を地域密着型病院として位置づけるとの説明がありました。地域密着型病院とは、1つ目として、慢性疾患を持つ高齢者の入院診療、重症化予防。2つ目として、在宅復帰支援、在宅療養支援のための入院機能。3つ目として、地域包括システムにおける医療の中心的役割としての方向性が示され、高齢者医療、かかりつけ患者の救急入院医療、外来機能、健診を実施していくとのことあります。地域密着型病院の規模等は調整会議で継続協議するとのことあります。当町からは保健福祉課長が出席しておりますが、1月13日の会議は時間の関係で発言できなかったとのことあります。これまでの会議においては、県立加茂病院は田上、加茂地域では大切な病院であるため、住民が納得できる内容でないと困る。地域医療を衰退させることなく、さらなる充実を図ってほしいと要請してきました。

2点目につきましては、令和元年12月26日に私と熊倉議長、加茂市長、加茂市議会議長、そして保坂県議からも同席していただき、県央基幹病院の基本計画どおりの建設及び加茂病院をはじめとした県立病院の県による運営と、医師確保を求める要望書を県知事に提出してまいりました。その内容は、県央基幹病院の計画どおりのスケジュールと規模での整備、県立加茂病院を今後も県立病院としての運営の維持、医師確保をはじめとする医療体制の充実、併せて県民の命を守るために最優先されるべき医療環境の整備は、県の財政問題と同一視することなく計画どおり推進されるよう要望するものであります。

3点目についてであります。議員からのご質問に毎回お答えしているとおおり、この地域の医療の中核である加茂病院は県立、県営で運営することが望ましい。加茂病院は、総合病院として機能の充実を図ること、二次救急医療としての機能の存続、県央基幹病院との連携を踏まえ、加茂病院での診療がさらに充実されることを引き続き訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

13番（高橋秀昌君）　まず、一番最後にお答えいただいた医療に関してから第2質問をさせていただきます。

町長が最後に言われました。私が毎回質問することに対して毎回答えるけれども、二次医療救急病院としての存続を願っているという、このスタンスをしっかりと守り続けることが私は大切だと思うのです。よその市長のように、前はそう言ったけれども、最近は変わってくるというのでは、住民はやっぱり信頼できないです。やっぱりどうであっても田上町町長として町の住民の命と健康を守る、救急救命病院がどうしても必要だということを、最後まで貫き通していただきたいということをまず第1点に求めておきたいと思っております。

2つ目に求めたいのは、福祉保健部長はそのうち住民説明会をやると言っています。でも、私はそうではないと。まず、新しい基幹病院の建設のときの県央医療圏域の構想を泉田元知事の時代に立て、そして米山前知事のとき完成させ、それが動いてきたわけでしょう。それで、加茂病院の位置づけを明確にしたわけではないですか。この県央医療圏域を変えるのであれば、その変える時点で住民説明会があつてしかるべきでしょう。なぜ変えなければ駄目なのか。そんなこと何にも私たち住民にはやらないで、そして内部で全部固めてからこういう医療圏つくりますという、最初の泉田元知事のときにつくり上げ、米山前知事が継承してきたものと全く違うものを、出来上がってから、これやるから、あなたたち理解してくれなんて言たつて、もうみんな固まってからやるわけでしょう。それは住民への説明ではないのです。やっぱりきちっと構想を練って、これだったら今度は、何かあつて救急車が来る。来るのは早い、田上は。10分以内に来る。今だったら平均60分かかる。それが泉田元知事たちが構想でつくり上げた、この圏域が10分で加茂病院に行ける。加茂病院ではとても対応できなければ、救急救命センターがある基幹病院に行く。この体制を変えるわけですから、我々としてはその前段階でやるべきで、固まってから説明しますでどうするのですか。そう思いますよね。だから、その点やっぱり大事に、町長としても、いや、そうではないでしょうということを、やっぱり述べる

必要があると思います。この2つの点で、ぜひ佐野町長が改めて住民の立場に立ったスタンスを貫き通していただきたいということを強く求めておきたいと思います。

2つ目に、原発問題です。私は、佐野町長の原発に対する姿勢、極めて当然とはいえ、本当に住民の安全を考える、命を考えるこのスタンスはとても大事だと思うのです。この点では高く評価したいと思います。しかし、今日の私の質問は、花角知事に選挙公約を守ってちょうだいということ、ぜひ町長から言ってほしいと求めましたよね。佐野町長は、そうなれば花角知事が自らやるのではないですかと答えたけれども、やっぱり花角知事の自主性に任せるようでは私はうまくないと思うのです。そこは地元の長として、知事が原発の方向にちょっと傾いているなと思うときには、知事、あなたが立候補するときの公約があるではないですか、それをぜひ守ってくださいよということ伝えるだけでも、これは文書でも直接会ってでもいいと思います。そうすると、田上町長はそういうスタンスなのだということ認めるわけでありますから、曖昧にしていると、あの人はどんどん、どんどんどこか行ってしまふ。そのところをしっかりと田上の町民の命と暮らしを守る責任者として要請したいと思います。

最後に、下水道の会計の件なのですが、町長はこういう言い方をされているのです。決してそんな値上げの動機になりませんよと言っています。町長の気持ちは分かるのです。私は、そんなに大変なのに、住民に今、消費税も10%だ、こんな景気が悪い、コロナで売上げも落ちているときに公共下水道の料金を上げるなんていうことは、高橋君、そんなことやらないよという気持ちは分かります。しかし、気持ちと法律の違いがあるのです。それは、こういうふうにあります。経費負担の原則、先ほども言いましたけれども、17条の2には、つまり公営企業の経営の収入でもって経費を充てなければ駄目ですよということを原則に貫いているのです。そして、特別な事例について、とてもその経営ではやっていけないから、一般会計等から入れることができると書いてあるのです。でも、これは実は町長の判断でできないのです。これは、国に対して、こういう理由があるから一般会計から入れてもいいかと聞いて、いいと言ったときにしか入れられないのです。そういう仕組みなのです。私は、かつて議員させてもらったときに大変な苦勞をしたことがあります。それは上水道です。水道会計。この水道会計が、当時ですから、田上町は井戸水を使って、石綿管だったので、非常に全県でも安い値段で皆さんが水を使えた。ところが、老朽化が進み、鋳鉄管に替えなければ駄目だ、そうこうしているうちに下田からのダムの水も入れなければ駄目だと、こういうときにどうしても大幅に値上が

ってしまったのです。このときに何とか値上げを防げないかと思っいろいろ研究したのですが、残念ながら公営企業会計になった水道は、消防水利だけは入れることができるのです、一般会計から。だから、消火栓を入れ替えるとか立てるときに僅かのお金が入る。防火水槽は相当の額ありますから、1,000万円級でしたので、入れることができる。でも、それ以外は入れないのです。つまり公営企業会計というのは、まさに法律に縛って、できる限り住民から取りなさいという、そういう流れがあるのです。だから、その点で私は、率直に言えば、今となって国に何言っているのですかと言ったとしても、国はうんと言わないわけですから、ただここで可能性があるのは町独自の法律である条例で明文化すると。つまり町長が言う、そんな心配しなくてもいいよという条例文を条例の中に入れておく。これ自体が法律に定まっていて、下水道を入れなければならないという法律はないのですから。条例に定めることによって入れることができるのですから。その条例については、絶対国は干渉できないはずなのです。そういう視点でぜひ研究してもらいたいのです。だから、研究するというのは、よく昔は研究すると言っておくだけの答弁が多かったのですが、そうではなくて本気にそこのところを研究してもらいたいのです。いかがでしょうか。

この3点お願いします。

町長（佐野恒雄君） 3点と言われたのですが、ほかの2点は何か強い要請というふうな形でお聞きしておりましたので、あれですが。

13番（高橋秀昌君） はい、町長の姿勢が崩れればいいのです。

町長（佐野恒雄君） それはしっかりと守っていききたいと……

13番（高橋秀昌君） 県知事にも言うということで。

町長（佐野恒雄君） はい。公営企業会計については、私自身も本当に今の段階で、それこそ研究しますとしか今お答えができないというのが実情です。実際問題、そのことが条例によってどういうふうな形ができるのかということも、これ自体も私自身もしっかりとした知見も実はありません。ですから、公営企業会計に移行しなくてはならない、本当にもう迫っているわけでありますので、悠長に構えていられない状況ではもちろんありますので、その辺はしっかりと研究していききたいと思っております。

その前の2点については要請ということで。

13番（高橋秀昌君） 今度、では町長に質問なのだけれども、プロだから、課長が答えると一番いいと思うのですが、条例制定の中身についてですが、これは県に相談し

たり、国に相談しては駄目なのです。絶対そうすればそれするなど言うはずです。それはそうでしょう。下水道料金を上げさせるための公営企業化ですから、やっぱり県や国に相談なしに町が独自に研究をし、町が独自に制定をする、そうやって下水道地域の皆さんの水道料金の引上げを抑えていく、場合によっては、引下げができる条項も入れるということが私は非常に大事だと思うのです。そういう点では、県や国に相談して条例をつくるなどというようなことはやるべきでないと考えますが、技術専門の方、いかがでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） 今ほどの高橋議員のご質問ですけれども、独自の条例に関しての相談は、まだ国県にはしておりません。私どもで今準備していた中では、繰入金法律による解釈、その辺をちょっと国県のほうに確認しております。先ほど来、高橋議員のほうから地方公営企業法の第17条の2、そういうところの適用についてお話がありましたが、実はここの条文には下水道事業は当てはまりません。ここに当てはまるのは、当然適用と言われます、私どもの会計でいうと上水道、それから病院事業、あとほかにもあるのですが、そういった事業がここの条文の対象となっております。下水道のほうは、では何を根拠に繰入金の要素を決めるのか、何が根拠になるのかといたしますと、地方財政法第6条、こちらを根拠としてございます。毎年4月1日付けで「地方公営企業繰入金について」ということで国のほうから通知が参ります。その中における今の繰入れ基準としては、高橋議員もおっしゃられましたように、雨水の関係、それに係る経費、あとは分流式の下水道の整備、また維持に対する経費、これらが繰入金の基準ということで一般会計から充てられるものとして規定されております。ただし、下水道のほうにつきましては、これだけでは当然足りません。そのほかの基準外繰入れと言われるものについて何を根拠にするかといたしますと、今度これが地方公営企業法の第17条の3、いわゆる一般会計からの補助金という形で受け入れるという方法です。今まで何市かに聞いたのですけれども、いずれの、ちょっと市の名前は出しませんが、独自の条文を使って繰入れ基準を条例化しているところは今確認できておりません。ないということです。それで、では何を根拠にしているのかといたしますと、基準外繰入れにつきましては、やはりこちらの地方公営企業法第17条の3を根拠として該当させ、維持管理に係る不足分の基準外繰入れとして、一般会計から受け入れているということでありましたので、うちのほうの移行に伴う条例改正についてはまだ数年先になっておりますので、引き続きちょっとその辺も研究して準備してまいりたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

今日最後、4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 議席番号4番の渡邊です。

東日本大震災から今日で10年となりました。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故で被災した岩手、宮城、福島3県の仮設住宅や災害公営住宅でひとり暮らしをしていた住民が10年間で、誰にもみとられず566名の方が亡くなっております。そうした事例は、福島県などから多くの被災者を受け入れた新潟県でも確認されております。1995年に発生した阪神大震災では、26年を経た現在も災害公営住宅で孤独死が問題となっております。原発により避難が広域化した東日本大震災でも、きめ細かな見守り活動など、長期的な取り組みが求められています。福島原発事故で避難解除区域には居住が3割とのことです。住民票と実態に隔たりがあり、高齢化率は全国の1.5倍とのことです。東日本大震災で亡くなられた方に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

今回は、3つのテーマで町長に尋ねます。1、令和3年度施政方針について。佐野町長も就任後3回目の施政方針を行いました。防災関係では、地震、豪雨、台風などの自然災害は全国で毎年発生しております。防災行政無線の整備として、屋外スピーカーを屋外8か所に設置し、令和2年度では戸別受信機の配付を行い、町民の安全に努めるよう進めております。令和3年度では、待ちに待った全町の防災訓練が7年ぶりに計画されています。災害に対しては先行投資が必要です。国も令和3年度から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を実施します。事業規模は、おおむね15兆円程度となっております。町も安全で安心なまちづくりのためにスピード感を持った対応をお願いするところであります。

佐野町長は、令和3年度で次の5項目を重点施策としました。1項目めとして、自然と調和した安全で快適な暮らしの創造（防災・地域基盤）です。2項目めとして、健康でやすらかな暮らしの創造（保健・医療・福祉）です。3項目めとして、豊かさと生きがいに満ちた暮らしの創造（教育・文化）です。4項目めとして、にぎわいと活力あふれる暮らしの創造（産業・観光）です。最後の5項目めとして、

創意ときずなが支える魅力ある暮らしの創造（まちづくり）です。

1 項目めとして、自然と調和した安全で快適な暮らしの創造（防災・地域基盤）では、新規に公共交通実証運行が始まります。公共交通の導入につきましては、平成31年4月に公共交通会議を立ち上げ、町民アンケートの実施、他市町村の視察などを行うとともに、実施方法を検討してきました。当初は巡回バスという形を考慮しておりましたが、町民の皆様の要望が多かったデマンド型乗合タクシーを4月から運行することで決定しております。デマンド型乗合タクシーは事前予約制で、利用者の自宅から町が設定した53か所の乗降場所の移動や乗降場所間の移動が可能となっております。運行日は平日で、土日、祝日を除く毎日となっております。運行時間は8時から17時までの1日10便で、1時間に1便運行となっております。利用料金は、片道1回の料金、大人、中学生以上で600円、小学生300円で、2名以上乗り合わせの場合は400円となります。予約は1週間先まで取れます。未就学児は無料ですが、未就学児のみの利用は不可となっております。佐野町長の政策でもあり、誰もが安心して暮らせる、買物に行けない、病院に行けない人をなくするには、デマンド型乗合タクシーを利用していただきたいと思っております。

まず、質問1、愛称、ゴマンド号が令和3年4月1日より、いよいよ運行スタートとなりました。試験運行も行わず、見切り発車も考えられますが、町長の政策であり、一歩前進したかなと町民は思っております。同報系防災行政無線の戸別受信機の設置は、保明嶋で100%の設置率となりましたが、全体では45%の設置率となっております。デマンド型乗合タクシーの目標乗車率について町長に尋ねます。

2 番目、除雪対策事業では7,815万8,000円が計上されております。今年の1月の大雪で、消雪パイプの水が出ないで機械除雪で対応した箇所がありますが、今後の対応について町長に尋ねます。

3 番目、10月には7年ぶりに田上町総合防災訓練が実施されます。訓練の主な狙いとして、情報伝達、感染症対策を踏まえた避難行動、安否確認、災害対策本部の移動、自主防災組織単位での防災体制の把握、防災士の役割の明確化、課題の抽出等、多くの課題に向けた防災訓練が実施されます。町民一同での訓練になるかと思っております。防災無線、エリアメールを使い、情報伝達に向けた防災訓練が実施されると思っております。災害に強い田上町となるよう期待しております。町長に今後のスケジュールについて尋ねます。

続きまして、2番目の防災、減災対策について。近年、災害が激甚化、頻発化しています。平成30年には、7月の西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震など

によって多くの貴い人命が失われ、道路や鉄道、空港などの重要なインフラの機能に支障を来すなど、経済や人々の生活に多大な影響が発生しました。新潟県においても、平成16年に中越地震、平成19年に中越沖地震、平成23年に新潟・福島豪雨など多くの災害が発生しています。

国は、重要インフラが災害時にもしっかりと機能を発揮できるように、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、平成30年度から令和2年度までの3年間で集中的に取り組んでいます。県においても、早期に災害発生リスクを抑え、県民の命と暮らしを守るため、特に緊急に実施すべき対策を選定し、3か年緊急対策に集中的に取り組んでいました。この3か年緊急対策は、国からの財政支援を受けることのできる大変便利な制度となっており、県財政が厳しい中ですが、この有利な制度を活用し、急ぐべき対策を進めていました。通常は県予算から全額を負担しますが、今回は国からの支援が75%で、県の負担は25%です。早期に災害発生リスクを抑えることを目指し実施しております。

令和3年から令和7年までの5か年により、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が実施されます。基本的な考えとして、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化、頻発化し、また南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下型地震など大規模の地震の発生も切迫しております。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持、更新を確実に実施する必要があるが、いまだ予防保全型のメンテナンスサイクルは確立できておらず、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の行政、社会経済システムが機能不全に陥る懸念があります。

本対策の実施に当たっては、2050年までのカーボンニュートラルの実現に資するとともに、災害リスクの高い土地の利用規制など、ソフト対策とハード対策とが一体となった総合的な対策を行うものとし、省庁連携等を通じ行政が効率的に実施することはもとより、自助、共助、公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むこととなっております。

重点的に取り組むべき対策として、激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策です。洪水、高潮、土砂災害、地震、津波等による人命、財産の被害の阻止、最小化のための防災インフラ等の強化を推進するとともに、災害に際し、交通ネットワーク、ライフラインを維持し、迅速な復旧、復興と、国民経済、生活を支えるための取り組みを推進する。対策の実施に当たっては、実施体制の強化を図りつつ、

地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、国庫債務負担行為の積極的な活用等による施工時期の平準化や、地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進する。さらに、地域における公共投資が円滑に実施されるよう、本対策における公共事業等に伴う地方団体の追加負担の軽減を図るための措置を講じております。

質問といたしまして、1番、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に対する中長期目標一覧で、全国の公立小中学校における約136万基の便器を対象としたトイレの洋式化、令和2年9月現在です。現状57%で、令和7年度の達成目標は95%に設定されています。田上町にとって学校のトイレの洋式化は重要か、町長に尋ねます。

2番目、期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。目標一覧に多くの施策があり、首長にとってはやりがいのある項目が多くあります。町長の意気込みを尋ねます。

3番目といたしまして、町の障がい者雇用について。障害者雇用促進法は、働く人のうち一定割合以上を障がい者とする法定雇用率を定めています。身体、知的に加えて、2018年4月から精神障がい対象になり、令和3年3月1日から民間企業は2.2%から2.3%に、国や地方公共団体自治体は2.5%から2.6%に、都道府県の教育委員会は2.4%から2.5%に法定雇用率が引き上げられました。

障がいに関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会実現の理念の下、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。令和元年度の全国1,788の自治体を対象とした共同通信アンケートで、一人も雇用していないと回答した自治体が少なくとも41%の731自治体に上がることが分かり、全体の13%に当たる230自治体は一般職員の募集条件から知的または精神障がい者を除外していたとのこと。内訳は、知的のみが14団体、精神のみが4自治体、両方とも除外が212自治体でした。

質問といたしまして、町の障がい者雇用について町長に尋ねます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、令和3年度施政方針についてお答えいたします。1点目は、デマンド型乗合タクシー、ゴマンド号についてお尋ねであります。4月から運行いたしますが、町では初めての事業となります。おおむね3年をめどとした実証運行を行い、

その間に運行形態や料金などについて見直しを経ながら本運行に入るかどうかの判断になります。ゴマンド号の目標乗車率についてであります。現時点での乗車予想見込みは、年間でおおむね8,000人です。タクシー定員4名として年間のスケジュール等を勘案すると、乗車率はおおむね25%程度と見込んでいます。また、金額ベースで収支率は20%ほどとなります。他市町村の事例などでも20%から30%を目標または実績としているところも多い中、当町も20%程度の収支となるよう、乗車方法等を周知し、町民皆さんからぜひ乗車していただけるよう努めてまいります。

2点目の除雪対策についてであります。今年度は元旦から雪が降り始め、成人の日の連休前から雪が降りやまない状況となりました。降雪量の最大は、1月9日と1月10日の両日でそれぞれ58センチ、最大積雪量は1月11日の110センチでありました。除雪車の出動は、2月末現在で一斉除雪が11回となり、平成29年度以来の大雪に見舞われました。消雪パイプについては、例年どおり降雪前に点検を実施し、漏水箇所とノズルの不具合箇所の交換などにより備えておりました。しかし、降雪があまりにも多く、雪が解け切らない箇所については、自動運転から手動運転に切り替えて水を出し続けた路線もありました。それでも道路幅員が確保できない路線については機械除雪で対応しました。特に雪の消え方が悪かった箇所は、田上交番付近の消雪パイプでした。原因としては、井戸の揚水量に比べ散水管の延長が長過ぎることが原因であると思います。今後の対応としては、旧田上町公民館付近の構内道路部分の散水ノズルを絞り、町道部分への散水量を増やすことで対応していきたいと考えております。ほかに、町道羽生田・寺前線の消雪パイプについては、羽生田川を水源としてポンプで送水しておりますが、河川のごみがポンプ室に入り、水が吸えなくなる状況が度々起こりました。その都度ごみを撤去して復旧させてきました。ポンプを確認したところ、機器自体に不具合はなく、送水能力も十分であったため、今後はポンプ室周りのストレーナーの形状などを工夫して、ごみが詰まらないよう対応していきたいと考えております。

3点目の町総合防災訓練の今後のスケジュールについてお答えいたします。先月開催された総務産経常任委員会所管事務調査で説明したとおり、田上町総合防災訓練につきましては、令和3年10月末日頃の開催を予定しております。今後のスケジュールであります。本来であれば参加をお願いする団体や関係機関等の顔合わせも含めた会議を開催し、実施計画案や訓練概要等の内容について協議いたします。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、多くの方を一堂に集めた打合せ等を行うことが難しい状況であります。そのため、各関係機関別に会議を分散して

行い、なるべく少人数で、かつ短時間での打合せを行うことで準備を進めております。また、4月から6月までの間に自主防災組織連絡協議会を開催する一方、防災士や消防団からの意見等をいただきながら、当日のタイムスケジュール等の取りまとめを行います。その後、参加関係機関と協議や周知を行い、全体的な合意形成を図った上で、8月から9月にかけて訓練の詳細な部分を確認する予定といたしております。これから関係機関の協力を得ながら、町民への周知、啓発に努めていきたいと考えております。

次に、防災、減災対策についてのご質問であります。議員おっしゃるように、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の中で、公立小中学校のトイレの洋式化率を95%にする中長期目標が設定されており、達成年次が令和12年から令和7年に前倒しされました。田上町の小中学校では、平成22年から平成25年にかけてトイレを洋式化に改修する工事を行い、洋式化率は既に70%を超える状況であるため、今のところ改修の計画はございません。しかし、児童生徒の家庭での生活環境によりトイレの洋式化への流れもありますが、まずは学校全体の施設の基本機能の検討が必要と考えております。あわせて、防災、減災対策事業への取り組みに対する意気込みについてお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、非常に多くの施策が用意されており、期間も5年間となっておりますので、今後事業実施を検討する際の参考とさせていただきます。

最後に、町の障がい者雇用についてお尋ねであります。田上町役場における法定雇用障がい者数は4名となっております。町では、現在5名の方を障がい者雇用として採用しております。令和3年度では、さらにもう一名の方を障がい者雇用として採用する予定であります。なお、一般職員の募集に当たっては、障がいをお持ちの方を募集条件から除外するようなことは行っておりません。

以上であります。

4番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

デマンド型乗合タクシーの件でございますけれども、乗車率が25%ということで今ほど町長からお話がありました。乗車率はなるべく低いほうにして、徐々に右肩上がりになるような状態で今後の施策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、デマンドタクシーですけれども、タクシー会社が3社ありますので、1日最大で30便となります。スタートが重要かと思ひますが、職員の仕事での移動もデマンド型乗合タクシーを利用するのも必要かと思ひますが、その件について町長に尋ねます。

あとは、消雪パイプの件でございますけれども、先ほど2か所消雪パイプの水の出が悪いというような状態で町長から話がありました。私のお願いしたいところはここでございます。特に今ほど田上町交番のところ、ここも昔は旧田上町役場の駐車場の雪を消すための消雪パイプしかなかったということで聞いておりますので、やはり長い距離といいますか、そこの消雪ができないということになっております。それで、区長と、そして地域整備課の担当の方と話をしまして、今ほど言いましたように散水ノズルを絞り、町道部分への散水量を増やすことで対応していきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、羽生田・寺前線の関係でございますけれども、ここもやはりポンプが老朽化されているのではないかという話を私、業者から聞きました。今ほどストレーナーを掃除してやっていきたいということでございますので、もし掃除をしても駄目であればというような状態で、また今後、町長から考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、田上町総合防災訓練が10月に開催されると。非常によいことであると思っております。訓練の狙いとして、災害対策本部の移動、自主防災組織単位での防火体制把握、防災士の役割の明確化と明記されておりますが、大枠は決まっているかと思っておりますので、どのような内容か町長に尋ねます。

続きまして、防災、減災対策についてでございます。先ほどトイレの洋式化について、田上小学校、羽生田小学校、田上中学校は大体70%が洋式化になっているということで、このままでいけるのではないかということであれば、私これ納得します。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策がこの3月までにあるわけでございますけれども、県内では、糸魚川市の二級河川、早川で河川敷内に繁茂した樹木を伐採しております。その結果、令和元年の台風19号では糸魚川市に大雨特別警報が発表され、大雨に見舞われましたが、事前に樹木の伐採を行い、流路を確保したことにより、住家への浸水災害は発生しませんでしたということでした。私も昨年の9月の一般質問で、町内にある一級河川の立木の伐採、浚渫について町長に尋ねました。何とかして総括質疑をかけていただきまして、今年の2月には才歩川の神明橋の付近、立木の伐採をしていただきました。そして、3月になりましたら山田川の浚渫を行うということで一応入札がありまして、堀内組が取っております。また、なかなか工事が進まなかったということで、私、堀内組の社長と会いまして話をしたところ、まだ設計段階ですということで、多分新年度にこの工事が始まる

のではないかとということで話は聞きました。やはり少しでも前に工事を進めていただきまして、これから才歩川、五社川、大正川と浚渫があるわけですが、できる限り早めに、この5か年加速化計画を使ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、町の障がい者雇用について、4月から1人採用とのこと。大変よく分かりました。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

町長（佐野恒雄君） デマンド型乗合タクシーの件、それから防災訓練、それから河川の立木伐採、これらについては、担当課のほうから説明させます。

防災、減災対象事業、これらについては大変いろいろなメニューがあります。それら5年間の中でどういうことが実際に可能になるのか、それは研究、検討してまいりたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどのご質問の部分、デマンドの活用の部分かと思ひます。恐らくご質問の、もしくはご提案かもしれませぬけれども、運用した暁には、職員のほうでも積極的に使えばいいのではないかと多分ご提案かと思ひます。例えば通勤のときだとか移動の際になるべく使えばいいのではないかと、多分そういう趣旨かなというふうに捉えたのですけれども、その辺、そのようなことでよろしいでしょうか。

4番（渡邊勝衛君） いいです。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） その辺、今までなかった公共交通手段ですので、どういったような活用できるのかは、中でまた話合ひしていきたくと思ひます。

以上でございます。

総務課長（鈴木和弘君） 総合防災訓練の関係、先ほど渡邊議員からもありまして町長も答弁しましたように、今回7年ぶりということもありますし、あとはコロナになったということで感染症対策を踏まえた中で、特に今までであればすぐ避難所ということもあったのですけれども、場合によっては垂直避難ですとか、近所に移動すると。それで、いわゆる安否確認をどうしていけばいいかということで、この前もフォローアップ研修をさせていただきました。そういった部分、もう7年前と今状況が変わっておりますので、特にそういった部分を中心にできれば、やっていければなということで、基本的には渡邊議員がおっしゃるような形を中心的にやっていければなというふうに思っています。

地域整備課長（時田雅之君） 町内の一級河川の浚渫、あと樹木の伐採については、引

き続きまた県のほうに強く要望していきたいと思っております。

4番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今回の施政方針で町長は、この町を誰もが住んでみたいと思える町に、お年寄りの人たちが生きがいを感じられる町に、そして若い人たちが夢と希望が持てる魅力ある町にしたいと話をされていたのが印象に残っております。町長の今までの活動の中で、現時点での点数をお聞きしたいと思います。

あと、除雪の関係でございますけれども、平成30年6月定例会での一般質問で私は、当時消雪パイプの稼働が3か所されておりました。そのため、稼働率100%で町長に要望しました。おかげさまで、田上小学校、羽生田小学校、川ノ下のサカキの坂である坂田・湯川2号線は順調に今消雪パイプが稼働されております。田上小学校の消雪パイプは水温25.7度で、子どもたちは手を温めてから帰宅しております。町では、43か所で消雪パイプの稼働がされております。通学道路では消雪パイプが必要です。今後は、危機管理からも見た場合、田上中学校も消雪パイプが必要かと思いますが、町長の考えを尋ねます。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画、先ほど町長のほうからも、これからじっくり検討させてもらって、なるべく多くやりたいというような話がございましたけれども、最後になりましたけれども、上野地区から地区要望として4年前に出されていた、国道403号線沿いの歩道の整備の関係でございますけれども、これは地域整備課より県に要望しておりませんでしたので、できる限りこの令和3年度から令和7年度までの5年間でやっていただきたいと思っております。この場所は、上野地区の国道403号線、セブンイレブンから旧丸治製作所の間でございます。事故のない町にするためにも、できる限り早く歩道を整備していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（熊倉正治君） 渡邊議員、今の質問の内容は、あらかじめ通告がない部分もございますので、答弁側は答えられる範囲内で答えるということにしたいと思いますから。

4番（渡邊勝衛君） いいです、いいです。

議長（熊倉正治君） この場で申し上げるのもなんですが、あらかじめやっぱりそういったものは、一般質問の要旨の中に盛り込んでください。

4番（渡邊勝衛君） はい、分かりました。

町長（佐野恒雄君） 私自身のいわゆる自己評価というふうな形なのでしょうか。自分で自分の評価というのもなかなか難しいところでもありますので、今精いっぱい頑張

ってきたと思っておりますが、これからもまた頑張っております。

地域整備課長（時田雅之君） では、上野地区の地区要望の関係について、セブンイレブンのところの歩道の関係については、渡邊議員と私、一緒に現場で立会いさせてもらったかと思うのですけれども、一応そのときの県への要望の内容については、歩道の改良はちょっと難しいと。今、県で優先的に行っているのは、歩道の新設が第一優先ということでお聞きしておりますが、来年度以降もまた続けて県のほうに要望していきたいと思っておりますので。

議長（熊倉正治君） 以上で渡邊議員の一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時45分 散 会

別紙

令和3年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和3年3月11日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(3 月 12 日)

令和3年田上町議会
第1回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年3月12日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 教育長 | 安中 長市 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

午前9時00分 開 議

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日まで受理した要望は、田上町建設業協会からの要望書の1件であります。お手元に写しを配布いたしましたので、御覧願います。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根でございます。一般質問を行いたいと思います。

私は、昨日3.11の10周年記念の日に、一般質問を行いたいということでこだわってまいりました。かなわぬことではございました。私ごとでありますけれども、先月1か月間、議会活動に参加することができないという事態を引き起こしてしまいました。皆さん方には大変ご心配をおかけしましたけれども、今月の2日から復帰いたしましたので、従来にも増して精いっぱい自分なりに頑張ったいと、こんなふうに思っております。

さて、私は今回の一般質問、3点にわたりまして一般質問を行いますけれども、まず最初に、町長のこの間の発言、答弁等について振り返ってみたいと思います。町長は、町の財政規律に関しまして見解を述べております。内容等については割愛をしますけれども。また、総合計画の策定の視点として、10年後につながる計画と財政状況に対応した計画づくりを強調しております。私は、町長のこうした見解は町政の地域運営に関わるものと理解をしております。町の中期財政を中心に、10年後につながる町政の課題について、問題提起を行いたいと思います。

まず、1点目の施政方針に関してであります。本題に入ります前に、昨日の施政方針に関する一般質問は、それぞれがそれぞれの切り口で発言があり、共感することが多々ありました。私は、あえて1点のみ指摘しておきたいことがございます。

同僚議員が令和3年度の予算編成に当たりまして、長期的視点に立つよりも短期的視点であえて立ち、社会経済資本を優先にすべきだという主張がございました。私は、社会経済資本は全て国の責任課題であるという認識をしておりますが、しかし、私たちはこの間、第一次、第二次、そして3月に行いました追加支援などにおいて、その中心的施策として地域経済の支援策を実施してまいりました。

また、施政方針で明らかにされておりますように、令和3年度予算計上については、国の動向が遅かったり不明確であったりしたために、令和3年度初において補正予算で対応するという方針が示されておりますけれども、議論の中ではそのことが明確に示されませんでした。私は、町長以下執行者に対して一言申し上げておきたいと思います。議員の発言には、真摯に対応してほしかったということを申し上げておきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。私は私の切り口で、私の視点で最も重要視すべきという課題について、絞って町長にお伺いをいたします。町長は、昨年の施政方針で冒頭、過去2年間の福祉・教育・振興を3本柱とした町政を振り返っております。自らの実践を振り返り、次なる展望を描くことは極めて大切な視点であります。

一方、来年度の施政方針については、新しい町をつくる3本柱とした新たな指針が示されました。その上で、予算編成に当たって第5次総合計画の重点施策との整合性を図り、優先的、積極的に実施できるよう、必要な予算措置を講じたとしております。新しい町をつくる3本柱とは、施政方針でどこにも触れていませんけれども、町長がかねてから掲げる福祉・教育・地域振興を意味するものでしょう。コロナ禍の社会は人口減少がますます加速し、自治体間の格差が拡大する中で、地方自治体

は行政運営の在り方が問われてくると思います。このような時代に、地方自治の本分である福祉・教育・振興を重点施策にシフトする意義は大きいと言えます。町政の中期的な課題として、明確に位置づけるべきだというふうに思います。繰り返して申し上げます。コロナ禍の社会、ハード事業を終えた町政の中期的課題として、新しい町をつくる3本柱を明確に位置づけるべきだ、こういうふうに思います。

では、どのように実践すべきかという点について、あえて申し上げたいと思います。私になぜ、ではどういうふうな実践をするのだということを取り上げたのは、町長が先月、令和3年度の予算概要を発表して以降、数名の皆さん方からの意見を聞いてみましたけれども、私はどうしても新たな指針、3本柱の議論が庁内において進化していないというふうに思えてならないからです。

具体的に申し上げたいと思います。私は、庁内、執行内においてしかるべきレベルで、認識を統一する議論が大切だと思います。町長であろうと誰であろうと、問題提起をした指針に対して、町の施策に練り上げる議論です。それぞれのポストの枠を超え、認識を一致させなければスローガンにとどまるでしょう。こうした議論の在り方を私は過日、組織内のガバナンスというふうに読みました。一つの課題を組織の意思に高める視点、これこそが自らの闘いです。一層の深化を期待いたします。

重ねて訴えたいと思います。福祉・教育・振興を新しい町をつくる3本柱と定義づけた方針、課題を組織の意思に高める議論が、今問われているというふうに言えると思います。町長の所見をお伺いいたします。

次に、2点目であります。10年後を見据えた町の中期財政の課題について私の意見を申し上げ、町長の所見を伺います。令和3年度予算は、人口減少、コロナ禍の税収減と、先ほど来申し上げましたけれども、大型事業実施後の経常経費の増加を背景にした予算編成になっていると思います。将来的な人口減少に伴う税収減を予測し、一方では現在議論が進められております清掃施設、あるいは下水道事業、あるいは公的施設、インフラ施設の老朽化などの次なるハードル事業を控え、厳しさを迎える中期財政の初年度として位置づけられると思います。しかし、厳しい中期財政の中でも行政サービス、とりわけ地方自治の本分である住民福祉あるいは教育行政の後退は許されず、中期展望に立った財政運用が強く求められます。そのため、私は経常経費比率に注目しつつ、財政調整基金の確保と実質公債費比率を実態的に捉えた実質公債費管理の下に、財政の持続可能性を維持しなければならないと考えております。

一方で、累積する臨時財政対策債の元利償還金の財政負担と、先ほども触れました清掃事業費負担は、中期財政の上で軽視できない事態を迎えると思います。このような問題意識を持って、次の3点について町長の所見を伺います。

1つは、財政調整基金です。既に何回か議論してきておりますので、屋上屋を重ねるような表現になるかも分かりませんが、あえて申し上げます。財政調整基金は、田上町財政の健全性を維持しています。標準財政規模の10%相当が適正と言われ、令和2年度末あるいは令和3年度末予測で大きくクリアしています。災害対応など臨時支出や年度間の財政不足を調整する基金運用に関して、町長は次のように述べています。過日の議会答弁の町長見解を引用したものでございますけれども、「地方交付税等の各種財源の状況を確認した後に財政不足が生じれば、財政基金で対応するとしております。しかし、基金からあまりにも大きな金額を取り崩すことが必要となれば、歳出予算組みの見直しを行うこととなります」と述べています。

こうした見解は、財政不足の調整を目的とした基金運用の一定の規律感を示したものでしょう。財政の持続可能性を維持するために、最低限確保すべき基金額を示す運用規律が必要だと思います。私は、町の財政担当の努力と、そして的確な判断に経緯を示してきました。この際、こうした財政担当の経験と知見を持って適正な額を定め、規律感を共有すべきだと思います。

次に、実質公債費比率について取り上げたいと思います。実質公債費比率は、債務返還の大きさを示し、財政の弾力性を表します。将来の一部事務組合の公債費、その他公債費に準ずる全ての債務負担を想定した、実質公債費比率の抑制に強い問題意識を持つべきときに差しかかったと思います。公債費比率は年々減少傾向にあり、令和元年度指数は10.1%となっていますが、先ほど来触れておりますように、一部事務組合の債務予測が近い将来やってくるだろう次なるハード事業を予測するとき、実質公債費の管理抑制が求められるというふうに思います。補足的に触れておけば、一部事務組合の債務予測としては、将来的には消防庁舎及びし尿処理施設の老朽化対策も課題となるでしょう。

次に、臨時財政対策債について触れたいと思います。臨時財政対策債は、平成13年に時限立法が成立し、以降、多くの自治体で継続し、歳入に組み込まれ、20年が経過しています。臨財債の運用は、あくまでも時限立法なのだという受け止めをあえて申し上げておきたいと思います。臨財債は、後年度に地方交付税措置されるとはいえ、人口減少を主たる要因として基準財政需要額が減少すれば、元利償還金相当額を交付税措置されたとしても、償還額との逆ざやの結果現象が発生します。この

点に関しても町長が過日、所見を述べられました。最近の起債の交付税措置に関してと題するものでありましたけれども、「交付税措置は、町が実際借入れを行っている償還額で算入される実償還方式でなく、国が定めた条件による理論償還方式での算入となっていることから、国との償還年数の違いから償還額に差が生じています」と起債の交付税措置の内実を明らかにし、各年度における起債償還の見極めが必要としました。既に多くの皆さんはデータを見ておられると思いますけれども、臨時財政対策債の残高は令和元年度で24億8,000万円、人口減少が深刻化する中で、中期財政への将来負担を危惧します。

付け加えれば、臨時財政対策債は地方自治体が特例として発行する赤字公債で、将来世代の負担先送りであります。その残高が令和3年度、22億9,300万円となっておりまして、町債残高44億9,000万円の2分の1強を占めています。まさにこの債務残高は、これ以上財政上、軽視できないところまで来ているのではないのでしょうか。地方交付税本来の在り方が問われると思います。臨財債廃止に向けた対応と地方交付税全額確保の働きかけが必要だと思います。

ところで、地方交付税は本来地方の税収とすべきものであります。自治体間の財源の不均衡を調整し、地方団体が一定の水準を維持し得るよう、財源を保障するため国税として徴収し、合理的な基準によって配分するものとしています。普通交付税としての全額交付を求める地方自治体の権利を、町長はあらゆるチャンネルを通じて国に訴えるべきだと思っております。以上、3点に関しまして町長の所見をお伺いいたします。

では、最後に町長の政治姿勢について伺います。佐野町長誕生1期目、3年間は、これまた先ほど来触れておりますように、前町政からの継続事業を引継ぎ、一方では、自ら掲げた施策の見直しを含めた中で独自事業も展開してまいりました。しかし、町長が思い描いたまちづくり構想は1期4年で成し遂げることは不可能であり、政策実現は10年が必要とも言われています。その意味では道半ばとも言えると思います。町長は、任期最終年を迎えました。この時期、次なる決意を明らかにし、10年後を見据えた政策を示すことは、誰が首長であったとしても現職首長の責務です。大型ハード事業をなし遂げた現在、町政の重要課題として福祉・教育・振興に財政シフトをしたい旨、町長は町民に訴えるべきではないのでしょうか。

私はこの間、幾度か町長に所見を伺い、問題を提起し、あるときは苦言を言わせていただきました。それは、我が町の町政の安定を願い、継続性を期待していたからです。あたかも現在、向こう10年を展望する第6次総合計画が策定されています。

町長の向こう10年を担う次なるまちづくりの決意を伺います。

以上を申し上げまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。少々長くなりました。持ち時間あと30分でございますけれども、町長には十分な答弁時間を保証したいと思います。以降、私は時間が来れば再質問は次なる場において、あるいは個人的に町長に伺いを立てるというふうにしますので、町長に熱意ある答弁を求めておきたいと思います。

以上で1回目を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、関根議員の質問にお答えいたします。

はじめに、施政方針に関してであります。施政方針で触れた新しい田上町をつくる3本柱については、令和3年度の予算編成に当たり、町長に就任以来申し上げております福祉・教育・振興面での各種施策を予算に反映、実現するよう、庁内に指示いたしました。また、第6次田上町総合計画は、今年度から策定作業に入っておりますが、まちづくりの理念、目標にはみんなと決める、みんなと進む、町民が笑顔になる町、誰もが住み続けたい町といった言葉をキーワードとして、まちづくりの基本方針にしたいと考えております。

私が考えるまちづくりの実現には、町職員全員の協力が必須であります。就任以来、職員には常に明るい職場づくりをお願いしてきました。風通しのよい職場、明るい職場、職員の皆さんと一緒に職場づくりをやりましょうと、呼びかけてまいりました。それには私自身も努力して職員と一緒に明るい職場づくりに努めますが、皆さん一人ひとりからも努力をとお願いをしてきました。これまで町職員のうち課長、課長補佐級との幹部職員とは常に話し合い、組織としての意思決定、合意形成には努めてまいりました。しかし、残念ながら、全ての職員と話し合う機会がなかったこともあり、令和2年4月から月1回のペースで、6名程度の少人数で全職員と懇談することとしました。改めて町のいろいろな業務を再確認することができ、職員一人ひとりがふだん考えていることや困っていることなど、あるいは斬新なアイデアに触れるなど、新しい発見や気づきもいっぱいありました。間もなく、ほぼ全職員との懇談も終わりますが、今後もいろいろな機会を設けて職員との対話を大切に、ここでは密にしていくことで風通しがよく、明るい職場になることを心がけ、全職員と一緒に、みんなで町の施策を練り上げていきたいと考えております。

さて、この1年は新型コロナウイルス対策に明け暮れた1年でしたが、職員全員から本当に頑張ってくださいました。町独自の支援策に向けて、一人ひとりから知

恵を絞っていただき、困っている町民の一助にはなり得たと思っております。新型コロナウイルスとは長い闘いとなっておりますが、新型コロナウイルス対策も含め、田上のまちづくりに当たっては、今後も職員と一丸になって全力で取り組んでまいります。

次に、10年後を見据えた町の中期財政の課題についてお答えします。1点目の財政の持続可能性を維持するための最低確保すべき基金額を示す運用規律につきましては、以前標準財政規模の10%相当額が適当である旨、回答はいたしました。現在国からは特に残高についての基準等は示されておられません。本来、議員ご指摘のとおり、最低限確保すべき基金残高を示す運用規律等が必要であるとは考えます。

一方で、その年に実施をする事業や施策、起債の償還等により、時々刻々、財政状況は変動することから、一律に基金の保有額を設定することが難しい状況であります。しかしながら、まちづくり財政計画においては、5年後の最終年度の残高が3億円を下回らないことを一つの基準として作成しております。

2点目の実質公債費の管理抑制につきましては、町で大型事業に取り組む際は、今後の起債の償還状況を十分考慮した上で、事業の実施時期を決定しております。その結果、実質公債費比率は令和元年度は10.1%となり、令和2年度はさらに下がる見込みであります。しかし、令和4年度からは、まちづくり拠点整備事業等の償還が始まることから上昇する見込みであります。今後につきましては、ごみ焼却場などの建設等の需要も控えておりますので、実質公債費比率の管理抑制を行いながら、財政運営を行ってまいりたいと考えております。

3点目の臨時財政対策債廃止に向けた対応につきましては、議員ご指摘のとおり、私も本来交付税で全額措置されるべきものと考えておりますので、町村会を通じて国へ要望してまいりたいと思います。

最後に、町長の政治姿勢についてお答えいたします。10年を担う次なるまちづくりの決意についてお尋ねであります。ご発言のとおり、この6月で任期最終年を迎えることとなります。議員言われるように、この3年間は自身の思い描く政策、事業の展開もさることながら、これまでの継続事業でまちづくり拠点整備事業などの大型ハード事業の完成に全力を傾注してまいりました。一昨年9月には田上町交流会館をオープンすることができ、大勢の町民の方々から喜ばれ、施設を活用いただいております。翌3月には、国道403号小須戸田上バイパスの全線開通、それを受けた形で10月28日に道の駅のオープン、そして先日8日には、田上町地域学習センターを無事オープンすることができました。小さな子どもから中高生、そしてお年寄

りの方々まで、幅広い年齢層から親しんでいただける施設になると期待をいたしております。この間、交流会館等建設調査特別委員会の委員の皆様から様々なご意見、ご提案を頂戴いたしました。そうした協議の場があればこそ、それぞれの施設を無事オープンできたものと感謝を申し上げます。とりわけ、関根議員には、交流会館等建設調査特別委員会の委員長として、長きにわたって委員会の取りまとめに多大なご尽力、ご苦勞をいただきました。改めて心から感謝を申し上げます。

まちづくりは、そこに住む人が喜びを感じる町であれば、人が移り住んでくるといふ孔子の論語の一説があります。まずは、目の前の人から喜んでもらう、そうすればそのうわさを聞いた人たちが近寄ってくる、政の大切さを論じた1説かと思えます。人を大事にする町に人は集まる、人を喜ばせる町に人は集まるということでしょう。この教えを胸に刻んで、まちづくりに取り組んでいきたいと思えます。

もちろん、これらの新しい町の施設は完成してよしとするものではありません。町の活性化、町の発展のために、これらの施設をどう活かしていくのかが求められます。そのことが最も大切であり、職員一丸となって知恵を絞り、取り組んでまいります。そして、議員が言われるように、私自身が就任時から申し上げてきた、新しい田上町をつくるための3本柱である福祉・教育・振興に今までも取り組んできましたが、より一層力を入れて取り組んでまいります。

そして、何よりも取り組まなければならないのは、目の前にある新型コロナウイルス感染症に対する対策です。昨年、新型コロナウイルス感染症が世界を覆い、まさに世界中の人々にとって脅威と試練の1年となりました。1年が経過し、いまだに収束が見えない状況にあります。町としても、国や県の支援が行き届かないところ、より困っている人たちへ重点的に支援すべきとの基本姿勢の下、様々な支援を行ってきましたが、ご承知のように、まだまだ長引く様相を呈しており、社会経済活動に大きな影響が続いています。状況把握に努めるとともに、さらなる的確な支援を打ち出していかなければならないと思っております。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会経済活動やライフスタイルに大きな変化が見られます。人それぞれの社会に対する価値感も随分と変化してきた感もあります。東京一極集中から地方回帰の動き、企業の地方分散の流れも生じつつあるように思います。こうした変化、流れを的確に捉え、取り組む姿勢が大切です。人口減少が進む状況の中でも、町外の人に住んでみたいと思える町、田上町で生まれ育った若い人たちが、これからも住み続けたいと思うまちづくりを職員一丸となって進めてまいります。

折しも向こう10年を展望する第6次田上町総合計画の策定に今年度から入っております。冒頭に申し上げたとおり、まちづくりの理念、目標には、みんなと決める、みんなと進むといった言葉をキーワードに、田上町を町民が笑顔になる町、そして誰もが住み続けたい町にしていきたいと考え、それに向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

12番（関根一義君） ありがとうございます。一言感想を申し上げたいと思いますが、町長の方のよさが答弁に表れているなというふうに思います。しかし、町政を運営していくに当たりまして、人のよさだけでは、限界が来ますよということもあえて申し上げておきたいと思います。

まず、施政方針に関してでありますけれども、私が強調しましたまちづくり3本柱、新しい町をつくる3本柱と言っていますね。この定義を私は町長が町長選で示したチラシを見せてもらいましたけれども、福祉・教育・振興という、こういうことに定義づけをしたのではないかというふうに申し上げました。なぜか。町長の頭の中では、3本柱とはこの3つを言うのだということは当然にも問題意識として、強く持っておられるということについては私もそう思います。しかし、私たちはそんなふうには思っていなかった。私自身は昨年の施政方針と今年の施政方針で、あえてそのことを自覚的に捉えた。したがって、転換点を明確にすべきだということをお願いしたのです。その転換点とは何か、この3つの課題というのは、本来地方自治体がやるべき本分であるだろうというふうに捉えて、地方自治体の本分に戻る、その転換点をすべきだということをお願いしました。そのことの表明がなされませんでしたけれども、ぜひ町長、私は町長が予測している中期展望について、財政的には非常に厳しい状況になるということについては、私もそう思います。その厳しい状況になるという財政状況の中で、これからの行政サービスの中心感をどこに置くのかという点で町長が示した3本柱、これを明確に位置づけるという、そのことを訴えたいと思います。今年の予算編成方針の第1番目にそのことが書かれています。あえて申し上げますけれども、予算編成方針は、従来にもまして明確な指針を書いてあるというふうに私は評価しています。ぜひそのことを捉えても、町長の転換点を明らかにすべきだというふうに、私は訴えておきたいと思います。その上であえて申し上げました。

先ほど来申し上げてきましたから、くどく触れることはやめますけれども、町長の指針を、意思を町の施策に練り上げる、この取り組みが今本当に庁舎内において

貫徹されているのだろうか。私は、不十分さは否めないなという指摘をしたわけです。町長もそのことについては答弁書の中に触れられておりますので、多くは触れませんが、その2点を中心にして訴えたいと思います。再度お考えをお願いしたいと思います。

2点目の町財政の中期的課題ですけれども、私は令和3年度予算案に目を通して、そこから何を捉えるのかということの重要性を痛感いたしました。活字にはなっていませんけれども、それはこれから新たなステージに入った。なぜそう言うかという、先ほども話がありましたように、継続事業の一定の完成を見た、この段階で町民に対する行政サービスは新たなステージに入った、そのことを訴えたいわけです。その上で課題は何かということで3点を申し上げました。それぞれ見解は述べられましたので、よしとしたいと思います。

3点目の政治姿勢の問題ですけれども、私は佐野町長だから言っているわけではありません。どなたが10年後に田上町のリーダーシップを取るのかにかかわらず、この時期に必要なことは、新たな視点で町民に何を訴えるのかということを決めてくださいということをお願いしているわけです。そのことをあえて私は町長が示した3本柱でいいのではないかと、それも3本柱というふうには言わないで、福祉・教育・振興という、この具体論で骨太の指針を町民に示すべきだ。これからは中期的には新たなステージで、ここに重点的に財政シフトをしますよということ、あえて私は示すべきだということをお願いしたわけです。ぜひそのことをもって、これからの町政に挑んでいただきたいということをお願いいたします。

転換点を明確にすること、そして何を課題にするのかということをお願いすること、それは中期展望に立った財政運営を行うのだということ、その中心感は何かということ。地方自治の本分である福祉と教育と振興をメインにした財政シフトを行うのだということ、この転換点を明確にして町民に訴えるということ。そして、そのことの重要性を庁内はもとより、議会との関係においても、町民との関係においても、共有しませんかということをお願いいたします。ぜひ町長の再答弁を求めたいと思います。

以上、再質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 令和3年度の予算、これをどう実施していくか、そのことについては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、庁内で意思統一、このことが最も大事かと思っております。庁内で合意形成をしっかりと図って、政策の実現に向けて頑張りたいと、こう思っております。

先ほど新しいステップに、新しい段階に入ったというふうなお話でございます。全くそのとおりであります。新しいまちづくりをするに当たって、新しいステージに突入した、新しい場面に入ってきた、私はそれを昨年は「羽ばたく年」である、今年は「さらに羽ばたく年」にしたい、そういうふうに申し上げてまいりました。ハード事業が一応の区切りをつけた中で、それをどう活かして、新しいまちづくりのハード事業を活かしていくのか、そのことがこれからの新しいまちづくりに最も大事なのだらうと思います。そういう意味においても、庁内での合意形成、そしてまた、議会の皆さん方との信頼関係、そしてそうしたこれからの私自身の政策の予算の実施に当たって、町民の方々にそれらをしっかりと示した中で、政策の実現に向けて頑張っていきたいと、こう思っております。

以上であります。

12番（関根一義君） もうちょっと時間があるようですから、3回目の質問を行いたいと思います。

答弁をいただいたところで、町長から庁内の合意形成を図るための一つの手段として、若手職員との対話を深めてきたのだということが触れられました。何を隠そう、これは私が町長に提言したものであります。現場に学ぶべきことはたくさんある、現場に足を運ぶべきだというのが一般的には言われますけれども、町長と言えるリーダーシップに位置すれば、そのことはなかなか物理的にもままならないということ踏まえて、しからば現場における町民の声をどう直接把握するのかという点で、差し当たり庁内の若手職員と、膝を突き合わせて弁当を食べたらどうですかということは申し上げてきました。そのことを継続されているということについて非常にうれしく思います。

さらに、その目的を明確にして継続していただきたい。そのことによって、また触れますけれども、庁舎内という組織のガバナンスが確立できるのだということ、このことを申し上げたいと思います。反省の弁を何回聞いても、それは言葉にしかすぎません。どう実践するのかという意味において、私は大変重要だと思います。

町長1年間あるいは2年近くになりますか、実践どうもご苦労さまでございました。町長の問題意識を一回りも二回りも大きくしてくれたのは、町の若手職員だということについて感謝と自覚を持ってもらって、さらに継続をお願いしたいというふうに思います。答弁は必要ありませんので、ぜひそのことについて最後に訴えて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） 関根議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時15分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、7番、今井議員の発言を許します。

（7番 今井幸代君登壇）

7番（今井幸代君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。議席番号7番、今井でございます。今日は、新潟県立高等学校の合格発表ということで、田上町の中学校3年生のところにも、より多くの吉報が届くことを祈るばかりでございます。

今回、私は2つのテーマで一般質問をさせていただきます。1点目が、学校、保育現場のICT化について、2点目のテーマが大雪時における除雪課題についてです。

まず、1点目、学校、保育現場のICT化についてです。皆さんにも参考資料として作成しました資料をお手元に配付させていただいておりますので、それらも参考にしていただけると、見ていただけるとありがたいなと思います。昨日も小嶋議員より、教職員の多忙化解消についての質問がありました。答弁では、時間外勤務実態は県内平均よりも下回っているとのことではありますが、数字に出てこない教職員の方々の仕事の持ち帰り等の実態は、相当数あるのだろうと懸念を抱いております。学校現場や保育現場の業務効率化や事務負担軽減を進める必要性に関しては、皆さんご承知のとおりかと思えます。

学校現場は、GIGAスクール構想によって、業務効率化の物理的環境は整えることができました。では、保育現場はどうでしょうか。まず、保護者から寄せられている声を一部ではありますが、ご紹介したいと思えます。園での様子や過ごし方をもっと知りたい。登園、降園時にはタイムカードを入れて登降園の処理をするのですが、そのタイムカードのエラーが多く、登降園処理に手間がかかる。欠席や遅刻連絡など、そういったものが集中する朝は電話がつながりにくい。電話連絡しかできないことに困ることがある。行事写真の販売は見本が園にしかないため、時間確保が難しい。提出物や書類記入など手書き記入をなるべく減らしてほしい。そして、園で過ごしている園児の写真配布が今年度より廃止され、本当に残念、悲しいといったものです。

園や保育士のニーズとしては、業務軽減や効率化を図り、保育をより充実させたい。職員間の正確な情報共有や伝達をスムーズにしたい。職員の資質向上、保育の質をさらに高めていきたいといったものがあります。しかしながら、竹の友はインターネットに接続できるパソコンは2台のみとなっており、業務効率化の鍵となるICT化すらできないというのが現状です。目指す姿は、保育士が子どもと向き合う時間と心のゆとりを確保し、保育の質を向上させること。さらに、それを保護者に見える化することで、保護者への理解や連携、協力を深め、子どもたちがさらに健全な成長を遂げていくということだと思えます。現在、保育現場ではICT化は着々と進み、一般的になっています。特に、このコロナ禍により、緊急時の一斉連絡や検温管理等、それらの対応から自治体での導入に係る、そういった自治体も急激に増えてきています。

では、具体的にICT化することによって、どのような効果がもたらされるのかというと、登降園管理、延長保育の自動計算、緊急時一斉連絡、お便りやアンケート、写真や教材申込み等の印刷配布、集計業務の一元化、保護者へのスムーズな連絡、欠席、遅刻連絡等の電話対応の縮減、職員間の情報伝達の正確性の向上、保育ドキュメンテーションと言われる写真つきの記録によって、日々の記録から日誌、掲示物、連絡帳、終日案等を一括展開できる。自分の子どもの保育がどのようになっているのか、そういったことがより見えることで、保護者にはなかった気づきを与えたり、より分かりやすく伝えることができるようになり、保護者の理解や連携を得られやすくなることも挙げられると思えます。

実際に経産省の保育現場のICT化についての資料、日本ユニシスのデータ、タブレットを使った登降園管理やシステムやシフト管理、サービスを導入したことがある園での業務削減例によれば、様々な業務のICT化により、月合計約80時間の削減時間ができたとのことです。初期投資では、通信環境と端末は必要となるものの、システム経費はおおよそ月額1万円から2万5,000円程度が主流となっており、その費用対効果というものは非常に大きいと考えられます。

また、保護者世代のスマートフォン普及率は90%強、20代以下から考えると、もう100%になっています。メールや電話離れが顕著となっており、県内の私立のこども園等では、ICT化は非常に進んできています。私自身、実際に導入をした自治体にヒアリングをさせていただきました。実際に導入をしました、山梨県富士河口湖町の担当の方に、お電話にてヒアリングをさせていただきました。山梨県富士河口湖町では、町内公立保育園8園あるうちの1園をモデル園として導入をしたそう

です。その背景としては、こういった新型コロナウイルスの影響により、検温管理や緊急時、それまでは保護者一人ひとりに電話にての連絡をする方法しかなかったが、そういった一斉連絡等の課題も重なり、ICT化システムの導入に踏み切った、決意をされたとのこと。当初タブレット操作に不安のある、不得手の職員から抵抗もあったり、不満等もあり、最初3か月程度はそういった声も多く聞かれましたが、導入後、半年を過ぎれば保育士や保護者からもそういった不満の声はなくなり、保護者からも、とても便利になったと好評をいただいている。そして、予算面に関しては、紙関連経費の大幅縮減や時間外勤務の削減、そしてそういった面での予算面のメリットもあり、まさに三方よしの結果となり、モデル園1園の実施状況を見て、来年度は8園全園に拡大をすることでした。学校現場では、GIGAスクールで導入されたグーグル・フォー・エデュケーションやロイロノート等で、校内業務や保護者対応をデジタル化することも可能となっています。時代の流れを見据えたICT化は、子育て支援、町のイメージアップにもつながると思います。町の保育分野を含む教育行政のICT化をしっかりと進めていくべきですし、その方向性や具体像を町が示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、大雪時の除雪課題についてです。1月3連休時、この際の大雪により、現在の除雪課題が改めて浮き彫りとなりました。平成29年度の豪雪時も同様な課題はあったものの、具体的な取り組みには進んでおらず、解決の道筋も見えていないというのが現状です。進む高齢化、除雪を取り巻く社会環境は、より一層厳しくなることが目に見えています。大雪時でも地域の暮らし、安心が持てるような環境を整えていかなければなりません。

まず、私なりに除雪課題を整理をしてみました。大きく分けて5つの課題があると思います。まず1つ目は、除雪業者の確保です。暖冬や少雪もあり、稼働が安定せず、機械の維持管理や除雪時の破損等による補償負担、公共事業の減少等もあり、除雪作業の中心となる建設業者が非常に体力がなくなっている。

2つ目は、オペレーターの不足です。オペレーターの高齢化、苛酷な労働実態にもかかわらず、住民のクレームや批判も多く、やりがいをなかなか感じられない。新たな担い手の確保が困難となっています。オペレーターを取り巻く環境というのは、除雪機械をおおよそ1人ないし2人程度で担当し、輪番で除雪作業に当たっています。大雪時であれば、仮眠程度しか取れない中、終始作業に当たります。そして、乗車中の振動も非常に大きく、慣れないと吐いてしまうこともあると聞きました。そして、作業中は雪に埋もれて見えなくなっている、避けなければならない構

造物、塀垣やマンホール、様々ありますが、そういったものを避けるため全集中し続けています。

3つ目の課題は、狭小な町道への対応です。地域住民にとっては重要な生活道路でありながら除雪車が入ることができず、通行確保ができていない。その通行確保は、住民に依存した状態になっています。

4つ目、大量の住民苦情です。除雪が遅い、もっと丁寧にしてほしい、雪を残さないでほしい、いつ除雪がされるのか、そういった問合せが相当数あり、3連休時は500件程度というふうに聞きました。

5つ目の課題は、福祉的配慮を必要とする要介護者や障がい者、体力低下等が著しい高齢者の方々に対する除雪、福祉除雪に関してです。この5つの課題のうち、大きな制度や予算変更等が必要であり、町だけでなく、国県を含めた長期的な課題解決を目指すものは、除雪業者の確保とオペレーターの確保になってくると思いますし、町を中心とした取り組みで比較的すぐ実行を検討でき、短期的な解決を目指すものが狭小な町道対応、そして住民の苦情に対する対応、福祉除雪の3点になるのではないかと捉えました。今回この3つに対し、今年度から解決に向けてアプローチを図れるよう、具体的な取り組みを提案したいというふうに思います。

まず、狭小な町道への対応、この取り組みですが、まずは実態把握と優先順位づけ、そして新たな共助体制の確立です。実際に除雪機械が入らず、生活道路としての重要度が高い路線、これらが幾つあるのか実態を把握し、全体量をしっかりと見定め、道路特性やそこに住んでいる地域住民の状況等を踏まえ、優先順位をつけ、また、どこから何が取り組めるのかということを整理すること。オペレーター数に限界があることを踏まえて、消防団や自主防災組織、農家組合など有償による新たな担い手の検討や、持続可能な体制となるような新たな共助体制が必要であると考えます。

次に、住民苦情へのアプローチです。私は、オペレーターや除雪業者、そして地域の皆さんと様々ご意見を聞かせていただく中で、地域住民、そして行政、事業所で除雪そもそもの捉え方や考え方に、大きな認識のずれがあると感じています。例えば除雪業者や行政は、除雪作業とは雪のかき分けによって通行を確保することというふうに捉えています。住民の多くの方が雪をなくすことというふうに認識しているといったものです。また、除雪実態というものは夜間に作業をされていることが多く、住民には分かりにくいというところも原因の一つではないかなというふうに思っています。知ることで、住民にとっても現状に対する理解が持て、相互の

理解をすることで、事業所やオペレーター等の大きな精神的負担を少し和らげていくことも必要なのではないかと思います。

そして、IoTやICTの活用です。現在、除雪状況の確認というのは、町がオペレーターや補助員で電話で実施をしています。作業の妨げになることもあります。動態管理システムや技術支援システム等で除雪作業を見える化することで、除雪ルートや作業の進捗把握、全体管理がしやすくなると思います。結果として、住民からの問合せに対する町の対応力も高めることができると考えます。

最後に、福祉除雪に対するのアプローチです。除雪作業が困難となっている高齢者や障がい者、要介護者などに対する町としての除雪支援体制はなく、現在でも不安や困難を感じている住民がおります。地区によっては、ボランティア活動でサポートしてくださっていますが、進む高齢化や除雪課題の深刻化を考えれば、担当課だけが考えるのではなく、町全体として、この課題にどう取り組んでいくのかということを検討していく必要があると思います。そのためには、対象者の把握や各地区のそういったボランティア活動等の支援体制の有無を把握し、庁内の横断的な連携や取り組みを検討していかなければなりません。そして、狭小な町道と同様、新たな共助体制の確立が必要ではないかと捉えています。町全体として、除雪課題を少しでも解決できるような、具体的な検討をぜひ進めていくべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、今井議員の大雪時における除雪課題についての質問にお答えいたします。

渡邊議員の質問でもお答えいたしましたが、今年度は元旦から降雪に見舞われ、特に成人の日の連休前から雪が降りやまない状況となりました。2月末現在での降雪量の合計は412センチ、除雪車の一斉除雪は11回、部分除雪は24回、歩道除雪は10回出動いたしました。

1点目の、除雪機械が入らない狭小な町道はどの程度あるのかという質問ですが、住宅が張りついている路線の中で、除雪機械が入れない路線は22路線です。これらの路線は、町の所有機械及びリース車、委託業者所有の除雪機械では道路幅員が狭く、どうしても機械が入れないため、以前より沿線の町民の方々からご理解、ご協力をいただいているところであります。

2点目の狭小な町道の通行確保や除雪課題解決についてであります。まず除雪

の基本方針としては、町民の日常生活や社会活動を維持するために実施するものであります。とりわけ火災時における消火活動、救急医療の搬送等、最優先は災害や緊急時対応が可能となるよう、除雪を行うこととしております。町建設業界の協力の下、除雪作業を実施しておりますが、既定路線の除雪班を組むのが精いっぱい状況です。また、狭小町道の多くは民地、塀垣等が両脇にあり、そもそも雪の置き場がない状況であります。引き続きの検討課題となりますが、これまでどおり沿線の方々や地区の協力をいただきながら、路面状況がごく悪い場合においては、排雪作業等についての対応を検討していきたいと考えております。

毎年、町広報紙「きずな」12月号に除雪実施基準、雪処理の事故防止や個人所有の立木の管理などや、作業時に家の前に残ってしまった雪の処理についてのご協力をお願いしております。できる限り雪を残さないよう、機械で除雪作業を行っておりますが、機械の構造上、玄関先や車庫前の雪をきれいに取り除くことは困難で時間もかかります。除雪完了時間の遅れにもつながります。周りに配慮したご協力等をいただければ除雪作業時間が短縮されますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、農家所有のトラクターによる除排雪対応や、除雪に対する理解を高めるための取り組みについてのご提案をいただきました。公道でトラクターによる除雪作業には運輸局、警察署等への細かな確認も必要であります。車両への黄色回転灯の設置、作業者については作業免許の取得、使用車両の警察への届出などが必要になると思われます。農家においては、担い手不足などの問題もお聞きしております。苛酷な除雪作業が可能かどうか、協議会の設置の件も含め、近隣市町村や関係者、関係機関にお聞きしながら今後研究してまいりたいと思っております。

3点目の動態管理システム等の導入についてであります。来シーズンは試験的な提供の打診がありましたので、使用してみようと考えております。費用がかからずに試行運用ができるようであれば、どの程度の費用対効果があるか研究していきたいと思っております。また、システムとは別に、除雪路線をどのように回りながら作業を行うのか、来シーズンの前には各業者へ確認し、担当課で把握しておきます。

4点目のオペレーターのスキルアップについてであります。以前は除雪機械の作業講習会を町建設業協会と連携し、実施してきました。平成30年度の実施以降、委託業者のオペレーターの世代交代もありますので、来年度は実施してまいりたいと考えております。

以上です。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 今井議員の学校、保育現場のICT化についての質問にお答えします。

町の教育行政におけるICT化の具体像や今後の方針を示すべきではとのご指摘ではありますが、教育現場ではGIGAスクール構想が示された令和元年より、教育のICT化に関する関心や期待が高まっています。小中学校と保護者との連携等のICT化につきましては、これまでセキュリティの関係などから電子メールやメール配信にとどまっておりましたが、このたびのGIGAスクール構想で、1人1台端末の整備と併せてネットワーク環境整備を行いましたので、令和3年度からはもう一歩進んだ運用ができるようになりました。このシステムは、校務系とは別のネットワークを利用しているため、保護者との連絡調整にも活用できるものと考えられます。今後、他自治体の事例などを参考に、町教育委員会と各学校と相談しながら研究、検討をしていきたいと思っております。

竹の友幼稚園のICT化につきましては、保育現場の端末やネットワーク環境が整備されておらず、まずは環境整備から進める必要があります。今後研究、検討して年次計画を立てて事業化していきたいと考えております。

ただし、例えば一例を挙げますと、園、学校の教員と保護者との情報交換は、利便性も本当に十分大事だと思っておりますが、利便性だけではなく、信頼関係をベースにした生のコミュニケーション、情報交換を大切にしなければならないとも考えています。今後どのような取り組みが適切なのかを学校と教育委員会と相談をしながら進めていきたいと思っております。

園、学校の業務、事務作業に関するICT化ですが、学校ではこれを校務支援システムと言っていますが、この校務支援システムにつきましては、ますます必要になると認識していますし、推進すべきだと考えています。しかし、このシステム導入には大変経費もかかります。この件につきましても園、学校と教育委員会で相談をして、現在できる中で現場に無理のかからないものからまずは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

7番(今井幸代君) ご答弁ありがとうございます。まず、大雪時における除雪課題について改めて質問させていただきたいと思えます。

除雪機械が入れない路線は22路線ということなのですが、実際今は隣接してお住まいになっている地域住民の皆さんたちの手によって、除雪作業をして通行

の確保をしています。そういった地域の方々、今はできているけれども、そこに住んでいる人、皆さんが大分年を取ってきたと。あと5年したら、もう本当にここみんなで除雪するということができるのか、自分たちは大きな不安を抱えている、そういった声が聞かれ始めたのは、ここ最近の話ではないような気もいたします。これまで除雪というと、町と除雪業者がやるものというような、地域住民もそういった理解でいましたし、なかなか町の行政のほうにおいても地域整備課が担当するものというようなイメージが強いように感じています。ただ、しかしながら、もう地域整備課だけでは、そして除雪業者だけでは、やり切れないというのが現状だというふうに私は捉えています。そして、高齢化は刻一刻と進みますし、実際に今は除雪作業ができていても、あと5年、10年したときに、本当にこの集落の皆さんたちは、自分たちの生活すら本当に確保ができるのか、そういった大きな不安を抱えています。そのときに考えよう、どうにかしようと思っても、そこからではもう間に合わないのだと。そのためには、まず、今から新たな共助体制というものをどのように確立していくのかということ、考えていく必要もあるのだろうというふうに思います。

今回農家の皆さんたちのそういったトラクターでの除排雪、除雪というのできるのだろうかというご提案をさせていただきましたが、それももしかしたら一つかもしれない。もしかしたら、そういった豪雪、大雪というのは、災害に類似するものとして、消防団の方からご協力をいただくことも、もしかしたら手段の一つかもしれません。どういった方が担い手としてなれるのか、そして除雪課題や除雪を取り巻く現状というものを地域住民全体が課題感を持って、当事者意識を持って取り組んでいかなければなかなか前に進まないだろうと、私はそう思うのです。その辺り、町長はどのようにお考えになっておられるか、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

私は、まずそれは地域の区長たちもそうだと思いますし、消防団の皆さんたちかもしれない、それはどういった人たちなのかというところまでは、もう少し考える必要があるかもしれませんが、まずは地域住民が除雪における地域の現状や、除雪を取り巻く外的環境、そういった除雪業者だけでは何とかできないのだということとその認識を共有して、そのために何ができるのか、当事者意識を持って何ができるのかということを検討していくところから、まず始めていかなければいけないのではないかと思います。そういった中で、町から共助に対する支援の在り方を、例えばそれが有償によるそういった出動手当というようなものになってくるのか、

それとも機械の貸出し、そういったものになってくるのか、それとも機械購入の支援というような形になってくるのか、そういったことをまた考えていく段階があると思うのですが、まずは町全体として、除雪課題にどう取り組んでいくのかということの課題共有が必要ではないかというふうに思いますが、それは地域住民だけではなく、町の庁内においてでもです。除雪は地域整備課がやるものから、町全体でどのようにアプローチしていくことができるのか、自分たちが持っている担当課の課題やサービスやそういった関わる人たちのノウハウで何かそこに役立つようなヒントがないのか、そういったことを全体で検討していかなければ先に進まないのだろうと私は思いますが、町長、その辺りの見解もお聞かせいただきたいと思えます。

そして、相互理解という点で、町長のほうからは毎年「きずな」で除雪に対する広報をしているということでもありますけれども、結局それでは認識のずれは縮まっていけないということだと思います。もう少し町民の皆さんたちに知ってほしい。どうしても機械の構造上、そして、そもそも除雪とは通行を確保するものなので、住宅の前に雪が残ってしまうものなのだとすることも、もう少し伝えていかなければいけないのではないかなというふうに思うのです。しかしながら、福祉除雪によって、そういった自分たちのご自宅の除雪がままならない、困難となっている人たちの、ではサポートの仕方はどのように考えていくのか。そういった形で、当たり前ですが、できる人たちは自分たちでやっていかなければなりませんし、やはり介助を必要とする、支援する人たちをどのようにサポートしていけるのかという、町の共助体制の在り方をしっかりと検討していただく、その時期だというふうに私は捉えています。

そして、広報もそういった降雪10センチになったら出動しますということだけではなくて、私はもう少し地域住民と除雪に従事する方々との接点を増やしていくことも、大切なのではないかなと思うのです。例えばですが、せっかく道の駅もできましたし、例えば建設業協会と協力をして、そういった重機等の働く車体験会みたいなものを実施して、そういったときに除雪に対する啓蒙や広報をより図っていく。楽しさやちょっとしたわくわく感がなければ届かないということもあると思います。広報の在り方や地域住民への啓蒙、発信、そういった在り方ももう少し、より伝えるではなくて、伝わるものは何かということに着眼点にして練り直していく必要もあるかと思いますが、お伺いしたいと思います。

次に、ICT化について見解を伺いたいと思うのですが、今ほど方向性としては

必要性は感じているので、年次的な計画を立てて事業化をしていきたいというふうな答弁であるのですけれども、恐らく懸念をされている予算面での大きな部分というのは、ネットワーク環境なのではないかなというふうに思っています。学校関係でもネットワーク環境を整えるのは、非常に高額であったというふうにも思いますし、実際に経費面でどの程度かかるのかということ、私自身もヒアリングを通じて聞かせていただきました。私立の保育現場と違って、公立ですと、やはりセキュリティ面での大きな壁があると思いますので、実際に自治体に確認をしましたところ、通信環境、全館Wi-Fiを導入しておおよそ50万円程度、システム自体も自治体のセキュリティポリシーの範囲内であったことから、この程度の金額で導入することができた。山梨県の富士河口湖町では、タブレットはリースにして、以上児クラス各1台、未満児クラスは正規職員分導入されたというふうに聞いています。ネット使用料もその辺は非常に低額だったのでびっくりしたのですが、月額2,000円程度というふうに聞きました。そして、システムの利用料は実証実験ということで無料で利用していると。本来なら月額2万6,000円の品物だというふうに聞いています。予算面でいくと、学校のICT化ほど、さほど大きな金額にはならないというふうに思います。実際に通信環境がセキュリティポリシーの範囲内であれば大丈夫なのかということ、私自身も当町の情報推進等の担当の方にも聞いてみましたが、富士河口湖町のような状況であれば、同じようなセキュリティポリシーの範囲内であれば、おおよそこのような金額で、では大丈夫なのでしょうねということだったので、そこまで高額には私はならないというふうに思います。実際に、新型コロナウイルスの三次補正等もありますし、こういったものはそこにも充てられる事業だろうというふうにも思います。平時での一般財源ベースから新たにまた事業化をすとなると、相当大変になってくるのではないかと踏まえると、新型コロナウイルスの影響化の強い、そういった検温管理や一斉連絡等のリスクも踏まえて、やはり今導入をぜひスピーディーに検討するべきだというふうに思います。システム全ての機能を一気に使おうとすると、現場にも大きな混乱と負担がかかると思います。しかしながら、まずはこの機能とこの機能を使って導入していきましょう。そして、操作に慣れてきたら、この機能、この機能と使う機能を増やしていく。そうすることで苦手な、操作が不得手な、不安な職員の方々も操作に慣れてきて使える機能が増えてきて、結果的に業務の効率化ができるということだというふうに思います。

実際に、富士河口湖町が導入時に工夫をした点というのは、園からそういった夕

タブレット操作等に得意なリーダーを選任して、その職員が中心となって使用方法であったりとか活用方法をレクチャーをしていく。そして、システム会社からのレクチャーや研修の実施、そしてタブレット操作に少し不安感のある職員には、ICTリーダーが操作を教えてあげたり、得意な職員をペアにして操作に慣れさせていく。そして、一気に全ての機能を使うのではなく、半年程度かけて使用範囲を広げていった。おたよりボックスを設置し、紙でおたより等、配布を希望する方もおられるので、例えば「給食だより等は冷蔵庫に張っておきたいから紙がいいのよね」と言われるような方には、紙のおたよりボックスというのを玄関に置いて、そこから各自自由にとっていただくような配慮をした。そして、私自身、全てこれに置き換えろと言っているわけではないのです。当たり前ですが、生のコミュニケーションも非常に大事ですし、そういったものを全て置き換えろということではなくて、新たな選択肢、活用を1つ設けることによって、本来効率化できる部分を効率化し、その空いた時間や心の余裕を持って保護者とのそれこそコミュニケーションであったり、生のコミュニケーションであったり、子どもたちとの触れ合いであったり、保育の質を向上させていくというところが大きな目的でありますので、大分年次計画を立てて事業化なんていうと、3年先になるのではないかという感じがします。そういうことではなくて、これはもうある種、国からの交付金が出ている、こういった時期に積極的な交付金を活用した導入を図るべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

そして、学校現場に関しては、GIGAのおかげで物理的な環境は、教育長、整ったと思います。実際に昨日の小嶋議員のご答弁の中でも、教育委員会の改善や工夫等によって、そういった教職員の多忙化解消につながることは、ぜひやっていきたいというふうにおっしゃっておられたと思います。であるならば、教育委員会がまさにグーグル・フォー・エデュケーション、グーグルクロームのアプリはどういったものがあるか、どのような活用ができるのかということをしつかりと分かっているかなければいけないと思うのです。例えば園、校長会議も、グーグルクロームであれば、ミートを活用しながらドライブに資料を上げて、それを共有しながら会議もすることができますし、資料配付、ペーパーレスにも大きくつながると思いますし、できると思います。ペーパーレスというのは紙の量が減るだけではなくて、印刷、配付、とじ、それらの会議に関連する細々とした作業が、そこでグーグルクロームのアプリを使うことによって一元化することができます。教育長自身がそういったところを活用して、こんなに便利になるのだよと、まずは体現していく必要がある

のだろうというふうに思いますが、その辺りの意気込み、見解を聞かせてください。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 平成29年もそうだったと思うのですけれども、それ以上だったのでしょうか、今回の大雪。非常にこういう大雪時になると、行政といいますか、業者をお願いしているだけの除雪体制ではなかなかもう限界がどうしても出てくる。そういう中で、いろんな多くの苦情をいただいた形になってきております。どうしてもこういうときはというよりも、議員おっしゃるように行政だけではなくて、地域のボランティアといいますか、地域の住民の方々の理解、協力がないと、なかなか大雪時に対する対応というのは、非常に難しいところがあると思います。そういう意味においては、今回の大雪の中で様々な課題が突きつけられているということも事実です。

そういう中で、確かにいろんな地域の住民の方々の理解を得るために、そうした話合いといいますか、協議の場を持ったり、いろいろと理解をいただくための話合いをさせていただくということも、これ十分必要なのだろうと思います。そういう意味で、今回いろいろなご提案もいただきました。それらについて、今後の課題として取り組んでいきたいなと思っております。

教育長（安中長市君） 今井議員からいろいろご提案をいただきましてありがとうございます。

園のほうからお話しさせていただきますと、園の環境は確かに不十分だと思います。これから園にしても学校にしても、保育士、先生方が自分の業務の中もICT化していくということは、これはもっともっと増えてくるのだろうと思います。

ただ、仕事のことだけでお話しさせていただきますと、保育士が仕事をする、ほぼ9割5分の仕事というのは保育なのです。園児が来ます。園児が帰ります。その間中ずっと保育士は、休憩はありますけれども、それ以外はほぼ100%、園の子どもと接しているわけです。そうしますと、それ以外のことはどうしても子どもが帰ってからになります。なかなか研修とか、正直言いましていろいろな文書をつくるのかという、時間が取れないのは現実としてあります。学校の先生と一番違うのは、そういったおたよりはほぼ90%以上、学級のクラスの新聞だけは違うと思うのですが、それ以外はみんな園長とか副園長とか主任がやっているのではないかなというふうに思います。

ただ、例えば子どもたちの毎日の活動の中で記録をしていくと、こういうのはあると思うのです。それは一応ワープロで作業はできるという形になってはいますが、

それは1人に1台はまだいっていませんので、十数台、少しずつ増やして
いって、まだ不十分なので、やらせていただいています。

それから、学校のほうなので、先生方に1人1台、今町のほうで用意
をして、ノートパソコンをお渡しさせていただいています。それが入ってきたとき、
現場はこれでペーパーレスになるのだろうというふうに思われたのですが、
実際はなかなか進みません。理由は、ペーパーレスも大事なだけでなく、目の前
に紙があるということも大事なことです。特に子どもの理解にとっては、紙がないと。
データの中でどこかなというふうにやってくるのがなかなか難しく、そういう面も
あります。今、今井議員も全部が全部ICT化するのではないのですよと言ってい
ただきましたけれども、なかなか教育現場はICT化とアナログと、せめぎ合っ
ている部分があるのではないかと思います。教育委員会としては、先生方と相談をし
て、先ほど今井議員もおっしゃってくれましたけれども、無理のない中で、学校と
相談しながら前に進んでいきたいと思っています。

以上です。

7番（今井幸代君） すみません、教育長、私はまず教育委員会がしっかりと自分たち
が導入したOSやロイロノート、500万半ばぐらいかけて導入した、そういったソフ
トの機能を教育委員会がしっかりと熟知をしてくれということです。それをこうい
う使い方がありますよ、こんなふうにすると便利ですよと提案するのもひとつ教育
委員会の大事な役割だと思います。教育委員会自身がアプリケーションやロイロノ
ート等のソフトにどんな機能があるのか、どういう掛け合わせができるのか、アプ
リケーションそれぞれいろいろありますから、そういったものをどう組み合わせれ
ばより便利になるのかとか、そういったものを教育委員会自身が分かっているけれ
ば、教育委員会の工夫と改善によってにはならないと思います。その辺りの努力と
いいでしょうか、教育長自身はどちらかといえば、きっとアナログ派なのだろうと
いうふうには思いますけれども、教育長自身がICT化についてもっと触れて、も
っと体験して理解を深めなければ、下はついてこないと思います。ぜひ教育長にも
頑張ってくださいなというふうに思いますので、その決意を聞かせてください。

そして、町長、私はやはり1つ大事なことは、今回一般質問で私なりの除雪課題
についての整理をしてみました。これはあくまでも私が知る限り、考え得る限りで
の課題の整理や提案です。町自身がまずは除雪の課題というものはこういったもの
になっているのかということをしつかりと整理をして、そして私はプロジェクトチ
ームなのか何なのか分かりませんが、しっかりとそこを検討していける組織

をつくるべきではないか。地域整備課だけではなく、全庁的にこの課題に取り組んでいくのだ、これは取り組むことによって地域の、例えば災害時の対応も、より地域も高まっていきますし、行政と地域住民との関係性も、より高めていくことができると思います。災害に強いまちづくりという部分に大きくつながる部分だというふうにも思いますので、ぜひ除雪に関わる課題の全体像の整理をしていただきたい、していただけるのかというのが1つ。

それに向けた全庁的な組織、プロジェクトチームでも検討委員会でも何でもいいのですけれども、地域整備課だけではなく、全庁的にこの課題に取り組んでいく、そういった組織をつくっていただけるかどうか。

そして、最後に、地域住民の皆さんたちを巻き込んだ、それこそ町長、総合計画でワークショップをしていろんな案が出ましたよね。そういったのも1つだと思います。関係するような形に協議会というような堅苦しい会議ではなくて、まずは皆さん、いろいろヒントはないでしょうか、課題は何でしょうかというワークショップのようなことをやることも、もしかしたら一つの手段かもしれません。そういった地域を巻き込んだ除雪課題の取り組みといいましょうか、課題共有や当事者意識を育むような仕掛けを提案していただけるかどうか、その3点お願いしたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 町のアンケートに町が力を入れてほしい課題、除雪がたしか2番目だったかな、それくらい、今年は特に大雪の状況でしたから、なおそういう要望というか、それが強かったのだらうと思います。それくらい要するにこうした大雪時の生活道路の確保ということが、非常に大事なことだと思います。それだけ町民の方々が力を入れてほしいということでのアンケートの結果も出ております。そういう中で、今回もいろんな課題が出てきたと思いますので、それらについて検討していきたいと思います。

教育長（安中長市君） ありがとうございます。いろいろ私の説明がうまく伝わらなくて大変申し訳ございませんでした。教育現場には、どうしてもアナログの部分がいっぱいありますよというお話をしたただけなのです。すみません。ロイロノートの使い方については、教育委員会としても一生懸命研究して、各学校と一緒にやって最大限の使い方をしていきたいと思っています。

私自身がアナログかなと言われて、正直言って私はきっとアナログ系だと思います。ただ、今回のGIGAスクールに関しては、いや、自分はよく分からないよと

というのがどうしても嫌だったものですから、ない知識を何とか膨らませて一生懸命自分なりに頑張りました。局長にもう掘り掘り聞いて、分からないと、また聞いて、3日たつと忘れて、また聞いて、一生懸命やらせていただいています。今議員がご指摘のように、田上町教育委員会、今回入ったGIGAスクール、いろいろなソフトに関して、十分研究しているなというふうに言っていただけるように頑張ります。

議長（熊倉正治君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） 6番、中野和美でございます。これから一般質問をさせていただきますと思います。

東日本大震災から10年となりました。昨日は防災についてメディアでも特集などが生まれ、生命をいかに守るか、なお一層考えさせられる一日でございました。十数年前、田上町に防災行政無線の設置は到底無理だと言われてきましたが、今設置がかない、大変喜んでおります。これからはこの防災行政無線をいかに有効に活用していくかということで、質問と提案をさせていただきたいと思います。

防災行政無線について。まず、1つ目、防災情報の伝達手段としてです。防災行政無線の設置事業もほぼ完了したところで、戸別受信機の設置率が45%という状態です。エリアメールやメール配信があるとはいえ、残り55%の町民にどのようにして防災情報を伝えていくのか、これから考えていかなければいけないところです。

解決策の例として幾つか挙げさせていただきました。例の1、葛飾区は、令和2年、昨年9月23日より防災無線確認用アプリ、かつラッパの配信を開始。かつラッパは、防災行政無線の放送内容を音声や文字で確認でき、過去の放送内容も確認できます。震災時における学校避難所情報や行政のホームページを見ることができず。

例の2、八王子市では令和2年9月1日より、山口県、これと和木町でした。和木町では、令和2年11月より住民向け防災放送アプリ、コスモキャストを使って防災行政無線で放送したものと同一音声を配信する。放送から数秒の遅れはあるものの、ほぼ同時に配信されるほか、アプリをインストールしていれば、マナーモードであっても音声再生される。利用時には郵便番号の登録が必要で、アプリの利用は無料だが、通信料は利用者負担。

例の3、長野県宮田村は、同報無線（防災広報）放送発信・受信アプリ、リージ

ヨナルアラートダイレクトを導入。これは、戸別受信機がなくてもスマートフォンがあれば導入は可能です。発信者自身も避難しながらも放送できるそうです。こちらは資料も添付いたしましたので、アプリの特徴と優位性という資料を御覧ください。

田上町では、戸別受信機などが導入予定より大幅に下回ったことで、1億円ほどの起債をせずに済みました。本来なら、全ての住民に戸別受信機の導入を願うところでありましたが、例に挙げたようなシステムを利用すれば、戸別受信機を導入されなかった方に有効なのではないかと考えています。戸別受信機も電化製品なわけですから、数年から10年ほどの耐用年数で交換が必要にもなってきます。これからの有効な手段として紹介したシステムなど、田上町に合ったものを研究していただき、ぜひ導入をお考えいただきたく思います。

防災情報の伝達手段の次に、放送内容として。防災行政無線を導入する際、今まで議論を重ねてきた中で、再々流したのでは本当に緊急のときにしっかり聞いてもらえないのではないかと。緊急のときだけ流して、ふだんは定期的な作動確認のための放送だけにしよう、今まで話し合われてきたと私は理解しています。実際に始まってみると、それだけではせつかくのシステムがもったいないのではないかと、そう感じています。

町長は施政方針の中で、「災害に係る緊急情報のほか、行政情報を放送しております」とありました。先日、県央地区で新型コロナウイルス感染者が連続した際、町長からの行政無線での語りかけは、町民の皆さんにしっかりと届いたと感じています。今、夕方5時に音楽を流しています。定期的な時間に行政無線や音楽が流れるのだということが決まっていれば、安心して無線を聞けるのではないのでしょうか。

例えば町の行事があるときは前日の何時、もしくは当日の朝何時に放送することが決まっていれば、イベントの有無、参加誘導、交通規制、臨時バスなどの案内ができます。そのときに聞き逃しても、戸別受信機でもアプリでも後から聞ける機能もついていますので、とても有効的に利用できるのではないのでしょうか。町も議会も町民のためになることを日々考え、議論を重ねてきて、ホームページや「きずな」、フェイスブックなどで発信はしていますが、なかなか伝わらないと感じているところもあります。もう一つ、使い方次第でこの行政無線が、町と町民を結びつける一つのツールになり得るのではないかと考えています。行政無線についての利用法、扱い方の方針を示していただきたく思います。

放送内容として、もう一つお尋ねいたします。先日2月13日の地震の際、まず携

帯のエリアメールの警報音が鳴り、防災行政無線の戸別受信機の警報音が鳴りました。このたび設置した防災行政無線はJアラートと連動しているはずですが、特にメッセージ性のあるものは届きませんでした。地震に関してのJアラートの現状は、現在のところどのような対応であるのかをお聞かせください。内容によっては改善策などの要望も挙げていかなければいけないのだろうと考えています。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、中野議員の防災行政無線についての質問にお答えいたします。

防災情報の伝達手段としてであります。先月の総務産経常任委員会所管事務調査及び議会運営委員会で説明いたしました。戸別受信機の設置を希望されなかった方の大半からは、携帯電話やテレビ等により情報は十分に取得できるといった回答をいただいております。その意見は十分尊重する必要がありますが、このままでよいとは私自身考えておりません。当初より申し上げているとおり、災害時の情報伝達手段は一つではなく、様々なものの組み合わせによって、迅速かつ的確に情報伝達を行うことが必要であります。今後、戸別受信機と携帯電話等の情報伝達内容の違いなどを周知啓発することで、引き続き戸別受信機の整備促進に取り組んでいきたいと考えております。また、議員より提案いただきましたアプリ等につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。

次に、放送内容としてありますが、令和元年10月開催の議員全員協議会でお示した、田上町同報系行政無線運用方針に基づいて運用することにしております。町民の生命、財産及び安全に係る情報、すなわち緊急情報が当然のごとく優先されるべきものであります。また、行政情報につきましても他の広報手段だけでは不十分な場合のみ、必要最小限の範囲としております。これらの考え方につきましては、議員ご指摘のとおり常に情報を流しておくことにより、緊急時にしっかりと聞いてもらえないのではないかといった不安な面も正直あります。今後運用していく中で、見直し等も検討していきたいと考えております。

最後に、地震に関するJアラートの現状につきましては、配信する25の情報のうち、地震に関する情報は2つあります。そのうち、緊急地震速報は自動で強制的に放送されるものとなっており、先日の福島沖地震の際にも放送されました。もう一つの情報としては、当町を含む全市町村の震度の観測結果をお知らせする震度速報があります。これにつきましては、震度情報が更新されるたびに、その都度配信さ

れることとなります。一つの地震につき、複数回にわたり警報音を鳴らし、町民に放送することとなります。町民に多大な不快感を与えることが懸念されることから、現在震度速報は設定をいたしておりません。

なお、震度の結果や注意喚起等につきましては、地震の規模等を考慮した上で、町から情報発信していきたいと考えております。

以上です。

6番（中野和美君）では、2回目の質問させていただきます。

アプリを参考にするとのことですが、ただ参考にするということでは終わってしまいそうですので、申し上げます。東日本大震災では、防災無線で最後まで避難を呼びかけた女性職員が残念ながら亡くなってしまいました。町庁舎が水没により孤立した場合、田上町地域学習センターに災害本部を移動する可能性もあることも今までの話合いの中で出てきました。そのとき、町職員も移動、または避難しながら、刻々と変わる膨大な情報をアプリがあればリアルタイムに一斉放送できます。戸別受信機の設置を希望されなかった方の大半は、携帯電話やテレビ等から情報は十分に取得できると回答があったとはいえ、この15年ほどの災害後の経過を見ますと、停電になった場合テレビは見られません。災害時には電話は使えません。メールはしばらくは使えますが、ほかのメールに埋もれてしまう可能性があります。このようなアプリを使うことによって、戸別受信機を導入しなかった55%の方々にリアルタイムで避難を促せますし、住民からのSOSも受けて対応できるとのことですので、救助に向かいやすいという利点があります。町民の命を守るということに関しまして、ぜひ内容を熟考していただきまして、研究をお願いいたします。

放送内容といたしまして、2月13日の地震の後、私は戸別受信機のある室内にずっとおったのですけれども、警報ブザーの音のみでメッセージ性のものではありませんでした。放送はあったということなのですが、どのような内容だったのでしょうか。それとも、届かない地区があったのでしょうか。大事なときに伝わらなければ何にもなりませんので、もしそうなら検証をお願いいたします。

具体的な行政情報の伝え方について答弁がありませんでしたので、再度伺います。先ほども申し上げましたが、例えば町の行事があるときは前日の何時、もしくは当日の朝何時に放送することが決まっていれば、イベントの有無、参加誘導、交通規制、臨時バスなどの案内ができます。そのときに聞き逃しても、戸別受信機もしくはアプリなら後から聞ける機能もついていますので、とても有効的に利用できると思います。

今日の一般質問で内容がやっと分かったので、かぶってしまったところがあるなと思って今見ていたのですが、例えばこんな放送をしたらどうかというところで、町長の施政方針の中にもありました、除雪するスタッフが足りないということの中で、今井議員のところにも重なってしまうのですが、先ほど除雪に必要な大型特殊免許なのですが、道路交通法の10年ほど前の改正により、農業者もほとんどの方が持っているはずでございます。そして、トラクターにシャベルを付け替えて、普通の除雪車とは違う小型のトラクターで除雪することによって、本当に小回りが利く作業ができますので、ぜひこれは進めたいなと、こういうのを農業の……

議長（熊倉正治君） 中野議員、それは質問の中身と違いますから……

6番（中野和美君） いや、そういうことを語りかけてほしいということをおもうと思っていたので、ダブってしまったなと思っています。

ぜひ農家の協力のお声かけをこういう防災無線にも利用されたら、定期的なところで。時間も決まっていなくてやるというのは本当に最悪だと思っていますので、定期的な時間を決めた中で、もしくは5時の放送の後にするとか、そういうふうな使い方をしたらよいのではないかなと思います。具体的な行政情報の伝え方について返答がありませんでしたので、再度伺います。今どのようなことを考えていらっしゃるのか、案がありましたらお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 行政情報等の放送、そういうものについては、前回といたしますか、今回新型コロナウイルスの関係、町民の方々に協力を得たいというふうなことで、自ら放送をさせていただいたこともありました。そういう必要な状況においては、やはりそうした行政情報を放送させていただくということも、重要なことなのでないかなというふうに考えております。

あと先ほどのJアラートでしたですか、担当課の総務課長のほうに説明させます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、私のほうから、まずはJアラートの関係ですが、先ほど町長答弁したとおりメッセージは流れません。音が流れるだけで、もう一つあるのですけれども、もう一つは震度情報ということですから、その都度その都度出るということで町は今設定はしておりません。

それから、行政情報の考え方ですけれども、これも先ほど町長お答えいたしました令和元年10月24日の全協でお示ししたとおり、あくまでもやはり防災無線ですから、町民の生活、財産及び安全に関わる部分を出すのは基本的な考え方ですから、何でもかんでも出すということではありません。その中で、行政情報の中では台風ですとか、そういった緊急性以外、それ以前の場合については出させていただきます

す。町のイベントについても、全体的に何かやる部分で急遽中止したりする場合について必要に応じてやるということで、先ほど町長が申しあげました新型コロナウイルスの関係、そういった部分についても必要なものについては、町長と相談しながら判断して利用していくという考えでございます。

以上です。

6 番（中野和美君） ありがとうございます。

そのように、町長の新型コロナウイルスの放送、私はすごくよかったなと思っています。町長が町民に語りかけるというあのスタンスは、今後もぜひ節目節目にやっていったらいいのではないかなと思いましたので、その辺提案させていただきたいと思います。そういうことに関しましては、定期的に放送する時間等決まっていれば、町民の方も怖がることなく放送を聞けると思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（熊倉正治君） 中野議員の一般質問を終わります。

それでは、お昼のため暫時休憩をいたします。

午前 11 時 35 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

議長（熊倉正治君） 再開をいたします。

次に、8 番、椿議員の発言を許します。

（8 番 椿 一春君登壇）

8 番（椿 一春君） では、議席番号 8 番、椿一春、ただいまより一般質問をさせていただきます。

令和 2 年度は、新型コロナウイルスの拡大がものすごく経済に変化をもたらしました。今までの経済を活発に動かしていたのは、不要不急の分野によって経済が押し上げられていたのかと解釈するのはできないです。人と会って会食する、旅行を楽しむ、温泉でリフレッシュする、人間が人間らしく暮らすために重要なことと私は思います。PCR 検査で感染の判断をしていますが、口腔内に付着があったことの確認であるため、人の免疫力でウイルスが退治されると思われる無症状の方、体内でウイルス退治による発熱、抵抗力が低下しているための発病と様々なことがあります。本当に厄介なウイルスであります。今後、ワクチン接種と新たな生活様式で早く収束を願うばかりであります。

それでは、令和3年度の町長施政方針を聞いての質問をいたします。令和3年度当初予算と平成28年度の予算を比較して、起債の発行抑制により1億4,000万円の減額となっても、令和3年度の衛生費で3,200万円、商工費で6,800万円、教育費で6,800万円の経常経費が増額、合わせると1億4,000万円の経常経費の増加であります。また、令和4年度からまちづくり拠点の整備、防災行政無線の整備の起債の償還が5,000万円、さらに公共交通の整備と経常経費の増加が見込まれます。町民税、固定資産税の減税、地方税は5,000万円の増額を見込んでいるが、科目ごとの増減はあり、財政調整基金を1億5,200万円繰り入れないと運営できないとは大変なことではないでしょうか。

町長は、令和3年度の予算編成は長期的視点に立った的確な行政運営を基本にし、しかしながら、町民の幸福を追求するまちづくりを実現するために、新しい町をつくる3本柱及び第5次総合計画に重点事業として位置づけている事業について優先的、積極的に実施できるよう予算措置を講じたと言われております。私は、税収の減少等で厳しい状態を変えていかなければならないという思いを抱きました。私は、税収を増やす施策を積極的に取り入れることを考えるべきと思います。

施政方針の中に入湯税の減少等がありましたが、指定管理で運営している湯っ多里館等への新型コロナウイルス対策の支援として、294万円の支援金を出しています。助成を決定した後で思いましたが、お金の使い方ではありますが、数倍の効果をもたらす方法があったなということに気づきましたので申し上げます。294万円分の無料利用券を、町民に配布する方法がよかったのではないかと考えました。町の歳出は294万円です。ただ、事業者へ支援金として渡しても同額の294万円の効果、価値ではありますが、別の支援方法として無料利用券700円を4,200枚発行することで町民が湯っ多里館を利用すれば、そこで食事をしたり、買物したり、プラスアルファのお金を使い、湯っ多里館へお金を落とすはずです。町民へは、コロナ禍による疲れの慰労ができたり、湯っ多里館へは現金支援、294万円以上の効果が想定できます。仮に6割の人が700円分のプラスアルファの現金利用があるだけで、合わせて470万4,000円の支援ができたのかと思います。また、町には入湯税の税収の恩恵もあり、三方よしとなったのではないかと思います。お金の使い方ですが、掛け算方式で1掛ける1は1でなく、1掛ける3イコール3となるような支援方法をすれば、もっと生きたお金の使い方ができるはずだと思いましたが。私自身の反省もしているところであります。

そこで、町長に質問です。町長は、指定管理者に対しても指定管理料の10%を支

援する方針で提案があり、議会でも同意があったわけですが、お金の使い方を工夫して、その事業所に数倍の効果がプラスされる方法で支援することに対して、町長のお考えをお聞かせください。

現在の湯っ多里館についてですが、指定管理制度を取っていますが、年間約3,000万円もの税金が指定管理料として支払われています。もっと町民のためであるという施設の位置づけを明確にしてはどうでしょうか。株式会社ではないのですが、町民が株主と匹敵する待遇とすることが望ましいと考えます。具体的には18歳以上、学生を除きまして、町民に無料券を3枚配付して町民が利用することで、収益が数倍に増える方法で利用拡大による増収をされることで、結果、町民福祉の意味合いも強く、株主の待遇として還元する方法がよいのではないかと考えます。

そこで、2つ目の質問です。前の質問にも関連しますが、町民が株主という考えと、もっと町民に寄り添う施設であるという意味合いで、毎年指定管理料の一部で無料利用券を発行して町民を呼び込み、利用実績を上げる仕組みをつくる必要については、町長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、もう一つの税収の積極的増額についてですが、ふるさと納税に関することです。ふるさと納税による歳入の増収を、なぜもっと真剣に実績を上げることに注力しないのでしょうか。日本は、ほぼ平等となるように地方交付税で手当てされるとありますが、やはり豊かな町となるのは税収の上がる自治体が豊かだと思います。税収や歳入を上げるためには、ふるさと納税、事業目的による寄附集め、国の助成金を活用したまちづくり、国の助成金を活用した企業支援、未来の都市開発計画を示すことで土地開発事業者の資本の活用、もっとお金を集め、まちづくりや事業支援、町民福祉の充実、無限にお金を税収外から集める方法は私はあると思います。もっと貪欲になって資金づくりをすることで町財政も豊かになるかと私は思います。

そこで、この中でふるさと納税について質問をいたします。ふるさと納税は、他の自治体と比較すると、私は知恵と行動力でふるさと納税は、まだまだ増やせると思います。町長は、現状の実績に対して、もう十分な金額だとお考えか、まだ増やすべき施策を講じるべきか、お考えはどちらでしょうか。令和3年度より産業活性化ブランド戦略協議会が町全体のブランド力の向上、町の魅力を引き出し、磨いていくと、すばらしい目的を旗揚げしたと思います。私は、この目的に一貫した目標を設定する必要性を感じています。金額目標として、具体的にはふるさと納税、令和3年度には〇〇万円、令和5年度にはウン千万円といった、具体的な事業効果の目的を設定して行うことを提案します。町のブランド力の外部評価として、ふるさ

と納税の増額がよい物差しになるかと思えます。町税を投資して産業活性化ブランド戦略協議会を立ち上げるということで、事業者支援は当然のことですが、町としてもふるさと納税でリターンを得るという考えを持って、事業推進する意気込みを感じさせてほしいものであります。

そこで、質問です。町のブランド力の外部評価として、ふるさと納税の金額を評価の物差しとして充てましたが、ふるさと納税の返礼品のブランド力の魅力が納税者の心を動かし、納税することによって、ふるさと納税も増えるという私の考えですが、これについて町長の考えをお聞かせください。

次の質問です。町の事業評価について、満足度という評価を行っていますが、産業活性化ブランド戦略協議会は商工関連ではあります。投資額、この事業費に対する町のリターンは、ふるさと納税の金額という数値的目標を設定することを提案しますが、これに対し、賛同はいただけるかどうかをお聞かせください。

それで、歳入を増やす方法としては、ふるさと納税のほか、事業目的による寄附や寄附金集めですとか、国の助成金を活用したまちづくり、国の助成金を活用した企業支援、未来の都市開発計画を示すことで土地開発事業者、民間の資金を資本活用とたくさんあり、これ以上に行政職の専門家の職員の皆様はよく知っていると思います。

次に、町長の誰もが住んでみたい、10年後も誰もが住み続けたいという思いをぜひ実現させてください。この思いを実現させるためには、資金、予算が必要であります。町長は、思いはあるが、予算がなくて具現化できないというネガティブな考えはないと思います。民間の事業所のトップに長くおられた実績で、新規事業の立ち上げ等、事業提案を起こし、賛同者を集め、出資を集め、仕組みづくりをし、事業化していくことは数多く経験されてきたことと思います。歳入の増加、資金集め、民間の資本を活用するにもっと貪欲になってほしいと思います。

そこで、質問です。町事業に必要な事柄はしっかりと助成金、交付金等の活用をしていると思いますが、まちづくりのための事前準備、誰もが住みたいと思っても、住む宅地、バイパス沿線等の話題性のある宅地を用意することが必要と思いますが、都市計画図に未来の宅地予想図等を描く考えはあるか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、農業関連についてです。主食用米の過剰基調にある中、米価を安定させるために生産調整推進助成を引き続き実施するとありますが、現実的には約10%の生産調整等により減収が見込まれることを容認していると読み取れました。令和3年

度も六次産業、農商工連携について、令和3年度の予算概要が農水省のホームページに案内があります。この中の事業としては、業務用需要に対応したBツーB、これ業者間の取り組みの推進です。2番目に、農泊と連携した観光消費の推進。3番目に農福連携の発展という、これらのいい計画の中で今年も六次産業ということで農水省が推奨しておるところなのですが、ここで町に戦略があると2分の1と有利になっております。私は、農業者が主となった新たな六次産業化、農商工連携地域協議会を立ち上げる必要性を強く感じ、設置を提言します。

そこで、質問です。新たな六次産業化、農商工連携地域協議会の設置の必要性について町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の質問にお答えいたします。

はじめに、令和3年度施政方針を受けて、歳入の増加策を考えるということで多くのご提案をいただきました。ありがとうございます。1点目の湯っ多里館の町民無料利用券の配布についてということで、指定管理者への支援方法についてのご提案をいただきました。今回の指定管理者への支援に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入り込み客数の大幅な減少と売上げの減少に対し、現時点も含め、お客様が動かない、広告等を行っても集客が難しい状況の中に急を要する支援が必要と判断し、行ったものです。

一方で、この状況が落ち着いたら、いただいたご提案については指定管理者と町とで検討する際の参考にさせていただきたいと思っております。

また、指定管理料の一部から無料利用券を発行し、町民の呼び込みにつなげてはとのご提案であります。現時点では入り込み客数については厳しい状況が続いており、しばらくの間はこの状況が続くものと危惧しております。今後の状況を見ながらではありますけれども、例えば町広報紙「きずな」に町民向け割引券を添付したこともあります。こうした方法も含め、どのような方法がよいのか、また町民の方に、より多く利用していただく方法などについて、検討する際の参考とさせていただきます。

2点目のふるさと納税と産業活性化ブランド戦略協議会についてであります。ふるさと納税は町の自主財源確保のための大切な手段であり、町としてできることは十分に組み込んでまいりました。昨日の藤田議員や池井議員と同じお答えになりますが、田上町も平成20年度からふるさと納税に取り組んでおり、平成28年度から

はさらに多くの寄附を募るため、ポータルサイトの活用を開始しました。この頃までは返礼品に対して、特に厳しい国の規制はございませんでした。しかし、一部の市町村で返礼品の高額化やギフトカードなど、地場とは全く関係のない返礼品を取り扱うなど、本来のふるさと納税の目的である地域貢献からかけ離れた状態となり、大きな社会問題となりました。このことから、総務省は令和元年6月より返礼品は寄附額の3割以内、その地域でつくっているものに限るという厳しい規制を設けました。当町としては、この規制を遵守して、ルールにのっとった形での返礼品となるよう、返礼品の見直しを行いました。また、農家や商店などに改めて呼びかけ、特に人気の高いお米などの返礼品を増やしてきました。しかし、町内から出品できるものには限りがあり、返礼品の品ぞろえを増やすことはなかなかできない現実もあります。今後は、国の規制やルールを遵守することはもちろんであります。これまでになく視点から返礼品について多角的に研究、検討していきたいと思っております。

あわせて、返礼品の充実だけでなく、寄附者にとって寄附の窓口となるポータルサイトについても令和3年度から2つ増やし、6つのポータルサイトを活用することで町と寄附者の接点を広げ、町の増収に寄与できるよう努めてまいります。

また、産業活性化ブランド戦略協議会についてであります。これまで農商工連携地域協議会において町の農産物を活用し、各種加工品等を開発してきました。今年度待望の道の駅が開業し、今後は道の駅たがみを核としたまちづくり、産業振興を図るため、会の名称も変更し、内容も、より町のブランド力向上を意識した会にしていきたいと考えております。その中で、町の地域資源の把握、情報発信の仕方の確認などを行うことがまずは肝要かと考えております。そのほか、従来から行ってきた加工品のラベルや商品の見せ方の研究など、秀逸品となるよう磨き上げていきたいと思っております。新しい加工品等の開発に関してもこれまでの活動を継続する形で行ってまいります。

議員ご発言のとおり、既に町で生産されているものを磨き上げることで、他とは差別化された一品となるよう、また町の歴史等に由来する商品の創出など、この協議会を通じ検討することで、結果として、ふるさと納税の返礼品の創出に結びつけることも可能かと考えます。議員のおっしゃるように、ふるさと納税の金額を物差しという考え方もありますが、何らかの目標は必要というふうに考えております。

あわせて、数値目標の設定についてですが、この協議会そのものが特産品を生み出し、販売する組織ではないので、この協議会への投資額とふるさと納税の金額を

関連づけすることが果たして適当かどうかとは思いますが、ふるさと納税が増額となるようなことも検討していければと思っております。

3点目の未来宅地予定地の落とし込みについてですが、都市計画図は都市計画法に定められた建築できる建物を制限するルールとして、住居系、商業系、工業系から成る13種類の用途地域を落とし込んだ図面であります。このことから、都市計画図に宅地の予定地というものを表記することは適当ではありません。議員からは、令和2年3月議会においても同様の質問をいただいております、回答させていただきました。宅地造成事業については、人口減少対策や少子高齢化対策としては有効な施策と考えておりますが、巨額な経費を要することや用途指定、農振除外等、土地利用に対するハードルが非常に高く、将来にわたり、莫大な時間と経費を要することとなります。財政的にも難しく、町単独での事業実施は今のところ考えておりません。

最後に、六次化産業、農商工連携地域協議会の設置についてお答えします。今回立ち上げる協議会は、産業の名のとおり、農業も含めた産業全般について検討し、最終的には町全体のブランド力を向上することを目的としております。言及された農泊事業につきましては、令和4年度までの間の取り組みです。農業を通じて交流人口を拡大することによって、観光等を含め、町全体に波及効果が及ぶことを期待しております。

ご提案の新しい農商工連携地域協議会の設置についてであります。今後具体的に農業者や農業関係団体などから、会設置の要望や設置の必要性が出てきた段階で改めて検討したいと思っております。

以上でございます。

8番（椿 一春君） 答弁いただき、ありがとうございます。私は、令和3年度の施政方針を聞いて、本当に歳入の減少とこれから厳しい財政運営が来ているのではないかということで、これから歳入がどうやったら増加できるかということについて、今から取り組まないと大変だなということでいろいろ提案させていただきました。

その中で、今回お金の使い方ということで、湯っ多里館という一例を出しておきましたが、そもそもお金の使い方の工夫なのですが、これを参考にしますということとは受け入れてもらえたのかなというふうに理解はしますが、再度もう一回確認したいのですけれども、私の質問でお金の使い方を工夫して数倍に効果をもたらす使い方なのですが、それに対して同意いただけるのかどうか、再度お聞きしたいと思っております。

それから、湯っ多里館とふるさと納税について、私が歳入を増やすということで、まず湯っ多里館の無料券なのですが、これちょうど今GOTイートですとか、GOTキャンペーン、これはGOTイートでいうと2,500円の税金というか、プラスアルファのものがあって、合計として1万円を利用する方にプラスして2,500円分の利用があるということで、ほんの僅か5分の1のお金が、それで5倍としての売上げがその店にもたらせるという、とてもいいものだと思うのです。GOTキャンペーンですとかGOTイート、プレミアム商品券、こういったものもある程度税金とその他民間のお金、個人のお金がプラスされて、その事業所に対してたくさんのお金が支払われるという、こういったもので、やはり湯っ多里館に対しても割引券と無料券というのは全然価値が違うと思うのです。無料券で町民の方に差し上げると、ああ、行こうかという気がします。割引だったら、ああ、割引で、あったらありがたいなという感覚だと思うのですけれども、無料で行けるということは、やはり、ああ、行かなければならないなという、その行動を後押しするととてもいいものだと思いますので、少ないお金で最大の効果を、何倍もの効果を生み出す方法の一つとして湯っ多里館への無料券、そういったものを提案してみましたが、よろしく願いいたします。ぜひ参考にして、指定管理者のところをもう一度よく協議して、ぜひぜひやってくれという思いと、GOTイート、そういったものの例を出してこれだけの、もっともっと多くの事業効果があるのだということをお納得していただければというふうに思います。

それから、ふるさと納税ですが、町長は今のところでなかなか30%以内にしないとかいろいろ規制があったり、町の返礼品に魅力的なものは、もう限界かなというふうな感じで今まで一生懸命頑張っているのだけれども、とてもこれ以上難しいのかなというのをひしひしと感ずるのですが、これからの産業活性化ブランド戦略協議会、その中でいろんな商品を使って、そこで魅力に磨きをかける商品を開発することによって、結果、それがふるさと納税のいい返礼品となって相乗効果を上げるいいアイテムだと思いますので、それで従来のちょうど先月、令和2年のときも何かブランド化ということで大学の先生ですとか、どこかの事業所のコンサルタントの方が来て、一応コンサルティングを受けて、そのときの経費も町が100万円、商工会で100万円、合計200万円のお金を出してコンサルティング、ブランド化という事業をやっていたと思われるのですが、まだ実績として評価がないのですけれども、今見ている感じでは、どれだけのコンサルタントの方からプラスになるものがあったのかなという疑問を今抱いております。これでまた、この流れで産業活性化ブラ

ンド戦略協議会が行われても、あまり効果がないのではないかなというふうに感じます。

今回もその中で、「町の地域資源の把握ですとか、情報発信の仕方などの確認を行う、まずこれが肝要ではないかと考えております」と答弁いただきましたけれども、地域の資源の把握というのは、もうこの令和2年度で終わっているのではないかと思います。それで、もし令和3年度に新たにコンサルタントの方を招いていろいろ知恵をお借りするのであれば、そのものに対しても明確な達成するべきものを求めてほしいのです。例えば道の駅で新しい商品を開発してほしい、1品当たりの販売単価が800円、大体1日に50個売れるぐらいのもの。そうしますと、1か月どれぐらいになるかという、1個800円の商品が1日50個売れて20日間、月に80万円の売上げが出ます。これを1年間すると960万円の消費が生まれます。売上げがプラスされます。これを3品開発すると、約3,000万円の売上げが産業活性化ブランド戦略協議会の中から生まれるわけでありますので、ぜひコンサルタントの方に今年度は新しい商品を3品、ぜひともそれを開発したいのだという、それをぶつけてやって、それに向けていくと、それだけ宿題があれば一生懸命具体的に取組んで成果が生まれるのではないかなというふうに私は思います。ここで答弁の中の地域産業の把握ですとか情報発信の仕方など、曖昧なところを願ったのでは曖昧な結果しか出ないと思うので、ぜひぜひリターン、これだけの見返りが欲しいのだという、そういったもので提案してもらえればいいと思います。

また、これを作る事業者なのですけれども、月に1,000個の流通があったとすると、その中の2割、1個160円の収入があったとすると80万円。それが5店舗やると、月で80万円の売上げがありますので、作った事業者でもいいという結果が出ますので、ぜひぜひ明確なコンサルタントの目標設定をした依頼をしてほしいことをお願いしますが、それに対して町長はどのように考えているのかお聞かせください。

それから、3点目の未来の宅地予定地の落とし込みなのですが、これ令和2年3月だけでなく、ずっと前から言っております。私も一番最初に言ったのですけれども、町長がここに10年たっても住み続けたい、田上に住み続けたい、また、新たに住んでみたいという若者を呼び込みたいという思いがあります。ぜひそれを実現させてほしいのです。幾ら来てほしい、来てほしいと言っても、ではどこに住めばいいのだ。新たな宅地を求めて、それで住むようなことはしないと思います。利便性のいい場所があるから、ではここに住もうかという意思決定をされるはずですから、これは聞き方が悪かったかもしれませんが、都市計画図のところに

明確に書いてほしいということではないのです。今の町のところでも、そのところを将来的な宅地にしたいという構想はあるのですけれども、そういった構想を具体的に転換して、未来の町、ここが403号線の本当バイパスの脇で宅地をこれから開発して、新潟市ですとかそういったところから新たな人口、あと都心部からも来るかもしれません。そういったために宅地を用意するから、どこか開発する民間の事業者と協力してくれないかという、それを言わないと、ただただ若者に住んでほしいのだ、住み続けてもらいたいのだ、来てほしいのだと言っても、何かしら動きをしないと、少しも話は進まないと思います。ですから、未来の夢を語って、事業者がその夢を共有し、事業者自らで、では私らが開発しようかという、そういう思いに動かせるようなモチベーションをぜひ町長の口から言ってほしいと思います。これができないのであれば、若者が希望を持って田上町へ移住することを望んでも無理だと思います。ぜひ町長、よろしく願いいたします。ただ、理想をつぶやいているだけではなくて、声を大にしてほえると、どこかしらから協力者が現れると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、新たな農商工連携、六次産業化について、これは新しく今度は農業者が主体となった形でやると。いろんな補助金ですとかそういったものがありますので、農業者、関係会社の中から要望があったとき、ぜひよろしく願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） いろいろなお提案、大変ありがとうございます。

湯っ多里館での無料券の発行、今椿議員がおっしゃられるように、非常に大胆といますか、奇抜な発想、無料券を発行することによって何倍も返ってくると、こういうふうなお話であります。非常に一つの湯っ多里館のこれからの、なかなか今状況的に非常に厳しい中でありますので、どういうふうな方策の中で、また活気を取り戻せるかということについては、十分にこれは検討していきたいと、こう思っております。

それから、ふるさと納税を増やす。決して、私今の状態といますか、今の金額で満足しているわけではありません。当然何らかの形を工夫しながら職員の皆さんからも知恵を絞ってもらいながら、何とかふるさと納税を増やしていけないものかなということで、ポータルサイトの活用、これは口座を増やすことによって一つの方策ではあるのですけれども、椿議員が先ほどからおっしゃった産業活性化ブランド戦略協議会、これを活用した中で新しい商品開発、これは私は今まで農商工連携地域協議会というふうな形であったのですけれども、これを実際にそうした今椿議

員がおっしゃられた商品開発を具体的に具現化する、そういう目的を持って今まで農商工連携地域協議会というものを新たに、それは大学の先生によって町のブランド力のプランを練ってもらった経緯はあります。それはそれとして、新しい産業活性化ブランド戦略協議会というのは、今まで農商工連携地域協議会といろいろ協議してきた、商品開発も含めて本当に具体化できるような、そういう組織にしていきたいと、そういう思いで産業活性化ブランド戦略協議会を立ち上げていますので、商品開発をぜひ一つ進める中で、そこからまたふるさと納税を増やすところにつながっていけば大変いいなと、こんなふうに思っております。

それから、宅地造成というふうなお話が出ました。私も前から考えているのは、あくまでも田上というのは非常に住環境に恵まれているところだと思います。いろんな地域資源もありますし、自然に恵まれているということも大きな要素だと思います。立地的なよさもあると思います。そういう中で、若い人たちが例えば田上に家を造りたいと思っても、今いろいろと空き家がなかなかいっぱいあります。空き家をリフォームして、ではそこに若い人たちが住もうかなんていうことはあまり若い人たちは考えない。やはりきちんと区画整理されたというか、そういうところに自分の住宅を求めるというふうな傾向だろうと思います。本来ならば、そうしたせっかくの空き家があるわけですから、そういうところをリフォームして住んでもらえれば本当いいのだらうと思うのですけれども、今の若い人たちはそんなところに土地を求めていないと思います。当然町、田上に住みたいと思う人たちに、先ほども椿議員がおっしゃられた利便性であるとか、そういうことは大変大きな要素なのだと思います。例えばすぐ近くに買物のスーパーとかがあるとか、交通の利便性がいいとか、そういういろんな利便性を考えて、ではどこに住もうかということを考えるのだらうと思います。そういう意味においては、やはりそうしたニーズに応えるだけの優良な宅地、これを町が準備するということは、新しく町内に住んでもらう、そういう人たちを呼び寄せるには、非常に大きな力になってくるのだらうと思います。田上の土地もほかから見たら、かなり安いわけですし、そういう意味においては、そうした優良な宅地を提供することによって移り住んでもらえる、そういうことはこれからやはり、当然考えていかななくてはならないことだと思います。そうはいいいながらも、なかなかハードルは高いといえますか、町独自でやっていくには大変なそれこそリスクと資金がかかるわけでありまして。椿議員がおっしゃられるように民間の力を、民間活力を利用した、そういう形での開発、これは当然考えていかななくてはならないなと、こういうふうに思っています。私自身もそういう意味

においては、今後そうした動き方をしていきたいなど、こう思っております。

8番（椿 一春君） 答弁いただきありがとうございます。私は、ふるさと納税をまだまだ増やしたいという意気込みはとても一緒だと思いました。やはり30%というのはどこの市町村でも決められているもので、新たな商品開発、魅力あるものを産業活性化ブランド戦略協議会を有効に立ち上げて、ぜひ、いい商品を作るように強いリーダーシップでよろしく願いいたします。

それから、宅地についてなのですが、確かに町が準備しなければ駄目なのですが、準備する方法は町で全てやるというのは到底無理だと思いますので、民間の力を活用しなければ駄目なのですが、その活用するためには、まず町長が夢等を業者に呼びかける、これを先にやらないと全然ちっとも進まないのです、それを強くお願いして、3回目の質問を終わります。

以上です。

議長（熊倉正治君） 椿議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（議長、副議長と交代）

午後2時04分 休 憩

午後2時15分 再 開

副議長（池井 豊君） 会議を再開します。

議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

最後に、9番、熊倉議員の発言を許します。

（9番 熊倉正治君登壇）

9番（熊倉正治君） 9番、熊倉でございます。一般質問させていただきます。

私ども議員、この3月定例会が終われば任期4年の半分が終わることになります。新年度からは残り2年間始まるわけですが、議長としてはなかなか一般質問を怠けておまして、できなかったわけではありますが、それは責任もありますので、1年や2年の間には必ず質問はしたいなと思っておりましたが、今回2年で1回ということになってしまいました。一般質問させていただきます。

今回は2点質問をさせていただきたいと思いますが、同僚議員とかぶる部分がございますので、あまり重複しないように質問をしたいとは思いますが、1つは今後の財政運営についてであります。一大事業でありました田上町交流会館、道の駅、田上町地域学習センターの建設が終わりました。今後はこれらの施設をどう活かし

て活用していくのかも問われる課題であろうかと思えます。そのことは別の機会の議論として、これらの施設の維持管理費や起債償還に伴う経費の増加に、どのように対応していくのか伺っておきたいと思えます。

令和3年度予算によれば、これら施設の維持管理経費として、田上町交流会館関係では1,500万円、道の駅関係では3,000万円、田上町地域学習センター関係では1,700万円ほど、合計して6,200万円ほどが新たな負担増となっています。昨年11月に示された令和2年度のまちづくり財政計画でも、ほぼ同程度の額での計画が示されています。このことは、逆に言えば今後毎年この経費が新たに負担が続くということになります。そこで、田上町交流会館等の建設の経費について、終わりましたので少し調べてみました。田上町交流会館の建設経費は総額で11億3,366万円、そのうち起債が5億2,340万円、交付金や補助金が4億3,820万円。道の駅の建設経費は6億6,579万円、起債が2億1,530万円、交付金とか補助金が1億5,640万円。田上町地域学習センター建設経費は3億4,896万円、起債は1億1,160万円、交付金、補助金が1億2,430万円。あじさいロードでは総額で1,094万円ほど、起債が270万円、交付金と補助金で270万円、これら合計の総事業費は21億5,935万円、起債の合計は8億5,300万円、交付金、補助金などが7億2,160万円、そのほか基金が2億7,611万円、一般財源とか県の事業も入っていたようでありますので、県の受託事業収入などで3億848万円ということで21億円、関連の施設で経費がかかったということで、近年にない大変な事業であったというふうに思います。議会も当然了解をして進めた事業でございますので、今後先ほど申し上げましたが、この施設をどう運営していくのかというのは、本当にこれから課せられた課題であろうかというふうに思います。

そのほかでも防災行政無線、公共交通、学校の空調設備、GIGAスクールの導入経費など、それらはまた経常経費と起債があるわけであります。財政調整基金の運用や起債の残高も気になるところでもあります。その中でも同僚議員もおっしゃっていましたが、私は中でも連日、財政対策債の位置づけが最も気になる場所でもあります。

令和3年度予算は大幅な減額となっており、編成には多分苦勞されたのだろうなとは思いますが、新型コロナウイルス感染症対策もまだまだ続きます。今後の財政運営に支障がないのか、新たな経常経費捻出によるた他事業への影響は出ないのか、懸念される場所です。令和3年度の予算、大まかに私なりに見れば、歳入面では前年比で町税が6,000万円ほどの減にはなっておりますが、予算要求で出された不足する部分というのは、多分2億円ぐらいなのかなというふうに私は想像しますが、

地方交付税が5,000万円ほど増というふうに見ておられますし、臨時財政対策債も300万円増ということで見ているようでありますし、財政調整基金を1億5,200万円ほど見込んでいるということで、これによって予算が編成されたのかなというふうには私は見ました。

その中で、令和3年度予算の中では極端なものは私は見えないのでありますが、今後の財政運営上、新たな経常経費捻出が当然あるわけでありまして、新規事業や既存事業の整理縮小、廃止等の考えはあるのか、また財政調整基金の適正な運用は当然ではあります、必要最小限の残額は維持できるのか。臨時財政対策債の元利償還金は交付税で措置をされていますが、交付税の不足分を自治体に借金をさせて運用を図る制度そのものを、どのようにお考えになるのか伺っておきたいと思いますが、この臨時財政対策債は先ほども申し上げましたが、同僚議員が聞いておりますので、あまり深くは私も申し上げませんが、いつも私が常に思っている臨時債、非常に問題だろうというふうには思っております。

それと、2点目であります、公共施設の老朽化問題です。この問題も今後町の財政に大きく影響するものであらうと思っております、町の公共施設の老朽化問題は、町長ご自身も多分感じておられるのではないかと考えますが、公共施設等総合管理計画によれば、「公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となっている中、本町においても厳しい財政状況が続く中で、人口減少や少子化・高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。よって今後は、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化する必要があります。また、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することで、本町の実情にあったまちづくりを進めることが可能となるほか、国土強靱化に資するものとなります」と計画の目的で述べられています。この総合管理計画の中で、1981年、昭和56年ですが、以前の耐震基準で建築された公共施設が示されています。

私が近い将来において何らかの対策が必要と思われる施設として、今回は特に椿寿荘、1918年、大正7年建築ということで103年経過。町民体育館、1973年、昭和48年、48年経過。老人憩いの家心起園、1974年、昭和49年建築、47年経過、この施設が私が特に考えているものであります、管理に関する基本的な方針の中では、椿寿荘は1918年に建設された豪農の館であり、建築当時の状態を引き続き維持していく、心起園は耐用年数を迎えようとしていることから、劣化の状況を把握し、必要な修繕の実施を検討します。また、更新の検討にあたっては、他施設への機能移転ある

いは複合化など集約化や廃止も含め検討します。町民体育館では、施設の老朽化が進行しています。更新にあたっては、現在、町で計画を進めている交流施設（ホール）との多目的利用も視野に複合化を検討しますと述べられています。このほかにも老朽化している施設はありますが、特に老朽化が進んで早急に対策が必要と思われる施設について取り上げてみましたが、椿寿荘は文化財としての位置づけがありますから、当然建て替えなどというものはありませんが、現状を保存し、維持、継続していくための対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

心起園は、機能移転あるいは複合化など集約や廃止も含め検討、町民体育館は田上町交流会館との多目的利用も視野に複合化を検討となっておりますが、この方針どおりに進めていかれるのかお伺いをしてみたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、熊倉議員の質問にお答えいたします。

はじめに、今後の財政運営についてお答えいたします。議員からは、冒頭に令和3年度予算について、今後の財政運営を展望する中で様々な指摘、分析をしていただきました。まさに言われるとおりであり、私のほうから特に説明を加える必要もないかと思います。ここ数年、各年度の当初予算の編成方針に当たっては、既存事業の廃止、縮小、統合を含め、抜本的な見直しを指示しております。議員ご指摘のとおり、令和3年度予算において新規事業や既存事業の整理縮小、廃止についてあまり目立つものはありませんが、例えば機能訓練や各種の健康教室、運動教室などにおいて事業の廃止あるいは縮小や統合などの見直しを行っております。今後も既存事業の整理縮小、廃止等の考えについては継続的に検討し、実施してまいります。

必要最小限の財政調整基金の残額維持につきましては、関根議員の質問でお答えしたとおり、その年に実施する事業や施策、起債の償還等により、時事刻々、財政状況が変動することから、一定金額の保有等は難しい状況ではあります。しかしながら、まちづくり財政計画においては、5年後の最終年度の残高は3億円を確保することを基本方針といたしております。臨時財政対策債の制度につきましても関根議員の質問でお答えしたとおり、私も本来の形は地方交付税で全額措置すべきものであると考えておりますので、臨時財政特例債を廃止し、全額交付税措置を行うことを町村会等を通じて国へ要望してまいります。

次に、公共施設の老朽化問題についてお答えいたします。椿寿荘につきましては、議員ご指摘のとおり100年を経過する建築物、かつ文化財という性格を有しているこ

ともあり、現状大きく変更するような改修は行うべきではないと思っております。一方で、経年による建物の傷みが出ている箇所もあります。その都度、指定管理者側の館長をはじめとしたスタッフの日常点検により、必要な修繕等については担当課が協議しながら対応しております。町の文化財として保存していく必要もありますが、町を代表する貴重な観光資源としても位置づけていることから、今後も建築当時の状態をできるだけ維持することを心がけ、常に早め早めの修繕に努めてまいります。

町民体育館につきましては、建物の老朽化も進行しており、設備の不具合もあります。ところで、令和元年度オープンした田上町交流会館の多目的ホールは、一定人数の集会施設や軽スポーツの場としての役割を担っております。これらのことから、町の屋内スポーツ施設を今後どのようにしていくのかという課題がありますので、教育委員会でその検討を行っております。

老人憩いの家心起園につきましては、施設の老朽化が著しく、施設の維持に必要な最低限の修繕を行っております。議員ご指摘のとおり、施設の機能移転あるいは複合化など、集約や廃止を含めた検討が必要であります。いずれにいたしましても、町民体育館と心起園につきましては、令和3年度に今後の方針について本格的な検討を始めていきたいと考えております。

以上です。

9番（熊倉正治君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

交付税の関係は、特別細かく私は最初申し上げませんでした。この3月議会の一般会計の補正予算の中では、約1億円ほど追加になるということで補正が出ていたと思えますし、それによれば、約18億円ぐらいになるというふうに思いますが、一方、令和3年度予算は17億5,500万円ほどということで、過去の交付税の決算状況を見ても17億円ちょっとぐらいで、ここ四、五年推移をしているということで、交付税そのものは減ってこないのかなというふうに私も見ますが、この辺で交付税そのものも町にとっては大変重要な財源ですから、この辺もしっかりと国からいただく金ですから、町がどうこうできるわけでもないかと思えますが、質問の中にはないのですが、去年の10月、国勢調査が行われました。ネットなどを見ると、この2月に速報値が出るというようなのを私は見ていたのですが、何か新型コロナウイルスの関係で、6月にならないと速報値が出ないというようなのが出ておりました。何でそんなことを申し上げるかという、国調人口が一番交付税の中ではかなりのウエートを占めた数という、人口になっていくのだろうと思えますが、少子高齢

化が進んでいる中で、平成27年はこれが今の基準だろうと思うのですが、1万2,188人。令和3年1月末の人口、これは人口動態の「きずな」に載っている数ですが1万1,383人、もう確実に国調の町の総人口というのは、減ってくるという状況は間違いないわけでありますが、他の町村も当然そうだろうと。東京都を除けば、それ以外はもう軒並み下がるということになるので、呉越同舟には言いませんが、みんな下がっていくのだろうとは思いますが、統計担当というか、総務課のほうで通告にはありませんが、いろいろ調べていたらどうもこの辺が心配なもので、6月にしか公表できないということですから、多分駄目なのではないかなと思います。統計上、国勢調査の人口数が把握できて発表ができるのであれば、さわりを少し聞いてみたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。通告にございませんでしたので申し訳ありません。

あと臨時財政対策債、関根議員も聞いておりますので、あまり私もくどくは申し上げませんが、とにかく臨時財政対策債の残高が、もう起債の半分を占めているわけです。令和元年度の決算でいえば24億8,000万円、このとき町の全体の起債残高は44億3,300万円ですから、ほぼほぼ半分臨時財政対策債が占めているということで、これがなかなか平成13年頃からずっと交付税の代替ということで始まった制度ですから、ほぼほぼ平成22年ぐらいからずっと20億円台の残高になっているのですよね、いろいろ調べてみたら。これは、何度も申し上げますが、本来であれば交付税で見るべきものを地方自治体にみんな借金をさせて、あとは交付税で見るからみたいなやり方というのは私は承服できないし、やめるべき制度だろうというふうにいつも思っていますし、一番問題なのは後年度負担になっていって、我々世代以降の皆さんにも借金が残っていくということが、私は一番問題にして見ている部分ですので、インフラの整備とかそういった部分での起債というのは、私は理解はしますが、この制度自体は本当にやめてもらうような運動はすべきだろうなというふうに常々思っておりますので、町長も答弁の中ではそのようなことを申されておりますが、ぜひ、町村会でもそういったことも進めていただきたいなと思いますので、再度その辺も少し答弁をお願いしたいなと思います。

それと、公共施設の老朽化の問題であります。管理計画をまともに読むと、町民体育館も心起園も廃止という方向に見ざるを得ないのですよ、私は。答弁では検討を令和3年から始めるということをおっしゃっていますが、この辺は検討するにしても市内だけでやるのか、あるいは関係の団体もいっぱいあるわけですから、そういった意見も聞くのか。言い方は悪いですが、多分廃止などという方向を出したと

しても、かなりの反対が出ると思いますよ、私は。そういう意味でいえば、機能移転を考えてもいいのかもしれませんが、それは当然、小中学校の体育館ということになるのだろうと思いますが、かなり難しい問題になるのではないかなというふうには私は思ってあえて質問もしているわけですから、令和3年度で検討するということにはなっていますが、どういった体制で検討するのか。その中での結論を見て結論を出されるのか、総合管理計画の中でもほぼほぼ廃止というような表現になっているわけですから、その辺が本当にどのように検討を進めていかれるのかというのを再度お聞きをしておきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。臨財債、これは本当に関根議員からもお話が質問の中にございました。今も熊倉議員から言われているように、私自身も非常に時限立法というふうなことでありながら、実際にそれこそ24億円という、町が借金をさせられていると、熊倉議員がおっしゃられるそのとおりであります。本当に臨財債というのは、私自身も大変気になっている話でありますので、当然それらは、町村会等を通じて訴えていかななくてはならない課題なのかなというふうに捉えております。

それから、施設の老朽化問題、ほかの自治体もみんなそうなのだと思うのですが、それこそ築40年、50年、そうした施設の老朽化ということが非常に大きな課題になってのしかかっております。先ほどの答弁でもお話し申し上げましたけれども、椿寿荘を除けば、心起園も体育館も本当にこれからどうするのかということを実際に考えていかななくてはならない、大変重要な課題であります。決して逃げるわけではありませんけれども、令和3年度に当然そうしたどういう形でいくのか、本当に真剣に検討しなければならないなど、こんなふうのひとつ思っております。

国調の関係については、担当課のほうから説明させます。

総務課長（鈴木和弘君） では、私のほうからお答えいたしますが、6月まで公表してはいけませんということになっておりますので、先ほど熊倉議員がおっしゃるように、確かに住基人口とそれほど大きくは変わらないかと思っておりますので、その程度でご勘弁いただきたいと思っております。

9番（熊倉正治君） ありがとうございます。

3回目の質問、答弁は必要ございませんが、臨時財政対策債、私も含めて議員の皆さんも、これはしっかりと今後注視をしていかないと大変なことになろうかと思っておりますので、ぜひ私も含めて議員の皆さんも臨時財政対策債はよく見ておいたほう

がいいのかなというふうに思います。施設の老朽化問題ですが、ぜひ検討されるのは当然だろうと思いますが、どういう形で、廃止ありきというようなものは私はあってはならないと思いますし、ぜひ町民の意見をしっかり聞いた中で対策、対応を検討していただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

副議長（池井 豊君） 熊倉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（副議長、議長と交代）

午後2時46分 休 憩

午後3時00分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

副議長、大変ありがとうございました。

日程第3 承認第1号 専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の報告について

議長（熊倉正治君） それでは、日程第3、承認第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 総務産経常任委員会、議案付託審査の報告をいたします。

承認第1号 専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の報告です。国民健康保険条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染に係る傷病手当に関して、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法の引用による、新型コロナウイルス感染症を直接新型コロナウイルス感染症に改めるものです。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、防疫など作業手当の特例についても新型コロナウイルス感染症を政令で定める指定感染症から、直接新型コロナウイルス感染症に改めるものです。いずれも法の改定であり、交付金の定義による変更で1月12日付けで専決処分をしています。本議案は原

案のとおり承認されました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第4 承認第2号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について

日程第5 承認第3号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について

日程第6 承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第4、承認第2号から日程第6、承認第4号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 承認第2号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について、歳入歳出予算の補正を歳入歳出それぞれ7,000万円追加するもので、1月8日付けで専決処分をしています。歳入は、財政調

整基金繰入金4,621万7,000円と繰越金2,378万3,000円によるものです。

歳出は、一斉除雪8回、排雪7回の経費と、家屋火災の影響による消雪パイプ配電盤修繕料などがあります。

承認第3号 専決処分（同年度度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち8款土木費について報告します。歳入歳出予算の補正をそれぞれ1億6,121万6,000円追加するもので、歳入は国庫補助金2,183万5,000円、基金繰入金1億3,938万1,000円によるものです。

歳出のうち、8款土木費は1月8日付け専決以降の寒波到来に伴う一斉除雪4回、排雪9回の経費で5,000万円を増額補正しているもので、2月4日付けで専決処分しています。除雪体制に関する質疑があり、道路幅に合った除雪機械の選定については次年度において検討するとの答弁でした。

承認第4号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について、歳入歳出予算の補正をそれぞれ287万1,000円追加するもので、歳入は財政調整基金繰入金によるものです。

歳出は、災害復旧事業の小規模崩壊防止工事補助金ですが、2月4日付けで専決処分し、年度内での復旧工事が終わらないため、繰越明許費補正をしています。

質疑において、工事に伴う建屋の解体費について、専決後の内容変更は今後の契約に危惧をもたらし、2月17日の議員全員協議会で公費の内訳を示し、説明すべきであったことに対して、議員全員協議会での説明は補助金予算の説明をしたもので、工事内容に踏み込んだものではないとの説明がありました。

また、関連質疑で、災害時に速やかな対応を図るには、民有地に接した町道との境界確認等の調査が今後必要ではないかということに対して、今後検討していくとの答弁でありました。

審査の結果、承認第2号から承認第4号の3議案は原案のとおり承認されました。
議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、社会文教常任委員会付託案件審査報告を申し上げます。

承認第3号でございますが、まずこちらに関しては、過日全員協議会でも協議がなされました、新型コロナウイルス対策関連のものとなっております。ワクチン接種に関連した補正の中で、当局からの説明として、高齢者の接種は4月下旬頃から、高齢者以外の対象者の方は7月頃からを予定している。そして、対象者は65歳以上の高齢者が約4,400人、16歳以上64歳以下の対象者の方が6,600人とのことです。集合接種の会場は田上町交流会館と保健センターを予定しており、接種の委託先は検診機関と加茂市医師会を予定しているとのことでした。接種体制としましては、医師、看護師を15人程度、接種人員は1日200人を想定しているとしています。

質疑等で、福祉施設等の入所者に関しては、嘱託員による接種または往診による接種等も可能であること。また、自力で会場に来ることが困難な高齢者の方の移動手段の確保として、バスの運行等も検討しているとの答弁がありました。

ワクチンの供給数ですとか、そのスケジュール等がいまだ不明確な状況から、スケジュール等、大幅な変更等も十分考えられるということを理解してほしいと、当局からの説明も加えておきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス対策の進捗状況についての質疑もありまして、その中でPCR検査に関しましては申請が204件ありまして、そのうち学校関係が94件、福祉施設関連が99件、一般が9件との内訳との説明がありました。

審査の結果、原案承認でございます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員長報告のとおり

承認されました。

次に、承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員長報告のとおり承認されました。

最後に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第7 議案第3号 田上町使用料条例の一部改正について

日程第8 議案第4号 田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止について

議長(熊倉正治君) 日程第7、議案第3号及び日程第8、議案第4号までの2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それではご報告申し上げます。

議案第3号、議案第4号に関してございですが、こちらは特段、質疑なく、原案可決となりました。

以上でございます。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について

議長(熊倉正治君) 日程第9、議案第5号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 議案第5号 同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について報告します。

これは事業の確定により、契約額の変更が1億244万800円の減額となり、地方自

治法の規定により議会の議決を求めるものです。減額変更の主なものは、戸別受信機が町民の希望調査により2,200台減ったことと、外部アンテナが戸別受信機の減少及び電波不良箇所の判明に伴う500本減少したためです。変更後の契約金額は1億5,055万9,200円になります。

質疑では、外部アンテナの設置完了を2月末としていましたが、答弁では大雪が影響し、3月末までずれ込むとのことでした。

審査の結果、議案第5号は原案のとおり可決しました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第10 | 議案第6号 | 令和2年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について |
| 日程第11 | 議案第7号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第12 | 議案第8号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第13 | 議案第9号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）議定について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号） |

議定について

日程第16 議案第12号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定
について

日程第17 議案第13号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第5号）議定につ
いて

議長（熊倉正治君） 日程第10、議案第6号から日程第17、議案第13号までの8案件を
一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいた
ものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 議案第6号 令和2年度田上町一般会計補正予算
（第14号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち1款議会費、2款
総務費（1項、5項、6項）、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土
木費、9款消防費、11款公債費、第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費補正の
うち2款総務費（1項）、第4表、地方債補正について報告します。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ2億9,224万3,000円を減額し、予算総
額を65億2,947万8,000円とするもので、年度末の交付申請などによる増減整理によ
るものです。

歳入の町税は、法人の固定資産税の見込み、税収の伸びが弱いたばこ税に国は減
収補填債を認め、入湯税が新型コロナウイルス感染症の打撃を受け1,800万円の減額
補正をしています。地方譲与税の地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場
利用税交付金についても減収補填債が認められています。町債に当たる減収補填債
は、国が減収対象の借入れ枠を拡充し、借入れを推奨していることもあり、充当率
100%、交付税措置額75%となっています。繰入金では、財政調整基金繰入金へ2億
9,838万5,000円を戻しています。また、生涯学習センター建設基金繰入金は、基金
の目的を終えたためこれを廃止し、取崩し残金の4,284万9,000円を財調へ繰り入れ
ています。

2億9,224万3,000円減額することによる、町への影響と減収補填債の今後につい
て質疑があり、答弁では新型コロナウイルス感染症の影響で財政が落ち込むかと思

っていたが、変化はなく、町への交付税等で対応してきて、残額は落ち着いている。減収補填債は、令和2年度のみとの見通しを述べられました。

歳出では、主に2款総務費で1項総務管理費の財産管理費について、歳入で触れた生涯学習センター建設基金と道の駅残額を加えた5,424万9,000円を財政調整基金元金積立金へ繰り入れています。財調の残額は6億9,000万円になります。

5款労働費は、労働諸費で公共交通導入の研修が、新型コロナウイルス感染症で中止になったことによる旅費の減、負担金補助では、地方路線対策補助金で新潟交通観光へ運賃収入減少に対する補助金の増額を行っています。

6款農林水産業費では、水田農業構造改革対策事業費が農地費など事業確定による減額補正です。

7款商工費についても事業の確定による減額補正ですが、観光費の地域おこし協力隊活動事業で隊員を当初2名で予算計上していたところ、1名で10月から活動しており、576万4,000円の減額補正。道の駅たがみ整備事業では、備品購入の1,500万円は建設工事費の中で購入できたことによる減額補正を行っております。

なお、湯っ多里館管理事業で、ごまどう温泉浚渫工事を行った結果、温泉湯量が2月末で毎分330から350リットルと元の湯量に戻りつつあるとの報告を受けています。

8款土木費は、年度内工事は100%発注済みであり、事業確定による減額による補正となっています。

ただ、住宅費の住宅管理事業で、民間賃貸住宅建設補助金500万円の利用実績がなく、全額減額されています。

9款消防費についても事業確定による減額補正ですが、特に防災費の防災対策事業で、同報系防災行政無線整備事業委託料の大幅な減額は設計変更によるもので、詳細はさきの議案第5号で述べたとおりです。

11款公債費の町債、償還利子1,086万2,000円は、予算策定時より利率が下がったことによる償還金利子の見直しに伴う減額です。

歳出に対する質疑で、人口ビジョン策定業務委託料、これは182万6,000円ですが、これをやめて自前で行うことについては、5年前の資料と国の資料を基に自分たちで策定が可能と判断した旨の答弁がありました。

道の駅たがみ管理事業の役務費の減額は、ごみの回収が役場の回収ルートの中にあるためとの答弁でした。

第2表、継続費補正は、企画事業の総合計画策定業務委託に係る経費で、補正後

の総額770万円を令和2年、令和3年の年割で算定しています。まちづくり拠点整備事業は、道の駅建設が終了したことによる金額の修正で、令和2年、年割額を5,493万4,000円に変更しています。

第3表、繰越明許費補正のうち、2款総務費、1項総務管理費のまちづくり拠点整備事業は、事業効果分析や学習センター事業の遅れによる翌年への繰越しであり、社会保障・税番号制度システム整備事業についても実施が翌年になるため繰り越すものです。

第4表、地方補正は、新たに河川整備事業で限度額400万円、先ほども述べた減収補填債の限度額1,213万9,000円を証書借入れするものです。

質疑に対する答弁で、減収補填債は令和2年度のみ国で認め、交付税措置に該当します。また、新型コロナウイルス感染症で国が特別に減収を認めれば、減収補填債に追加されることもあり得るとのことです。

議案第7号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について報告します。歳入歳出予算の補正を歳入歳出それぞれ3,054万円減額し、総額を8億3,944万9,000円とするものです。歳入では、使用料の湯田上温泉使用料の減収のほか、事業確定に伴う減額補正が大半ですが、諸収入では新潟五泉間瀬線道路改良工事に伴う下水道管移設補償費の県からの受入れと、消費税還付金で1,439万3,000円の雑入がありました。

歳出についても事業確定等による減額補正です。主なものは、下水道事業費の下吉田川排水区雨水対策工事請負費の1,095万3,000円の減額や、一般会計同様に公債費の利子借入利率の変更により697万円の減額となっています。

議案第8号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について報告します。歳入歳出予算の補正を歳入歳出それぞれ582万8,000円減額し、総額を8,167万2,000円とするものです。当事業は維持管理が主なもので、年度末に至り、増減整理による補正です。

議案第6号、議案第7号、議案第8号は、審査の結果、原案のとおり可決しました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご質疑もありませんので……

（議案第13号の声あり）

議長（熊倉正治君） すみません、議案第13号が落ちておりました。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 失礼しました。

続いて、議案第13号 同年度田上町下水道事業会計補正……

（水道の声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 水道事業会計補正予算（第5号）議定について、これは収益的支出の予定額が水道事業費用のみの補正となり、営業費用を17万6,000円減額するものです。

議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第13号は、審査の結果、原案のとおり可決しました。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、議案第6号の一般会計補正予算でございますが、主な内容は事業確定や事業見通しがついたことによる増減整理となっており、特段の議論はなく、原案可決でございます。

続いて、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号に関しましても、一般会計補正予算と同様に、特別会計補正予算の事業確定や見通しがついたことによる増減整理が主となっております、特段議論はなく、原案可決いたしました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願について

議長(熊倉正治君) 日程第18、請願第1号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願について、審査では反対、賛成の討論を得て、起立採決の結果、賛成者多数で採択と決定しました。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

7番(今井幸代君) それでは、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願に関しまして、私は反対の立場で意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

今回、請願の内容というものは、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと、政府は最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正をすること、政府は最低賃金の引上げができ、経営が継続できるよう、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ることの3点となっております。新型コロナウイルスの影響により、地方経済、地域の事業者の皆さんたちは雇用の維持に今必死になっている状況です。そういった中、最低賃金1,500円以上を目指すことというものは、新潟県の最低賃金が831円となっている現在から見れば、1,500円というものは1.8倍に当たるものとなっております。こういった状況下で雇用維持、何としましてもまずは雇用を守るのだと頑張っている事業者に関しては、なかなか耐え得るものではないというふうに思います。実際にこれを目指すということは、現時点においては、やはり難しいものがあるのではないかとというふうに考えます。

次に、最低賃金法を全国一律の最低賃金制度に改正をすることという点に関しましても、最低賃金を全国で一元化、一律にすれば、雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥って雇用の数が減ってしまうのではないかと懸念や、企業は立地戦略の観点から人件費が高まる地方への投資を避け、一方でインフラが整い、市場規模が大きく、効率的に生産や販売活動が可能となる都市部や、また、人件費が安

い海外への立地や投資を加速するのではないかというふうな懸念が生まれます。こういった懸念が確実に払拭されることがなかなか難しい中で、全国一律賃金制度に改正をすることということは、非常にリスクが多いというふうに感じます。これらの観点から、私はこの請願には反対の立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私は、今度の請願について賛成の立場で討論に参加します。

まず、請願者の主張は、全国一律ということと述べており、またイメージ的には1,500円とされていますが、この間請願者が町を訪れ、各派代表者会議の席上で1,500円にこだわらないということを明言しておりました。

もう一つは、請願人の請願の文章にもありますように、何と国会での自民党有志による全国一律の賃金というものをまとめ上げ、政府に提案をするというところまで来ています。

反対者の意見の中に、全国一律の賃金が地方で上がったら、企業が海外に出ていくのではないかという心配があると言いましたが、それは事実認識の誤りだと思うのです。なぜなら、かつてそういう時代はありましたが、現在企業がなぜ国内に投資しないかという、国内に投資をしても、生産をしても売れない、市場として日本の国内は魅力がないというのが、主な理由だということを海外進出をされた企業への質問にお答えになっております。したがって、賃金が上がったからといって、企業が海外に流出することを促進するなどということは、あり得ないことであることは明確です。

もう一つは、賃金が一律に上がることによるメリットです。それは今あまりにも地方が賃金が低い、そのために若者が全部都会に流れていく、そういうことが東北や新潟でも、また九州地方でも起こっているのが事実であります。こういう点では、全国一律にすることが一番ふさわしい中身だと思うのです。

さて、全国一律の賃金にすることによって、どんな不公平が生まれるかということも調べてみました。確かに東京で暮らすには土地が高いですので、一般に都心部といいますか、近いところではアパート代が10万円もします。この辺でいうと2倍を超えているのです。しかし一方で、新潟ではどうしても車が必要です。1台150万円の車を5年間使ったとしても30万円の毎年お金が必要です。さらに、タイヤの交換、燃料などといえば大体50万円から60万円のお金が必要なのです。

一方、大都会においては、確かにアパート代は10万円ですから私たちよりも2倍かかります。年間でいうと約60万円の違いが出ますが、それは私たちが車を使って

いるのとほぼ同じ状況です。こうして見ると、請願団体が調べたように、かかる経費はほとんど変わらないということも明らかになりました。こうした点でいえば、全国一律にやるということの妥当性が見えてきました。

さらに重要なことは、中小零細企業が極めて、特に田上町には多いということです。こんなに中小零細企業の方が多いところに、いきなり全国一律の賃金を提起しただけでは経営が成り立ちません。だからこそ、請願者は政府による手厚い中小企業保護が必要だということを同列して述べております。やはり最低賃金を引き上げるということは、同時に中小零細企業に対する手厚い国の支援策、保護策があつてこそ実現するものだと思います。また、経済の流れというのは、それを永久にやらなくても、経済循環が地域の中で起こってくれば、自立でもちゃんと賃金を払えるだけの力を、中小零細企業もつけることができるということも経済の法則で明確になっています。

よって、請願者の請願については賛成ということを確認しておきたいと思いません。

以上です。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後3時45分 休 憩

午後3時46分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

日程の追加

議長（熊倉正治君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書案が提

出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発委第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
について

議長(熊倉正治君) 追加日程第1、発委第1号を議題といたします。

提案者、総務産経常任委員長の説明を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) それでは、皆さんのお手元に配られました意見書を読み上げることによって説明とさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)。

厳しい日本経済にコロナウイルス感染症が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面しています。この難局を乗り越えるには、国民の消費購買力を高めるための賃金の改善が不可欠です。

令和2年度地域別最低賃金の改定は、地域別であるがゆえに新潟県と東京都では、同じ仕事でも182円の格差があります。このため若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足を招いていることも地域経済を疲弊させる要因になっています。このことは自治体の税収減少へとつながり、行政運営に厳しさをもたらしています。

政府は現行の賃金体系を見直し、財政出動を行い、公正取引ルール整備など具体的に中小企業の支援策を講じるべきです。労働者の生活の質と消費購買力を高め、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会を作りたいと考えています。そのため最低賃金を改善し、全国一律の賃金制度にするよう下記の事項を要望します。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、現行の最低賃金を改善すること。
2. 政府は、最低賃金を全国一律の賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げにより、中小企業が経営難に陥ることの無いよう

支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

これより発委第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

7番（今井幸代君） それでは今ほど提案がありました意見書に関しまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、地方の、特に町内の事業所は雇用維持に今まさに必死になっている状況であります。そういった中で、最低賃金の改善を要求していくということは、やはり時期早尚ではないかということが1点と。

最低賃金の全国一律賃金制度に改正することに関しましては、先ほど懸念されるリスクは申し上げたとおり、これらは全国商工会議所が4月に提出しております要望書の中でも、全国一律賃金制度に関する不安や懸念等を述べております。こういった地方においても全国一律最低賃金制度の議論の深まりや理解が進んでいない中で、最低賃金を全国一律賃金制度に改正することと意見書を提出するのは、やはり議論の深まりをもう少し見るべきではないかというふうに考えます。

以上の観点から、この意見書に関しては反対の立場で意見を述べさせていただきました。

以上です。

6番（中野和美君） 最低賃金法の第1条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

政府は、2017年に策定した働き方改革実行計画で、年率3%程度引き上げて全国平均1,000円を目指すという目標を既に掲げていますし、菅内閣総理大臣も改善を推し進めています。最低賃金を上げると、企業努力も加味されて生産性が上がりやすいところから、現在の政府施策として業務改善助成金というものがありますが、先般書類作成が困難と問題になった雇用調整助成金と並ぶ煩雑さです。雇用調整助成金に代わるものとして休業支援金という簡素な制度ができたように、業務改善助成

金も企業が利用しやすいものになれば、賃金アップも導入しやすくなるのであらうと考えます。最低賃金が低いままでは、特に非正規の場合、ダブルワーク、トリプルワークをしてもワーキングプアという状況もあり得ます。

よって、多くの議会から賃金アップの意見書が提出されることで、国の施策が改善され、労働者の生活の安定と経済の健全な発展を願い、この請願に同意いたします。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場から討論に参加いたします。

反対者が述べておりましたが、田上町の企業はほとんどが中小零細であります。この中小零細企業主が本当に経営が楽になり豊かになる、率直に言えばしっかりともうけられる、このことは町の経済の循環にとっても極めて重要な課題だと考えています。

ところが、今の貧困の第一は、消費税が8%になって消費力が落ちていく、そのことによる困難さ。さらに10%になって、さらに経営が厳しくなっていく。その上、今度は新型コロナウイルスなのです。このとき、政府は一体何をしたのでしょうか。少なくとも新型コロナウイルス対策として、企業に対してしっかりと十分な補償をしたかという点、残念ながらそういう状況ではありません。国民の大多数の皆さんが自ら自粛して外に出ない、買物をしない、そのことによって新たな困難が中小零細企業に起こっていることは事実であります。そのことと賃金の引上げを混同するわけにはいかないのではないのでしょうか。

もちろん賃金を全国一律にするには、単純に賃金を上げただけで解決するものではありません。その前提となるのは、国家がしっかりと中小零細企業に対して支援を行うことがどうしても必要です。なぜなら、大企業と中小企業の全体数は僅か大企業は0.3%、中小零細企業を含める中小企業は99.7%を占め、中小企業で働く人々は零細企業も含めて70%の労働者がそこで働いているのです。したがって、中小企業を育成せずして、そこに働く人の暮らしは成り立たないということは日本の経済構造上、明確であります。

今度の意見書案は、決して1,500円にせよと述べていません。しかも、国によって中小企業経営が成り立つようにしっかりと支援することを求めているのが今度の意見書案であり、全面的にこの意見書案に沿って国がしっかりと政策を展開することこそ必要だと確信しております。をもって賛成討論といたします。

10番（松原良彦君） 私は、反対の立場でお話をさせていただきたいと思います。

今、新型コロナウイルスの関係で日本国中が皆さん心配したり、どうなるかとい

う瀬戸際に立っております。決して雇用者の社長がもうけているわけではありません。これはやはり皆さんの状況がもっとよくなれば、また、皆さんの活動もよくなると思いますので、こういうむちゃくちゃな賃上げは絶対に私は反対の立場を取ります。

以上です。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、発委第1号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第19 発議第1号 県中央医療圏の発展と県立加茂病院を二次救急病院として県営で運営することを求める意見書について

議長（熊倉正治君） 日程第19、発議第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、池井議員の説明を求めます。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 意見書案を読み上げまして、提案理由の説明に代えたいと思います。

県中央医療圏の発展と県立加茂病院を二次救急病院として県営で運営することを求める意見書（案）。

田上・加茂地域は、救急患者の搬送先病院探しに県下で最も長時間を要しているため、県央5自治体と議会が一致して救命救急センターの建設を県に要望してきました。

その結果、泉田元知事が「救える命は救いたい」と表明し、県央基幹病院の建設が決定されました。

県央基幹病院は、三次救急病院として「医師が勤務したい病院」「研修医が学べる病院」を目指して救命医療、高度医療、専門医療を担う病院として計画されました。

県立加茂病院と県立吉田病院は、二次救急病院として、県央基幹病院の後方病院と位置づけ、県央地域の民間病院も含めて協議を重ね、更に住民への説明を行い、合意の元で県央医療圏域の発展を目指して計画を策定したものです。

ところが、現知事は、県央医療圏の再編計画を発表して県立病院は、回復期と慢性期病院に転換して民間運営にする方針です。県の再編計画は、急性期医療から撤退する5病院（県立加茂病院、県立吉田病院、済生会三条病院、燕労災病院、三条総合病院）の患者を県央基幹病院に集中させる一方で、高度専門医療は、新潟市や長岡市に患者を搬送することもあると発表しました。

県央基幹病院の建設の目的からも、県立加茂病院、県立吉田病院の役割から大きく後退する計画では、県央医療圏の医療の大幅縮小であり、とりわけ田上・加茂住民の命と健康への不安を増大させます。

よって、県は以下の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 県立加茂病院は、加茂・田上住民に約束したように、県立として運営し二次救急病院にふさわしい体制を整えること。
- 2 県央基幹病院は当初計画どおりに実施し、三次救急病院にふさわしい体制を整えること。
- 3 新型コロナウイルス感染症等にも十分対応できる県央医療圏域を確立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、新潟県知事と新潟県病院局長です。

以上で提案とさせていただきます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井議員、ご

苦勞さまでした。

これより発議第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後4時03分 散 会

別紙

令和3年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和3年3月12日（金） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		諸般の報告	報告
第2		一般質問	
第3	承認第1号	専決処分（田上町国民健康保険条例及び田上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の報告について	承認
第4	承認第2号	専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第11号））の報告について	承認
第5	承認第3号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第12号））の報告について	承認
第6	承認第4号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について	承認
第7	議案第3号	田上町使用料条例の一部改正について	原案可決
第8	議案第4号	田上町生涯学習センター建設基金設置条例の廃止について	原案可決
第9	議案第5号	同報系防災行政無線整備業務委託変更請負契約について	原案可決
第10	議案第6号	令和2年度田上町一般会計補正予算（第14号）議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第11	議案第7号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
第12	議案第8号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)議定について	原案可決
第13	議案第9号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)議定について	原案可決
第14	議案第10号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第15	議案第11号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第16	議案第12号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について	原案可決
第17	議案第13号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第5号)議定について	原案可決
第18	請願第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願について	採 択
追加 日程 第1	発委第1号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について	原案可決
第19	発議第1号	県央医療圏の発展と県立加茂病院を二次救急病院として県営で運営することを求める意見書について	原案可決
		散会	

第 4 号

(3 月 23 日)

令和3年田上町議会
第1回定例会会議録
(第4号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和3年3月23日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 5番 | 小嶋 謙一君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | | |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 渡邊 賢 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 会計管理者 | 山口 浩一 |
| 教育長 | 安中 長市 | 教育委員会
事務局長 | 小林 亨 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 産業振興課長
補佐 | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 代表監査委員 | 大島 甚一郎 |
| 町民課長 | 田中 國明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 中野 祥子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 議案第1号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第2 議案第2号 田上町介護保険条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第1、議案第1号及び日程第2、議案第2号までの2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、特別委員長の報告を求めます。

（予算審査特別委員長 池井 豊君登壇）

予算審査特別委員長（池井 豊君） 予算審査特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託された議案第1号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第2号 田上町介護保険条例の一部改正についてでございます。審査結果は、全議案原案可決でございます。占用料の徴収について、田上町の収入にどのような影響があるか等の説明もなされましたが、特に深い質疑もなく、条例の改正を皆さん全会で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3	議案第 14 号	令和 3 年度田上町一般会計予算議定について
日程第 4	議案第 15 号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 5	議案第 16 号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第 6	議案第 17 号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第 7	議案第 18 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第 8	議案第 19 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第 9	議案第 20 号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第 10	議案第 21 号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長(熊倉正治君) 日程第3、議案第14号から日程第10、議案第21号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について、特別委員長の報告を求めます。

(予算審査特別委員長 池井 豊君登壇)

予算審査特別委員長(池井 豊君) 当委員会に付託されました議案第14号、令和3年度田上町一般会計予算、それから各特別会計予算、全8議案でございますが、審査結果は全議案原案可決でございます。

補足説明をいたします。今回の予算の特徴は、予算規模が平成27年以来の少額で、43億5,600万円の小規模予算でした。それは、平成28年から大型事業がずっと続いてきて、それが終了したことに伴うものでございます。

歳入に関しては、コロナ禍において税収の予測が困難なことや、影響がいつまで続くか分からない状況でつくられた歳入予算でございました。

歳出においては、交流会館、道の駅、地域学習センターの3大施設のオープンによる経常経費の増加、実証運行が開始される公共交通経費などが特徴的です。

そんな中、173件の質疑がされ、8件の総括質疑が行われました。質疑の中では、今回の予算で特徴的なところの一般財源、自主財源をどのように確保するのかというような質疑、またはコロナ禍における人員配置、人材確保は大丈夫かなどというのが特徴的なものだったと思われまます。

最後に討論及び採決が行われました。反対討論はなかったものの、賛成討論として、一般会計には消極的な賛成なもの、町長の誠実性をよしとして賛成するものや、一部事業には注文をつけるが、賛成するというような討論がありました。

採決の結果、全議案原案可決でございました。

議長(熊倉正治君) 特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 私は、令和3年度一般会計予算の議定について、賛成の立場から討論に参加します。

私は、令和2年度当初予算では、私が要請した住民要求のほとんどが盛り込まれていないことを理由に反対の態度を明らかにしました。

令和3年度当初予算に賛意を示すのは、佐野町長が第1に県央医療圏への花角知事の医療破壊とも言える再編成案に対して、とりわけ県立加茂病院が県営で二次救急病院としての機能をしっかり活かすことを求めたことでもあります。

第2に、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に対して、次々と起こす東京電力の安全への不備を危惧し、住民の安全を第一とすることを明確に述べ、花角知事の選挙時の公約を守るべきことを事実上明らかにしたことであります。

賛成の理由の第3に、町の特定環境下水道、川ノ下以北の下水道、集落排水下水道、後藤、曾根、横場、保明地域の下水道が公営企業会計に移行しないと、政府がこれまでの50%補助を行わないとする方針です。これは、住民負担である下水道料金の引上げを政府が明確に示唆したものであります。これに対して佐野町長は、町議会予算委員会で積極的推進の立場でないことを吐露しました。そして、人口3万人以下の田上町では、条例を制定しなければ公営企業会計に移行できないことも明らかになりました。町条例制定の内容に一般会計などからの繰入れが可能な条例の条項をつくるのが、住民負担を引き上げないよう積極的な条例になることは間違いありません。

以上3点にわたる佐野町長の政治姿勢は、いずれも菅内閣や花角県政に迎合せず、住民の安全と住民負担の軽減を最優先する姿勢として、大いに評価できるものであります。どのような圧力があっても、住民の暮らしと安全を第一に考える町政を担う佐野町長であることを強く求めるものであります。

一方、予算案では緊急通報装置の月料金を2倍にする、紙おむつの支給を減らす、既に地方交付税に算入されていると言われる新生児聴覚検査の費用など、2年越しに要求していることも予算化されませんでした。これは、財政当局が一律に1割削減を方針としたこと、住民生活に関わる部署が安易に応じてしまったことだと、私は判断しました。福祉、衛生関連の予算項目は、長年の住民の要求から出発し、創設されたものが少なくありません。したがって、維持するだけでなく、発展させることが必要だと考えます。

また、佐野町長の政策で学校給食の無償化が、部分的であります。実施されていますが、この発展がありません。学校給食の無償化は、今全国の自治体で進められています。学校内での2人、3人以上の兄弟だけでなく、さらなる拡大が求められています。

さらに、医療費18歳までの町独自助成の政策のうち自己負担分の削減、縮小の実現なども含め、佐野町政の1期目に住民の暮らしを守る予算の拡大を、年度途中で

も取り入れることを強く求めて討論といたします。

1 番（小野澤健一君） 討論をさせていただきます。

先週 4 日間に及ぶ予算審査特別委員会が行われ、予算の詳細に関する質疑が行われました。しかしながら、私が主張する町民の暮らしの基盤である疲弊し切っている田上町の社会経済に対する、有効な施策が見当たりませんでした。現状の認識に対して私と町側では大きな相違がある、違いがあることを改めて感じた次第であります。先日行いました私の一般質問の論旨からすれば、反対の立場を取るのが筋とも考えます。しかしながら、国の第三次補正に基づき、新年度早々に補正予算措置により施策を検討する予定にあること、疲弊し切った田上町の社会経済に対して予算編成の遅延による、これ以上のダメージを与えることは適当でないこと、以上の大局的立場に立ち、遺憾千万ではありますが、賛成の立場を取りたいと思います。

改めて申し上げますが、経済施策の要諦はリバウンドを抑え込む切れ目のない施策の実施を鉄則とし、経済的離陸を促すことであります。そのための予算を計上しないことは、飛行機に例えれば、離陸のために滑走路に入る手前でエンジンを切ることと同じであります。補正予算措置により、この代償に見合う施策の実施を強く希望し、討論を終えます。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 交流会館等建設調査特別委員会調査報告について

議長(熊倉正治君) 日程第11、交流会館等建設調査特別委員会の報告を行います。

特別委員長の報告を求めます。

(交流会館等建設調査特別委員長 関根一義君登壇)

交流会館等建設調査特別委員長(関根一義君) それでは、交流会館等建設調査特別委員会の報告をいたします。

皆さんのお手元に報告書が配付されていると思いますから、参照をお願いしたいと思えます。報告は要点のみといたしますので、よろしくをお願いしたいと思えます。

建設調査特別委員会は、1月12日の第37回の委員会をもちまして、おおむね任務を終了することになりました。1番目のところに書いてありますけれども、平成27年の6月定例会で設置が議決をされ、そして令和元年5月16日でありましたけれども、臨時会におきまして、引き続いて設置されていくということが決議されて今日に至っております。

報告は、先ほども申し上げましたけれども、要点のみといたしますけれども、実

は入る前に、今朝地域住民から電話をいただきまして、関心がものすごくあるのだなということを再認識いたしましたので、一言だけ報告しておきたいと思います。過日の総括質疑でなされました、町長が報告いたしました道の駅と原ヶ崎地域学習センターも含めてですけれども、この間の実績がマスコミで報道されました。それを見た住民ですけれども、大変な関心を持っていまして、よかった、よかったという話でございました。私たちもこれから、この道の駅等を十分活用した町の活性化に資していかなければならないと、こんなふうに思っております。

それでは、報告してまいります。2番目に、特別委員会の主な議論経過について報告したいと思います。第25回までの特別委員会の報告につきましては、平成31年3月議会で小池前委員長から報告がありました。以降私の担当した期間について報告いたしますけれども、一部重複しますが、主な議論内容を報告いたします。8点にわたって報告いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず第1に、学習センターの、当時学習センターと言っていましたけれども、修正案についての議論でありました。学習センターは、原ヶ崎交流センターを全面改修し、都市再生整備と一体的な事業として位置づけられました。しかし、同センターはかねてから老朽化や設備上の問題も指摘され、全面改修の投資効果に疑問が提起されました。そうした中で委員会は計画の修正を求め、その結果、修正案の提示に至りました。修正内容についてはそこに記載してありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

次に、重点道の駅認可に向けた議論でありました。この事業は、既にご承知のとおり、社会資本整備総合交付金の対象としてエリア内の都市整備計画が必要となり、役場前の交流会館を中心とした県との一体的整備をする道の駅と原ヶ崎交流センターの2か所を構想として加速することになりました。委員会は、この重点道の駅を戦略的まちづくりと位置づけ、推進することといたしました。

3点目ですけれども、指定管理者候補についてであります。「道の駅にぎわい創出組合」が結成されましたけれども、この「道の駅にぎわい創出組合」は、商工会内に任意組織として結成されたものであります。指定管理者の候補として目されておりました。そうした中で、本田上工業団地へのP L A N T進出が現実となる状況下で、「道の駅にぎわい創出組合」が、撤退したいというふうな意向であることが特別委員会に執行から報告がなされました。道の駅を戦略的なまちづくりと位置づける特別委員会は、事業を成功させるためには、「道の駅にぎわい創出組合」の撤退は道の駅構想に大きな影響を及ぼすとの意見集約の下に、撤退の翻意を求めてまいりま

した。

4点目ですけれども、指定管理希望者募集の経過であります。指定管理者は、事業運営に伴い、公募に基づき、議会の決定によることが本来の手續であります。一方で、指定管理希望者を募り、施設の建設段階から意見の反映する体制が事業成功に必要なとの議論が行われました。したがって、指定管理希望者として募集することに、委員会として同意をしたところであります。

5点目でありますけれども、旧公民館の活用及び跡地利用問題についてであります。旧公民館の解体方針をめぐり、特別委員会は自治体事業に対する住民要求に真摯に向き合い、しかし一方では、町民全体の利益と公平性の判断が議会に問われているという判断をいたしました。議論の過程で一定期間住民の使用を限定的に認めたいとの町長見解が示され、今後は跡地利用検討会で地元自治会の要望が可能な限り反映されることを期待しまして、町長見解に同意することにいたしました。

6点目です。あじさいロード及び原ヶ崎運動広場改修事業の見直しについてであります。あじさいロードの事業に対しては、従来から疑問が提起され、反対の動きが顕在化しておりました。特別委員会は、佐野町長誕生を契機に現地調査を実施し、投資効果、費用対効果の観点から事業の見直しを行うべきことを提起いたしました。その結果、事業が見直しされることになりました。あじさいロード及び原ヶ崎運動広場の事業の見直しであります。内容についてはそこに記載したとおりでありますので、参照をお願いしたいと思います。

次に、道の駅たがみ直売所の議論であります。直売所、飲食、イートインについてでありますけれども、「道の駅にぎわい創出組合」との協議の結果として、面積を当初計画に48平米増の480平米、建設概算で5,600万円増の2億6,000万円としたいとの説明がありました。特別委員会は、この間の議論経過を踏まえ、既決事業費は尊重されるべきとし、面積の縮小及び事業費の圧縮を求め、再検討を求めました。その結果、第30回特別委員会で面積480平米を460平米とする修正案が示され、第31回特別委員会で承認をしたところであります。

最後に、8点目ですけれども、開業をめぐる諸課題についての議論がなされました。開業に向けた諸課題については、そこに記載するとおりでありますけれども、任意組織であった「道の駅にぎわい創出組合」は、令和元年12月27日、県から事業協同組合の設立認可を受け、令和2年1月24日に「道の駅たがみ協同組合」として法人登記されました。オープンイベント等を中心とした開業準備の進捗状況が議論されましたけれども、あるいはコンビニエンスストア、ローソンの開店が町、指定

管理者、ローソンの3者の面談協議によって、11月3日という分離開業ということになりました。

以上8点を報告いたしましたけれども、報告が不十分な点はあるかも分かりませんが、議論内容については会議録として議会事務局で保管されていますので、目を通したい方はぜひ目を通していただきたいと思います。

以上、簡単でありますけれども、この間議論してまいりました経過について報告して、この案件についての整理を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（熊倉正治君） 特別委員長の報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。関根特別委員長、ご苦労さまでした。

本件は特別委員長報告のとおり了承することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、交流会館等建設調査特別委員会の報告の件は、特別委員長報告のとおり了承することに決定しました。

これをもちまして交流会館等建設調査特別委員会に関する調査を終了いたします。

日程第12 議員派遣の件について

議長（熊倉正治君） 日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

日程第13 閉会中の継続調査について

議長（熊倉正治君） 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に印刷・配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、議会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月1日の初日から本日までの23日間と長期間にわたり、令和3年度の予算案をはじめ多数の重要案件につきまして慎重審議の上、それぞれご決定またはご承認をいただき、誠にありがとうございました。新年度予算の執行に当たりましては、審査の過程で賜りましたご意見、ご提言を踏まえ、今後の行政運営に当たってまいりたいと思います。

新型コロナウイルスの感染者が国内、県内で確認されてから1年がたったわけですが、まさに世界中の人々にとって脅威と試練の1年となりました。町においては、感染予防や拡大防止対策とともに、国や県の支援が行き届かないところを重点的に数々の支援策を打ってまいりました。感染拡大の収束がいまだ見通せない状況ではありますが、全町民への新型コロナウイルスワクチン接種というこれまで経験のない膨大な業務に全庁的な体制で臨んでおります。医師会や検診機関との調整や会場確保、接種券発行などの作業を進めており、全町民が速やかにワクチン接種を受けられることで早期にコロナ禍が収束に向かい、一日も早く日常の暮らしに戻れることを心から願っているところであります。

議員各位におかれましては、十分健康に留意の上、今後とも町政の運営にご協力をいただくとともに、あわせてご指導、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

誠に簡単でございますが、以上をもちまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして令和3年第1回田上町議会定例会を閉会いたし

ます。

大変ご苦労さまでした。

午後2時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月23日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会副議長 池 井 豊

田上町議会議員 小野澤 健 一

” 議員 品 田 政 敏

別紙

令和3年 第1回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第4号 令和3年3月23日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第1号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
第2	議案第2号	田上町介護保険条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第14号	令和3年度田上町一般会計予算議定について	原案可決
第4	議案第15号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	原案可決
第5	議案第16号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	原案可決
第6	議案第17号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	原案可決
第7	議案第18号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	原案可決
第8	議案第19号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	原案可決
第9	議案第20号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	原案可決
第10	議案第21号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	原案可決
第11		交流会館等建設調査特別委員会調査報告について	報告

日程	議案番号	件名	議決結果
第12		議員派遣の件について	決 定
第13		閉会中の継続調査について	決 定
		閉会	